

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

(注) ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 上場投信転換条項付 デジタルクーポン 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 上場投信転換条項付 デジタルクーポン 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- **本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象上場投信の終値が所定のロックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象上場投信の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象上場投信の価格水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券は、対象上場投信の価格、対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準の変化や本債券の発行体等の格付（信用状況）に対応して価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。**
- **本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。**
- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります。

(価格変動リスク)

- 本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象上場投信の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象上場投信の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象上場投信の価格水準によっては損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、対象上場投信の価格、対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）、金利水準の変化や本債券の発行体等の格付（信用状況）に対応して価格が変動すること等により、償還日前に途中売却する場合には、損失（元本欠損）が生じるおそれがありますので、ご注意ください。

【本債券の償還前の価格に影響する要因】

本債券の償還前の価格は、様々な要因に影響されます。また、これらの要因が相互に作用し、それぞれの要因を打ち消す可能性があります。

《対象上場投信の価格》

対象上場投信の価格の下落：本債券の価格は下落

対象上場投信の価格の上昇：本債券の価格は上昇

《対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）》

対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）の上昇：本債券の価格は下落

対象上場投信の価格の予想変動率（ボラティリティ）の低下：本債券の価格は上昇

《金利》

円金利の上昇：本債券の価格は下落

円金利の低下：本債券の価格は上昇

《本債券の発行体等の格付》

格付の低下：本債券の価格は下落

格付の上昇：本債券の価格は上昇

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります。

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(流動性リスク)

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(利率変動リスク)

本債券の利率は、利率決定日の対象上場投信の価格の水準によって変動します。このため、対象上場投信の価格の推移によっては、低い方の利率の適用が継続する可能性があります。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象上場投信にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象上場投信の価格の水準によっては、債券というよりは対象上場投信を現物で購入するのと同様の経済効果を持つこととなります。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象上場投信の分配金等を得ることもできません。
- **対象上場投信は、日経平均レバレッジ・インデックス（※）に連動する投資成果（基準価額の変動率が日経平均レバレッジ・インデックスの変動率に一致することをいいます。）を目指す追加型株式投資信託です。日経平均レバレッジ・インデックスには、次の性質が内在しているため、対象上場投信の価格もこの性質を反映した値動きをします。これらを十分ご理解のうえ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。**
- ◆ 日経平均レバレッジ・インデックスは、常に、前営業日に対する当営業日の当インデックスの

騰落率が、同期間の日経平均株価の騰落率の2倍となるよう計算されます。しかしながら、**2営業日以上離れた期間における日経平均レバレッジ・インデックスの騰落率は、一般に日経平均株価の2倍とはならず、計算上、差（ずれ）が不可避に生じます。**

◆ 2営業日以上離れた期間における日経平均レバレッジ・インデックスの騰落率と日経平均株価の騰落率の2倍との差（ずれ）は、当該期間中の日経平均株価の値動きによって変化し、プラスの方向にもマイナスの方向にもどちらにも生じる可能性があります。一般に、**日経平均株価の値動きが上昇・下降を繰り返した場合に、マイナスの方向に差（ずれ）が生じる可能性が高くなります。一般に、期間が長くなれば長くなるほど、その差（ずれ）が大きくなる傾向があります。したがって、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信（日経レバレッジ指数 ETF）は、一般的に長期間の投資には向かず、比較的短期間の市況の値動きを捉えるための投資に向いている金融商品です。**

◆ **対象上場投信の価格が大幅に下落した場合、その後、日経平均株価指数が上昇したとしても、投資元本が減少しているため、対象上場投信の価格は、日経平均株価と同程度には上昇しません。**

※日経平均レバレッジ・インデックスとは

日経平均レバレッジ・インデックスは、日々の騰落率を日経平均株価の騰落率の2倍として計算された指数で、2001年12月28日の指数値を10,000ポイントとして計算されています。

■ 本債券にかかわる発行条件（行使価格、利率決定価格、早期償還判定水準、ハックイン判定水準）は、本債券の国内受渡日における対象上場投信の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象上場投信の価格は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ (<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>) に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

当社の概要について

商号等	株式会社 SBI 証券
	金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本店所在地	〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
資本金	48,323,132,501 円(平成 29 年 9 月 30 日現在)
主な事業	金融商品取引業
設立年月	昭和 19 年 3 月
連絡先	株式会社 SBI 証券カスタマーサービスセンターにご連絡ください。

固定電話 : 0120-104-214 (フリーダイヤル)

携帯電話・PTS : 0570-550-104 (有料)

※平日 8 時 00 分～18 時 00 分 (年末年始を除く)

※SBI 証券の取扱い商品・サービスの詳細・お問い合わせは、上記カスタマーサービスセンターで承ります。

SBI 証券に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

住 所：〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1

電話番号：株式会社 SBI 証券 カスタマーサービスセンター

固定電話：0120-104-214（フリーダイヤル）

携帯電話・PTS：0570-550-104（有料）

受付時間：平日 8 時 00 分～18 時 00 分（年末年始を除く）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9 時 00 分～17 時 00 分（祝日を除く）

以上

2018年6月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪シナリオを想定した想定損失額」と題する書面を含む。）



Deutsche Bank

ドイツ銀行

ドイツ銀行ロンドン支店 2020年6月29日満期

早期償還条項付／上場投信転換条項付

デジタルクーポン円建社債

(NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信)

－ 売 出 人 －

株式会社SBI証券

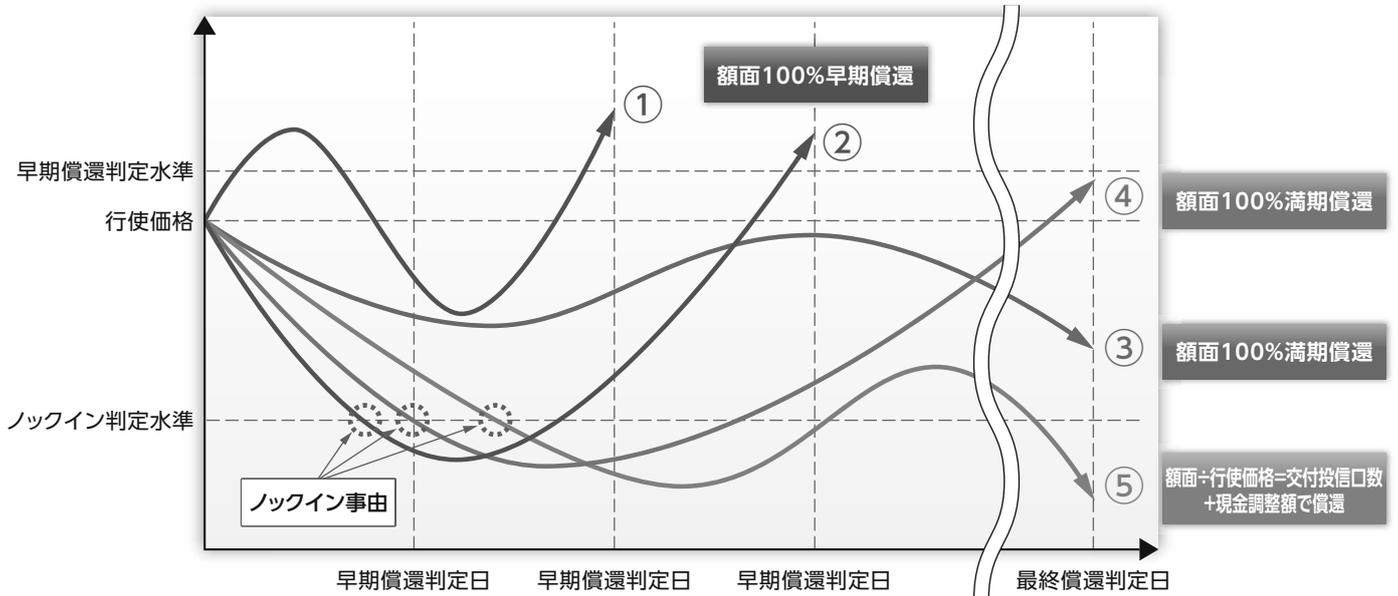
ドイツ銀行ロンドン支店 2020 年 6 月 29 日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債（NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信）（以下「本社債」といいます。）の早期償還は、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の受益証券（以下「償還対象受益証券」といいます。）の価格の変動により決定され、また、本社債の償還は償還対象受益証券の価格の変動により、償還受益証券口数の交付および現金調整額の支払をもって行われることがありますので、本社債は償還対象受益証券の相場の変動により影響を受けることがあります。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報、第 2 売出要項、2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞」をご参照ください。

なお、償還対象受益証券につきましては、本書「第四部 保証会社等の情報、第 2 保証会社以外の会社の情報」をご参照ください。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象上場投信終値 \geq 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象上場投信終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象上場投信終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象上場投信終値 \geq 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象上場投信終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象上場投信終値 $<$ 行使価格」の場合、「額面金額 \div 行使価格」で計算される交付投信口数と現金調整額で満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「(2) 償還および買入れ」をご確認ください。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額(以下「想定損失額」といいます。)のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. ヒストリカルデータ

2000年1月(または対象上場投信の設定日)以降の各日を起算日とした約2年の期間での、最大の下落率及び最大の上昇幅は以下のとおりです。

	起算日		起算日より約2年後		期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
					下落率	上昇幅
対象上場投信の価格	17,100円	2015/4/16	13,410円	2017/4/14	▲21.58%	
対象上場投信の価格の変動率	38.52%	2014/9/12	58.67%	2016/9/9		20.15%
円金利	0.14%	2005/7/7	1.25%	2007/7/6		1.11%

出所: BloombergのデータよりSBI証券作成(2018年6月14日現在)

- 対象上場投信の価格の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):対象上場投信の価格の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 円金利:期間2年の円金利スワップレートを記載しております。
- 対象上場投信の価格は下落率を、対象上場投信の価格の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)及び円金利は上昇幅を記載しております。

上記の過去データでは、本債券の想定される損失額を十分に説明できません。このため、対象上場投信が連動する投資成果を目指す『日経平均レバレッジ・インデックス』(以下「参照連動指数」といいます。)の過去データを提示し、想定損失額のシミュレーションを行うものです(将来における実際の損失額を示すものではありません)。

	起算日		起算日より約2年後		期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
					下落率	上昇幅
参照連動指数	24,181.81	2007/2/23	3,085.58	2009/2/20	▲87.24%	
参照連動指数の変動率	29.89%	2007/8/8	94.71%	2009/8/7		64.82%
円金利	0.14%	2005/7/7	1.25%	2007/7/6		1.11%

出所: BloombergのデータよりSBI証券作成(2018年6月14日現在)

- 参照連動指数の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ):参照連動指数の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 円金利:期間2年の円金利スワップレートを記載しております。
- 参照連動指数は下落率を、参照連動指数の変動率(ヒストリカル・ボラティリティ)及び円金利は上昇幅を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

本債券は、早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象上場投信の終値が所定のノックイン判定水準以下となり、かつ、最終価格が行使価格未満となった場合には、原則として、満期償還は対象上場投信の現物及び現金調整額の交付によってなされるため、対象上場投信の価格水準によっては損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1.で示した過去の市場データにおける参照連動指数の下落率は▲87.24%でした。満期償還日における対象上場投信の価格の下落率を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、満期償還日に対象上場投信の価格が▲87.24%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

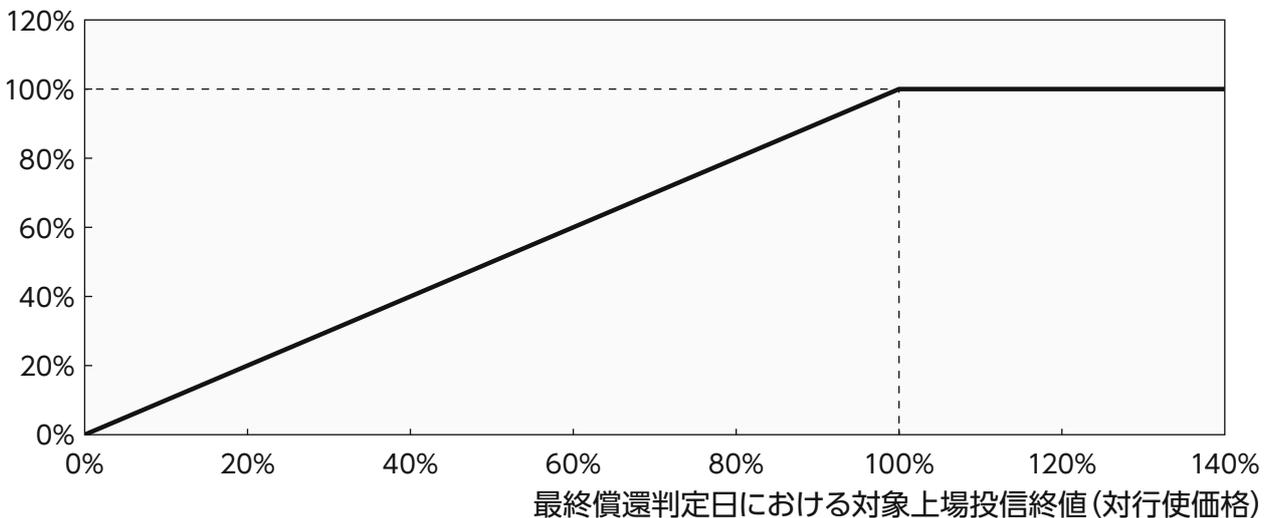
対象上場投信の価格の行使価格からの下落率	想定損失額(円)	実質償還金額(円)
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲87.24%	▲436,200	63,800
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象上場投信の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券の活発な流通市場は確立されておらず、一般の債券に比べて流動性が劣ります。当社では、原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりませんので、本債券を償還日前のお客様が希望する時期に売却することが困難となる可能性及び購入時の価格を大きく下回る価格での売却となる可能性があります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1.に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体等の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

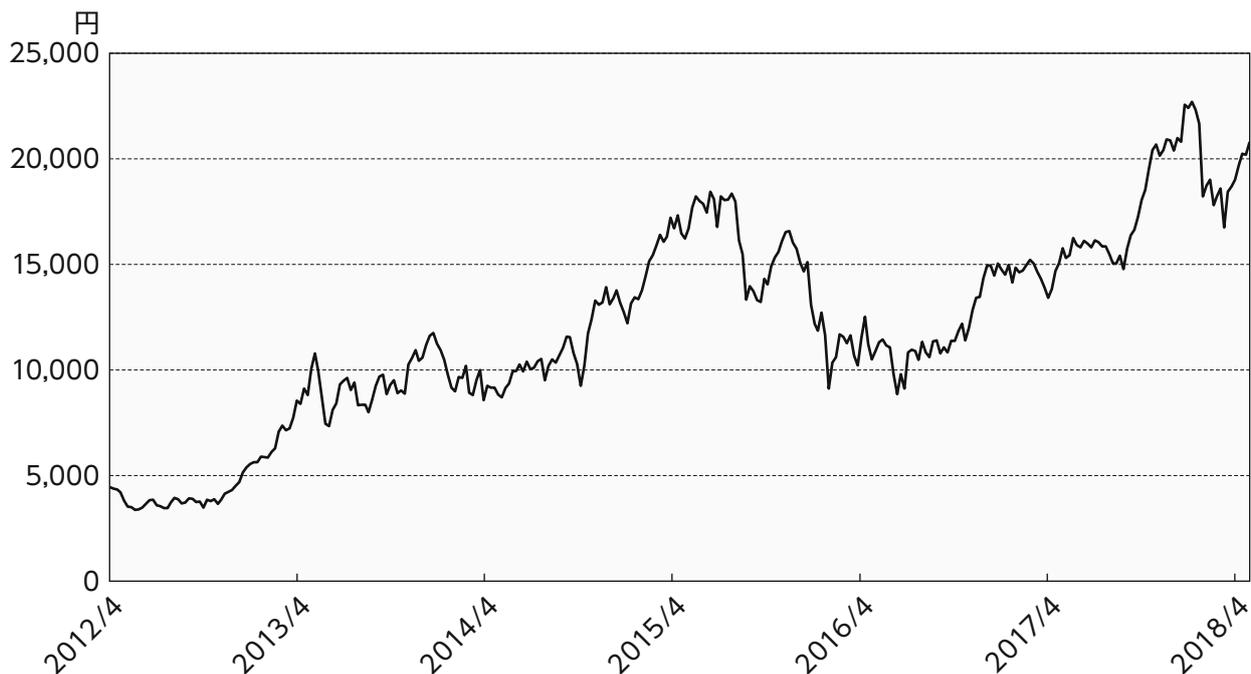
また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。下表の想定損失額(試算額)を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象上場投信の価格	下落	▲87.24%	64,050円	▲87.19%	▲435,950円
対象上場投信の価格の予想変動率	上昇	+64.82%			
円金利	上昇	+1.11%			

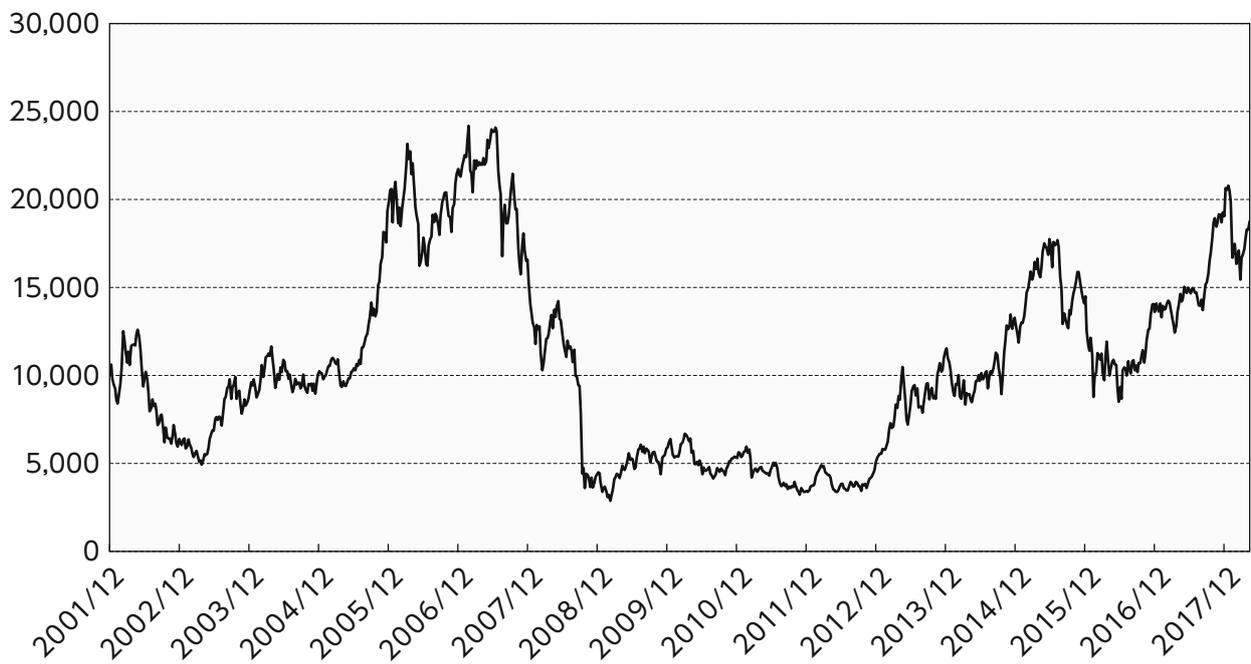
- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2018年6月15日の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象上場投信の価格及び参照連動指数の推移

NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信 (期間:2012/4/13~2018/6/8(週足))



日経平均レバレッジ・インデックス (期間:2001/12/28~2018/6/8(週足))



出所: BloombergのデータよりSBI証券作成

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	4
第1 【募集要項】	4
第2 【売出要項】	4
1 【売出有価証券】	4
2 【売出しの条件】	7
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	52
第二部 【公開買付けに関する情報】	53
第三部 【参照情報】	53
第1 【参照書類】	53
第2 【参照書類の補完情報】	53
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	96
第四部 【保証会社等の情報】	96
第1 【保証会社情報】	96
第2 【保証会社以外の会社の情報】	96
第3 【指数等の情報】	97
[別紙]償還対象受益証券の終値の過去の推移	98
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	100
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	101
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	129

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29-外2-33

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月20日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Issuance & Securitisation)
ディレクター 発行市場部長
マルコ・ツィマーマン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラーゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 2億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年12月22日
効力発生日	平成30年1月5日
有効期限	平成32年1月4日
発行登録番号	29-外2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外2-1	平成30年1月5日	7億円	該当事項なし。	
29-外2-2	平成30年1月5日	3億円		
29-外2-3	平成30年1月5日	2億3,256万6,444円		
29-外2-4	平成30年1月11日	5億円		
29-外2-5	平成30年1月15日	5億円		
29-外2-6	平成30年1月15日	5億円		
29-外2-7	平成30年1月17日	6億7,500万円		
29-外2-8	平成30年2月7日	5億円		
29-外2-9	平成30年2月7日	5億円		
29-外2-10	平成30年2月8日	5億円		
29-外2-11	平成30年2月8日	3億437万円		
29-外2-12	平成30年2月8日	2億4,923万7,525円		
29-外2-13	平成30年2月8日	5億円		
29-外2-14	平成30年2月23日	7億6,000万円		
29-外2-15	平成30年3月2日	3億円		
29-外2-16	平成30年3月9日	2億7,373万5,000円		
29-外2-17	平成30年3月9日	2億4,446万997円		
29-外2-18	平成30年3月12日	3億円		
29-外2-19	平成30年3月13日	5億円		
29-外2-20	平成30年3月14日	2億9,500万円		
29-外2-21	平成30年3月16日	3億円		
29-外2-22	平成30年3月27日	3億円		
29-外2-23	平成30年3月27日	3億円		
29-外2-24	平成30年4月2日	3億円		
29-外2-25	平成30年4月6日	1億9,358万5,392円		
29-外2-26	平成30年4月9日	5億円		

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29-外2-27	平成30年5月9日	2億7,266万5,000円	該当事項なし。	
29-外2-28	平成30年5月9日	1億9,756万3,575円		
29-外2-29	平成30年5月11日	5億2,000万円		
29-外2-30	平成30年5月25日	4億8,500万円		
29-外2-31	平成30年5月25日	8億6,594万9,760円		
29-外2-32	平成30年5月25日	2億3,400万円		
実績合計額		131億313万3,693円 (注)	減額総額	0円

(注) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

- 【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 4,868億9,686万6,307円
(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし。
- 【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当事項なし。
- 【安定操作に関する事項】 該当事項なし。
- 【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店2020年6月29日満期 早期償還条項付／上場投信転換条項付 デジタルクーポン円建社債 (NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信) (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	2億円(注2)	売出価額の総額	2億円(注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50万円
償還期限	2020年6月29日(以下「満期日」という。)(注3)		
利率	<p>(1) 利息開始日(同日を含む。)から2018年9月29日(同日を含まない。)までの期間に関して、適用ある利率は年率10.50パーセントであり、本社債額面金額当たり13,271円が2018年9月29日に支払われる。</p> <p>(2) 2018年9月29日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間に関して、ある利払日(同日を含まない。)に終了する各期間に関する適用ある利息金額は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。</p> <p>(i) 関連する計算日における償還対象受益証券水準が利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率10.50パーセントであり本社債額面金額当たり13,125円となるものとする。</p> <p>(ii) 関連する計算日における償還対象受益証券水準が利率判定水準未満となる場合、適用ある利率は年率0.10パーセントであり本社債額面金額当たり125円となるものとする。</p> <p>「額面金額」とは、各本社債に関して、50万円をいう。</p> <p>「利率判定水準」とは、当初受益証券水準の85パーセントをいい、計算代理人によって算定されることにより、小数第3位を四捨五入する。</p> <p>「償還対象受益証券水準」とは、取引所営業日における計算代理人が決定する日における償還対象受益証券の公式の終値をいう。ただし、計算代理人の意見において、計算日において市場混乱事由が発生した場合、誠実に行為する計算代理人は、市況の実勢、直近の報告、公表または取引された価格および計算代理人が関連があると判断するその他の要素を斟酌して、かかる計算日における償還対象受益証券の価格を算定することによって、かかる計算日における償還対象受益証券水準を算定するものとする。</p>		
売出しに係る社債の 所有者の住所および 氏名または名称	株式会社SBI証券 東京都港区六本木一丁目6番1号 (以下「売出人」という。)		

摘要	<p>本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。本社債に関するその他の条件等については後記「2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞」を参照のこと。</p>
----	---

- (注1) 本社債はドイツ銀行ロンドン支店名で発行されるが、本社債はロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行(以下「発行会社」という。)の債務である。
- (注2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、2億円の予定である。
- (注3) 本社債の償還は、2020年6月29日において、後記「2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(a) 満期における償還」に従い、現金償還金額の支払または償還受益証券口数の交付および現金調整額の支払により償還される。満期日前の償還については、後記「2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(b) 早期償還」を参照のこと。本社債の償還が現金償還金額の支払または償還受益証券口数の交付および現金調整額の支払でなされるかは、償還対象受益証券の相場(かかる相場には上下動がある。)の変動によって左右される。本社債の申込人は、かかる変動から生じるリスクと償還方法に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債に投資すべきである。なお、その他の事由による繰上償還については、後記「2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(o) 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還」および後記「2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(5) 債務不履行事由」を参照のこと。
- (注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下、本(注4)において「ムーディーズ」という。)よりBaa2、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービス・ヨーロッパ・リミテッド(以下、本(注4)において「S&P」という。)よりBBB-、フィッチ・レーティングス・リミテッド(以下、本(注4)において「フィッチ」という。)よりBBB+の長期の非劣後の債務(または、該当する場合、長期の非上位かつ優先の債務)に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月20日)現在、かかる格付の変更はされていない。また、発行会社は、ムーディーズよりA3およびS&PよりBBB+の長期の上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月20日)現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月20日)現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官(格付)第7号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」のページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.fitchratings.com/site/japan/>)の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

(注5) 劣後債ではない本社債の順位

ドイツの銀行法(*Kreditwesengesetz*) (以下「KWG」という。)第46f(5)-(7)条に基づき、発行会社に影響する、倒産または債務削減等の破綻処理措置の発動の場合において、発行会社の一定の無担保かつ非劣後の債務証券(以下、総称して、「非上位優先債務」という。)は、発行会社の他の非劣後債務(以下、総称して、「上位優先債務」という。)に対して劣後する。非上位優先債務は、依然として、劣後社債を含む発行会社の約定劣後債務より優先する。かかる優先順位は、2017年1月1日以後に開始する発行会社に関するドイツにおける倒産手続または破綻処理措置の発動の場合において適用され、その時点において発行済である一切の無担保かつ非劣後の債務証券に対して効力を生じる。KWGの第46f(7)条において定義されることにより、とりわけ上位優先債務であるものは、無担保かつ非劣後の債務証券であって、その要項が定めるところにより、(i)払戻の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠するものもしくは決済が金銭の支払以外の方法によって実行されるもの、または(ii)利息の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠し(ただし、利息の金額が固定もしくは変動の参照金利にのみ依拠するものは、この限りではない。)、かつ、決済が金銭の支払によって実行されるものである。それゆえ、固定利付社債、ゼロクーポン社債およびロンドン銀行間取引金利(LIBOR)または欧州銀行間取引金利(EURIBOR)に連動する変動利付社債を含む、発行会社のエクス・マーケット・プログラム(以下「本プログラム」という。)に基づき発行される上記(i)または(ii)に記載する条件を充足せずに発行される無担保かつ非劣後の社債は、ドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、上位優先債務に先立って損失を負担することになる非上位優先債務を構成することが想定される。発行会社に関するドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、所轄破綻処理機関または裁判所は、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定する。

ドイツの連邦金融市場安定化機構(FMSA)、ドイツ連邦金融監督庁(BaFin)およびドイツの中央銀行(ドイツ連邦銀行)(Deutsche Bundesbank)は、KWG第46f(5)-(7)条に基づく一定の債務の分類について、共同の解釈指針を公表した。

2018年6月1日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の上位かつ優先の債務(上位優先債務)に関して、次の格付が付与されている。すなわち、ムーディーズ(後記「<発行会社に関するリスク要因>」に定義する。)からA3(ネガティブ)およびS&P(後記「<発行会社に関するリスク要因>」に定義する。)からBBB+(安定的)である。格付機関(後記「<発行会社に関するリスク要因>」に定義する。)によって採用されている定義の情報は、後記「<発行会社に関するリスク要因>」を参照のこと。

発行会社は、本社債がKWGの第46f(7)条の範囲に該当し、上記に記載の上位優先債務にあたると考えている。ただし、投資者は、ドイツにおける倒産手続において、または発行会社に関して破綻処理措置が発動された場合において、所轄破綻処理機関または裁判所が、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定することを承知しておくべきである。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%(注2)
申込期間	2018年6月20日から2018年6月27日まで
申込単位	額面50万円
申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店および各支店等(注1)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし
売出しの委託契約の内容	該当事項なし
受渡期日	2018年6月28日(日本時間)

(注1) 本社債の申込および払込は、各申込人により売出人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。本社債の償還が後記「2 売出しの条件、<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(a) 満期における償還」に従い償還受益証券口数の交付によりなされる場合は、償還対象受益証券の受渡しは日本証券業協会の定める「保護預り約款」により各購入者が売出人との間に開設した保護預り口座を通じて行われるものとする。

(注2) 本社債の申込人は、受渡期日に売出価格を円貨にて支払う。

(注3) 本社債は発行会社の本プログラムに基づき、ユーロ市場で募集され、2018年6月27日(以下「発行日」という。)に発行される。

(注4) 本社債は、1933年米国証券法(その後の改正を含む。)(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、登録される予定もない。また、本社債の取引は、米国商品取引所法(その後の改正を含む。)(以下「米国商品取引所法」という。)に基づき米国商品先物取引委員会(以下「CFTC」という。)により承認されていない。本社債の募集または販売は、米国証券法のレギュレーションSに基づく米国証券法の登録要件を免除される取引において行われなければならない。本社債またはこれに関する利益は、いかなる時においても、(i) 米国内において、(ii) 米国人に対し、米国人の勘定で、もしくは米国人のために(もしくは米国人を代理して)、または(iii) 米国における、米国人に対する、米国人の勘定によるもしくは米国人のための直接的もしくは間接的な募集、販売、転売、質入れ、行使、償還もしくは引渡しを目的としてその他の者に対し、直接的または間接的に募集し、販売し、転売し、質入れし、行使し、償還または引き渡ししてはならない。いかなる本社債も、米国人または米国内の者によりまたはこれを代理して行使または償還されてはならない。「米国」とは、アメリカ合衆国(その州およびコロンビア特別区を含む。)およびその属領をいい、「米国人」とは、(i) 米国の居住者である個人、(ii) 米国もしくはその下部行政主体の法律に基づき設立され、もしくは米国にその事業の本拠を有する法人、パートナーシップその他の事業体、(iii) その収益の源泉に関わらず米国の連邦所得課税の対象である遺産もしくは信託、(iv) 信託(米国内の裁判所が信託の管理につき主たる監督を行うことができ、かつ、一以上の米国の受託者が信託の一切の実質的な決定を統制する権限を有している場合)、(v) 上記(ii)に記載された法人、パートナーシップその他の事業体の従業員、役員もしくは本人の年金制度、(vi) 上記(i)から(v)までにおいて記載された者により10パーセント以上の割合の受益権が保有されている、主として受動的な投資のために組織された事業体(当該事業体の運営者がCFTCの規則第4章の所定の要件から非米国人である参加者を理由として免除される商品先物基金において、当該事業体が主として当該保有者による投資を目的として、組成された場合)、または(vii) 米国証券法に基づくレギュレーションSにおいて定義されるその他の「米国人」、もしくは米国商品取引所法ルール4.7に基づく非米国人の定義に該当しない者のいずれかをいう。

ワラントもしくは証書の行使および／または本社債に関する償還対象受益証券の現実の交付の前に、本社債の保有者は、とりわけ、(i) 保有者が米国人ではないこと、(ii) 本社債は米国人のために行使されたことがないこと、ならびに (iii) いかなる現金および（償還対象受益証券の現実の交付の場合には）有価証券またはその他の資産も、その行使または償還に関連して、米国内において、または米国人の勘定で、もしくは米国人のために、譲渡されておらず、譲渡される予定もないことを、表明する必要がある。

ワラントまたは証書を買付けるいかなる者も、発行体および当該ワラントまたは証書の販売者（販売者が発行体とは異なる場合）に対して、(i) 買付者が、いかなる時においても、直接的もしくは間接的に、米国内において、または米国人の勘定でもしくは米国人のために、買付けたワラントまたは証書を募集し、販売し、転売し、または交付する予定がないこと、(ii) 買付者が、米国人の勘定でまたは米国人のために、当該シリーズのワラントまたは証書を買付けていないこと、および (iii) 買付者が、直接的または間接的に、米国内において、または米国人の勘定でもしくは米国人のために、（他の方法により取得された）ワラントまたは証書を、募集し、販売し、転売し、または引き渡す予定がないことについて、同意するものとみなされる。

<売出社債に関するその他の条件等>

用語の定義

本書において以下の用語は以下の意味を有する。

- | | |
|------------|--|
| 「代理人」とは、 | 後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(1) 利息、(a) 代理人」において定めるところに従い、ロンドンにおける支店を通じて行為するドイツ銀行（ドイツ銀行ロンドン支店）（以下「主たる代理人」という。）およびフランクフルト・アム・マインにおける本店を通じて行為するドイツ銀行（以下、個別にまたは総称して、「代理人」という。）をいう。 |
| 「営業日」とは、 | ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ一般の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。 |
| 「計算代理人」とは、 | 後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(1) 利息、(b) 計算代理人」の規定に従い、発行会社をいう。 |
| 「計算日」とは、 | ある利払日に関連して、当該利払日の5取引所営業日前の日をいう。 |
| 「決済機関」とは、 | B1210 ブリュッセル、1 ブールバード・デュ・ロワ・アルバート11に所在するユーロクリア・バンク・エス・エイ／エヌ・ブイ（Euroclear Bank S.A/N.V.）（以下「ユーロクリア」という。）、L-1855ルクセンブルグ、JFケネディ通り42に所在するクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（Clearstream Banking, société anonyme）、株式会社証券保管振替機構および発行会社によって随時承認され、かつ後記「<売出社債に関するその |

他の条件等>、社債の要項の概要、(10) 通知の方法」に従い本社債権者に対して通知される追加または代替の決済機関または決済システムをいう（以下、個別にまたは総称して、「決済機関」といい、かかる用語は、決済機関に代わって大券を保有する保管機関を含むものとする。）。

「転換水準」とは、

当初受益証券水準の100パーセントをいう。

「利率判定水準」とは、

当初受益証券水準の85パーセントをいい、計算代理人によって算定されるところにより、小数第3位を四捨五入する。

「基準日」とは、

満期日の5取引所営業日前の日をいう。

「受渡明細」とは、

適用ある場合、その氏名もしくは名称について償還受益証券口数の証明が登録されるべき者および／もしくは権原を証する書類が引き渡されるべき銀行、証券業者もしくは代理人の口座明細ならびに／または氏名もしくは名称および住所をいう。

「受渡通知」とは、

後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(c) 受渡通知」において定義するところによる。

「混乱時現金決済価格」とは、

各本社債に関して、いずれも合理的な方法により行為する発行会社によって算定されるところにより、発行会社が選定する日における当該本社債の公正市場価値から裏付けとなる関連するヘッジ取引を手仕舞いする発行会社の経費を控除した価格とする。

「取引所」とは、

東京証券取引所または、計算代理人によって決定されるところにより、当該取引所の後継となる取引所をいう。ただし、取引所が償還対象受益証券の上場を廃止しまたはその他償還対象受益証券を含むことを廃止した場合、発行会社は、その裁量において、取引所となるべき他の取引所または値付システムを指名することができ、その旨後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(10) 通知の方法」に従い通知するものとする。

「最終計算日」とは、

満期日の5取引所営業日前の日をいう。

- 「確定受益証券口数」とは、償還対象受益証券の口数をいい、後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(n) 調整条項」の調整に従い額面金額(分子)を転換水準(分母)により除した商となる。償還対象受益証券の端数は、交付されない。ただし、当該端数受益証券は、現金調整額に転換されるものとする。確定受益証券口数は、小数第8位まで四捨五入するものとする。
- 「端数受益証券口数」とは、確定受益証券口数から償還受益証券口数を控除した受益証券口数をいう。ただし、確定受益証券口数が最低取引単位未満である場合において、端数受益証券口数は、確定受益証券口数に等しいものとする。
- 「対象投資信託」とは、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信をいう。
- 「当初受益証券水準」とは、当初受益証券水準確定日において、計算代理人によって算定されることにより、当該日における償還対象受益証券の公式の終値をいう。ただし、計算代理人の意見において、当該日において市場混乱事由が発生した場合、誠実に行為する計算代理人は、市況の実勢、直近の報告、公表または取引された価格および計算代理人が関連があると判断するその他の要素を斟酌して、かかる日における償還対象受益証券の価格を算定することによって、当初受益証券水準を算定するものとする。
- 「当初受益証券水準確定日」とは、2018年6月28日をいう。
- 「利息金額」とは、
(1) 利息開始日(同日を含む。)から2018年9月29日(同日を含まない。)までの期間に関して、適用ある利率は年率10.50パーセントであり、本社債額面金額当たり13,271円が2018年9月29日に支払われる。
(2) 2018年9月29日(同日を含む。)から満期日(同日を含まない。)までの期間に関して、ある利払日(同日を含まない。)に終了する各期間に関する適用ある利息金額は、以下に定めるところに従い、計算代理人によって決定される。
(i) 関連する計算日における償還対象受益証券水準が利率判定水準以上となる場合、適用ある利率は年率10.50パーセントであり本社債額面金額当たり13,125円となるものとする。
(ii) 関連する計算日における償還対象受益証券水準が利率判定水準未満となる場合、適用ある利率は年率0.10パーセントであり本社債額面金額当たり125円となるものとする。

利息金額は、1円単位まで四捨五入するものとする。
各利息金額は後記の「利率」の定義における適用利率を用いて計算される。

- 「利息開始日」とは、2018年6月28日をいう。
- 「利払日」とは、後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(1)利息」において定めるところ、および変更後翌営業日の取決めに従い、2018年9月29日(同日を含む。)から満期日(同日を含む。)までの毎暦年の3月29日、6月29日、9月29日および12月29日をいう。
- 「利率」とは、ある利払日(同日を含む。)から翌利払日(同日を含まない。)までの関連する期間に関して適用ある利率をいう(四半期毎後払い。1月を30日、1年を360日とする未調整。)
- 「発行日」とは、2018年6月27日をいう。
- 「発行金額」とは、額面金額の合計をいい、2億円となる。
- 「発行会社」とは、ドイツ銀行ロンドン支店をいう。
- 「ロックイン水準」とは、当初受益証券水準の70パーセントをいい、計算代理人によって算定される場所により、小数第3位を四捨五入する。
- 「観察期間」とは、2018年6月28日(同日を含む。)から最終計算日(同日を含む。)までの期間をいう。
- 「ロックアウト事由」とは、2018年9月29日における利払日に関連する計算日(同日を含む。)から満期日における利払日に関連する計算日(同日を含まない。)までの期間中のいずれかの計算日において、いずれも計算代理人によって算定される場所により、償還対象受益証券水準がロックアウト水準以上となることをいう。
- 「ロックアウト水準」とは、計算代理人によって算定される場所により、当初受益証券水準の110パーセントをいい、小数第3位を四捨五入する。
- 「市場混乱事由」とは、後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2)償還および買入れ、(n)調整条項」に定める各事由をいう。
- 「満期日」とは、2020年6月29日をいう。

「最低取引単位」とは、	決済機関において決済を行うことができ、ならびに取引所および／または関連取引所において取引を行うことができる償還対象受益証券の口数をいい、現在1口である。
「変更後翌営業日の取決め」とは、	満期日またはある利払日（場合による）に関連して、当該日が営業日ではない日の場合、当該日が営業日である翌日まで繰延べられるが、これにより翌暦月になる場合はこの限りではなく、その場合には、かかる日が直前の営業日まで繰り上げられることをいう。
「額面金額」とは、	各本社債に関して、50万円をいう。
「償還受益証券口数」とは、	確定受益証券口数以下で、最低取引単位の最大の整数倍をいう。
「支払日」とは、	関連する呈示場所、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ一般の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）、かつ各決済機関が営業を行っている日をいう。
「現金償還金額」とは、	計算代理人によって算定される額面金額の100パーセントに相当する決済通貨による金額をいう。 本書において、「元本」という場合、現金償還金額を含むものとする。
「参照水準」とは、	最終計算日における償還対象受益証券水準をいう。
「関連取引所」とは、	大阪取引所または、計算代理人によって決定されることにより、当該取引所の後継となる取引所をいう。
「現金調整額」とは、	計算代理人によって以下のとおり算定される決済通貨による金額をいう。 端数受益証券口数 × 参照水準 現金調整額は、1円単位まで四捨五入するものとする。
「本社債」とは、	大券によって表章される償還対象受益証券に関連する総額2億円を上限とする社債（WKN/ISIN: DM9JSB / XS1690742165）をいう。「各本社債」という場合、本社債の50万円による額面をいう。
「本社債権者費用」とは、	ある本社債に関して、(i) 当該本社債に関する償還受益証券口数の交付および／もしくは送金ならびに／または (ii) 当該本社債に関する償還もしくはその他に係る支払

に関連して発生する適用ある保管機関の手数料または取引手数料、印紙税、印紙源泉税、発行、登録、証券譲渡および／もしくはその他の公租公課を含む一切の公租公課ならびに／または費用をいう。

「決済通貨」とは、

日本円をいう。

「決済混乱事由」とは、

発行会社の意見において、発行会社の支配の及ばない事由であって、当該事由の結果、関連する償還受益証券口数の交付に関して関連する時点において発行会社が決定する市場の方法に従った償還受益証券口数の交付を発行会社が行い得なくなる事由をいう。

「取引所営業日」とは、

取引所における取引が平日の通常の終了時刻より前に終了することが予定されている日を含む取引所および関連取引所における取引日である日（または市場混乱事由の発生がなかったとすれば取引日であった日）をいう。

「償還対象受益証券」とは、

後記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ、(n) 調整条項」に従い、対象投資信託の受益証券（証券コード 1570.T）をいう。

「償還対象受益証券水準」とは、

取引所営業日における計算代理人が決定する日における償還対象受益証券の公式の終値をいう。ただし、計算代理人の意見において、計算日において市場混乱事由が発生した場合、誠実に行為する計算代理人は、市況の実勢、直近の報告、公表または取引された価格および計算代理人が関連があると判断するその他の要素を斟酌して、かかる計算日における償還対象受益証券の価格を算定することによって、かかる計算日における償還対象受益証券水準を算定するものとする。

社債の要項の概要

(1) 利息

各本社債には、利息開始日（同日を含む。）から各利払日において後払いで支払われる利息を付す。各利払日は、変更後翌営業日の取決めに従った調整の対象となるが、ある利払日に対して当該調整が行われた場合、当該利払日において終了する期間に関して支払うべき利息金額に対する調整は行われない。

各利払日において各本社債に関して支払われる利息の金額は、当該利払日（同日を含まない。）に終了する期間に関する利息金額である。

各本社債には、その償還の期日（同日を含む。）以後利息は付さない。ただし、期日の到来した償還の支払が不当に留保または拒否された場合、または支払に関して別途不履行が発生した場合はこの限りではない。その場合、当該金額の期日が到来した日から当該金額が支払または交付されるまで、引き続き利息は発生するものとする。

(a) 代理人

「代理人」とは、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下、かかる立場の同社を「主たる代理人」という。）およびフランクフルト・アム・マイン所在の本店を通じて行為するドイツ銀行をいう。発行会社は、いつでも代理人を交替し、代理人の任命を終了し、追加の代理人を任命する権限を有する。ただし、主たる代理人の任命の終了は、後任の主たる代理人が任命されるまで効力を生じないものとし、本社債がいずれかの法域において金融商品取引所に上場され、または募集された場合、その限りにおいて、各当該法域における各当該金融商品取引所および金融規制当局の規則により要求される場合、各国に特定の事務所を有する代理人が存在するものとする。代理人の任命、任命の終了または特定された事務所の変更の通知は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に送付されるものとする。各代理人は、発行会社の代理人としてのみ行為し、かつ本社債権者に対していかなる責任もしくは義務を引き受けるものではなく、または本社債権者のために、いかなる代理関係もしくは信託関係を有するものではない。代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、（明白な誤りの場合を除き）最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

(b) 計算代理人

発行会社は、いつでも他の組織を計算代理人（以下「計算代理人」との表記には後任の計算代理人を含むものとする。）として任命する権限を有する。ただし、現存する計算代理人の任命の終了は、後任の計算代理人が任命されるまで効力を生じないものとする。計算代理人の当該任命の終了または任命は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に送付されるものとする。

計算代理人（発行会社である場合を除く。）は、発行会社の代理人としてのみ行為し、かつ本社債権者に対していかなる責任もしくは義務を引き受けるものではなく、または本社債権者のために、いかなる代理関係もしくは信託関係を有するものではない。計算代理人により行われたすべての本社債に関する計算または決定は、（明白な誤りがある場合を除き）最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

計算代理人は、発行会社の同意を得て、そのいずれかの義務および役割を、計算代理人が適切と認める第三者に委任することができる。

(c) 発行会社による決定

本社債の要項に基づき発行会社によって行われた一切の決定は、（明白な誤りがある場合を除き）最終的、終局的なものであり、かつすべての本社債権者に対して拘束力を有するものである。

(2) 償還および買入れ

(a) 満期における償還

本社債が早期に償還または買入消却されない限り、かつ本書に定めるところに従い、各本社債は、各額面金額について、以下に従って発行会社によって償還される。

- (A) 計算代理人が算定するところにより、観察期間中の各取引所営業日において、償還対象受益証券水準がロックイン水準以下とならなかった場合、現金償還金額により償還される。
- (B) 計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象受益証券水準がロックイン水準以下となった場合、
 - ①参照水準が転換水準以上の場合、現金償還金額により償還され、
 - ②参照水準が転換水準未満の場合、償還受益証券口数の交付および現金調整額の支払によって償還される。

これらの償還は、以下に定めるところに従い、満期日において行われる。満期日は、変更後翌営業日の取決めに従った調整の対象となるが、満期日に対して当該調整が行われた場合、現金償還金額、償還受益証券口数または現金調整額に対する調整が行われない。

(b) 早期償還

計算代理人が算定するところにより、ロックアウト事由が発生した場合、本社債が早期に償還または買入消却されない限り、かつ本書に定めるところにより、各本社債は、計算代理人が算定する額面金額の100パーセントに相当する決済通貨による金額の支払により、発行会社に

よって償還される。当該償還は、以下に定めるところに従い、ロックアウト事由が発生した計算日後最初の利払日において行われる。

本「(b) 早期償還」が適用される場合、発行会社は、本社債権者に対し、後記「(10) 通知の方法」に従い通知するものとする。

(c) 受渡通知

前記「(a) 満期における償還、(B)」に定めるところにより、本社債が償還受益証券口数の交付によって償還されるべき場合、ある本社債に関して償還受益証券口数の交付を受けるため、関連する口座名義人は、適式に記入済みの受渡通知（以下「受渡通知」という。）を、遅くとも基準日における各受領場所の営業終了時まで、関連する決済機関に対して交付し、その写しを主たる代理人に対して交付しなければならない。

受渡通知の様式は、各代理人の指定された事務所から通常の営業時間中に取得することができる。

受渡通知については、以下に掲げるとおりとする。

- (i) 当該通知の対象となっている本社債の額面金額を明記するものとする。
- (ii) 当該本社債が抹消されるべき決済機関の口座番号を明記するものとする。
- (iii) 決済機関に対して、満期日において当該本社債を当該口座から抹消する旨撤回不能の形で指図および授権するものとする。
- (iv) 混乱時現金決済価格および後記「(1) 分配金」に基づき支払われる分配金を記録する決済機関における口座番号を明記するものとする。
- (v) 一切の本社債権者費用を支払う旨の約諾ならびに決済機関に対するこれに関して決済機関における指定された口座からの抹消および当該本社債権者費用の支払についての授権を含むものとする。
- (vi) 受渡明細を含むものとする。
- (vii) いずれかの適用ある行政手続または法的手続における当該通知の提供を授権するものとする。

(d) 受渡通知の交付遅延

基準日において受領場所の営業終了時より後に受渡通知が関連する決済機関に対して交付され、または写しが主たる代理人に対して交付された場合、償還受益証券口数は、以下に定める方法において、関連する利払日または満期日（場合による）の後実務上可能な限り速やかに交付される（関連する利払日または満期日（場合による）かこれよりも後であるかにかかわらず、償還受益証券口数に関連する交付の日を、以下本書の目的において「受渡日」という。）。疑義を避けるため付言すると、当該受渡通知（またはその写し）が上記に定めるところにより、基準日の営業終了時より後に交付されたことにより、当該本社債に関して受渡日が関連する利払日または満期日（場合による）の後に生じた場合、いかなる本社債権者またはその他の者も、利息であるかその他のものであるかにかかわらず一切の支払を受ける権利を有しないものとする。

償還受益証券口数の交付によって償還されるべきある本社債に関して、ある本社債権者が上記に定めるところにより関連する利払日または満期日（場合による）の30日後の日よりも前に受渡通知を交付せず、またはその交付の手配を行わなかった場合、発行会社は、当該本社債に関する償還受益証券口数を構成する償還対象受益証券を、公開市場またはその他において、償還対象受益証券の公正市場価値であるべき発行会社がその単独の裁量において決定する価格により、売却する権利を有するものとし（ただし、これを行う義務を負うものではない。）、その売却代金（以下「実現受益証券金額」という。）を、関連する受渡通知の呈示があるまで保有するものとする。上記に記載の実現受益証券金額の支払をもって、当該本社債に関する発行会社の義務は免責されるものとする。

(e) 確認

各受渡通知に関して、関連する口座名義人は、主たる代理人が合理的に満足する当該本社債の保有の証拠を提供しなければならない。

(f) 償還受益証券口数の交付

本書において定めるところに従い、償還受益証券口数の交付は、関連する本社債権者の危険負担により行われるものとし、また発行会社が償還対象受益証券に関して慣行に沿うものであると判断する方法または当該交付にとって適切であると発行会社が判断するその他の商業的に合理的な方法において、交付および証明が行われるものとする。発行会社は、本社債権者またはその他の者について、償還受益証券口数を構成する償還対象受益証券に関する名義書換済みの受益者として、対象投資信託の受益者名簿において名義書換を行う義務を一切負わないものとする。

(g) 決定

受渡通知を適切に記入および交付することを怠った結果、当該通知が無効と取り扱われることがある。当該通知が適切に記入および交付されたか否かに係る決定は、主たる代理人によって行われるものとし、かつ発行会社および関連する社債権者に対して確定的かつ拘束力を有するものとする。以下に定めるところに従い、記入されていない、もしくは適切な様式ではないと決定された受渡通知、または、該当する場合、本書に定めるところにより決済機関に対する交付後直ちに主たる代理人に対して写しが送付されなかった受渡通知は、無効であるものとする。

当該受渡通知がその後に主たる代理人が満足するように訂正された場合、これは当該訂正が当該決済機関に交付され、かつその写しが主たる代理人に対して送付された時点において新たな受渡通知が提出されたものとみなされるものとする。

主たる代理人が受渡通知が記入されていない、または適切な様式ではないと決定した場合、主たる代理人は、本社債権者に対して速やかに通知するよう最大限の努力をするものとする。同社に重過失または故意の不履行が無い場合、発行会社または主たる代理人のいずれも、当該決定または当該決定の本社債権者に対する通知に関連するこれらの者の作為または不作為についていかなる者に対しても責任を負わないものとする。

(h) 受渡通知の交付

上記に定めるとおり、決済機関または主たる代理人（場合による）による受渡通知の受領後、受渡通知は、撤回することができない。受渡通知の交付後、当該通知の対象となった本社債を譲渡することはできない。

(i) 本社債権者費用

各本社債に関して、これに関する一切の本社債権者費用は、関連する本社債権者が負担するものとし、また、(1) ある本社債に関して現金償還金額が支払われる場合において、これに関する一切の本社債権者費用が発行会社の満足するように支払われるまで一切の支払は、行われないものとし、または(2) ある本社債に関して償還受益証券口数および現金調整額の交付および／または送金が行われるべき場合において、これに関する一切の本社債権者費用が発行会社の満足するように支払われるまでこれらは行われないものとする。

(j) 決済混乱

いずれかの本社債に関する償還受益証券口数の本書に従った交付の前に、計算代理人の判断において、決済混乱事由が継続している場合、当該本社債に係る受渡日は、決済混乱事由の継続がなくなったその後の最初の営業日まで繰延べられるものとする。

決済混乱事由を理由として、償還受益証券口数の交付が実現可能ではない限りにおいて、現物の決済の代わりに、また本書の他の条項にかかわらず、発行会社は、その単独の裁量におい

て、遅くとも後記「(10) 通知の方法」に従い当該選択に係る通知が本社債権者に対して行われた日の後3営業日目までの混乱時現金決済価格の支払によって、関連する本社債に関する同社の義務を履行することを選択することができる。混乱時現金決済価格の支払は、後記「(10) 通知の方法」に従い本社債権者に対して通知された方法により行われる。計算代理人は、決済混乱事由が発生した旨を後記「(10) 通知の方法」に従い本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに通知するものとする。

決済混乱事由の発生によるある本社債に関連する償還受益証券口数の交付の遅延の場合において、本社債権者またはその他の者は、ある本社債に関するいかなる支払（利息を含むがこれに限られない。）について何らの権利も有さないものとし、これに関して何らの責任も発行会社に対して伴うものではない。

(k) 介在期間

ある本社債の償還が償還受益証券口数の交付によって行われるべき場合、関連する利払日または満期日（場合による）の後、発行会社または発行会社の代理人が関連する償還受益証券口数を構成する償還対象受益証券の法的な所有者であり続ける期間（以下「介在期間」という。）に関して、発行会社または他のいかなる者も、(i) 関連する本社債権者もしくはその後の当該償還対象受益証券の実質的権利者もしくはその他の者に対して、形態の如何を問わずかかる者が当該償還対象受益証券の保有者としての資格において受領する一切の書簡、証明書、通知、回覧もしくは他の書類もしくは支払を交付し、もしくはその交付を確保する何らの義務も負わず、(ii) 介在期間中において、当該償還対象受益証券に付与されたいかなる権利（議決権を含む。）を行使し、もしくはこれを行行使することを確保する何らの義務も負わず、または(iii) 直接であるか間接であるかを問わず、当該介在期間中に発行会社もしくはその他の者が当該償還対象受益証券の法的な所有者であったことの結果として、関連する本社債権者もしくはその後の実質的権利者もしくはその他の者が被った一切の損失もしくは損害に関して、関連する社債権者もしくはその後の当該償還対象受益証券の実質的権利者もしくはその他の者に対して、いかなる責任も負わないものとする。

(l) 分配金

交付されるべき償還受益証券口数に関する分配金は、関連する利払日または満期日（場合による）において実行される償還対象受益証券の売却に関する市場慣行に従い、当該分配金を受領する当事者に対して支払われ、また当該償還受益証券口数と同一の方法により交付される。ある本社債権者に対して支払われる当該分配金は、関連する受渡通知において明記する口座に対して支払われる。

(m) 償還リスク

（現金償還金額の支払または償還受益証券口数の交付の方法のいずれであるかを問わず）本社債の償還は、関連する利払日、満期日または受渡日（場合による）において有効なすべての適用法令および慣行に従い、また発行会社または代理人のいずれも、当該法令および慣行の結果、すべての合理的な努力を尽くしてもこれらの者が意図された取引を実現できなかったとしても、いかなる形の責任も負わないものとする。発行会社または代理人のいずれも、本社債に関連する決済機関の履行に関連して、決済機関の作為または不履行に関して、いかなる状況であっても責任を負わないものとする。

(n) 調整条項

(i) 受益証券

① 定義

「管理事務代行会社」とは、対象投資信託に関連して、いずれも計算代理人が決定するところにより、対象投資信託情報書類において対象投資信託に関わる管理事務代行会社として記載

される組織、または対象投資信託に対して管理事務、記帳または同様の業務（ただし、記載されている場合）を提供する組織をいう。

「関連会社」とは、発行会社が直接もしくは間接的に支配する組織、直接もしくは間接的に発行会社を支配する組織、または発行体と共通の支配下にある組織をいう。本項で「支配」とは、当該組織または（場合により）発行会社の議決権の過半数を保有していることをいい、これに従い「支配される」または「支配する」と解釈される。

「対象投資信託情報書類」とは、対象投資信託および償還対象受益証券に関連して、いずれも計算代理人が決定するところにより、対象投資信託および／または償還対象受益証券に関わるあらゆるオファリング・サーキュラー、プロスペクトス、インフォメーション・メモランダムまたは同様の書類（同書類の補遺、修正または再録を含む。）をいう。

「管理会社」とは、対象投資信託に関連して、いずれも計算代理人が決定するところにより、関連する対象投資信託情報書類において対象投資信託に関わる管理会社として記載される組織、または対象投資信託に対して投資、管理、仲介もしくは手配または同様の業務（ただし、記載されている場合）を提供するものをいう。

「マスター・ファンド」とは、対象投資信託に関連して、いずれも計算代理人が決定するところにより、関連する対象投資信託情報書類において対象投資信託に関わるマスター・ファンドとして記載される組織、または対象投資信託に関連してマスター・ファンド、フィーダー・ファンドもしくはアンブレラ・ファンドまたは同様の組織（ただし、記載されている場合）として行為するものをいう。

「純資産価格」とは、償還対象受益証券に関連して、計算代理人が算定する、当該償還対象受益証券の純資産額またはその他の相当額をいう。

「その他の取引所」とは、償還対象受益証券に関連して、当該償還対象受益証券が上場、取引または値付けされている参照情報源以外の各取引所、取引システムまたは値付システムをいう。

「参照通貨」とは、前記「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義されるか、または「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義されていない場合は決済通貨をいう。

「参照水準」とは、前記「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義されるか、または「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義されていない場合、償還対象受益証券水準をいう。

「参照情報源」とは、前記「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義されるか、または「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義されていない場合、取引所をいう。

「関連取引所」とは、償還対象受益証券に関して前記「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に別途定義される場合を除き、計算代理人が決定するところにより、当該償還対象受益証券に関するオプション契約または先物契約が取引されている取引所、取引システムまたは値付システムをいう。

「関連国」とは、計算代理人が決定するところにより、

- (1) 参照通貨または決済通貨が法定通貨である国（またはその政府組織もしくは規制当局）および
- (2) 償還対象受益証券または関連する対象投資信託が重大な関係を有する国（またはその政府組織もしくは規制当局）をいい、計算代理人は、重大性を決定するに際して、対象投資信託が設立もしくは設定された国、および／または適切とみなすその他の要因（ただし、これに限定されない。）を参照することができる。

「関連時刻」とは、償還対象受益証券に関連して、参照水準を算定する目的で計算代理人が決定する当該償還対象受益証券の価格または価値を決定する際に参照する時刻をいう。

「決済通貨」は、前記「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義される。

「償還対象受益証券」は、前記「2 売出の条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、用語の定義」に定義される。

② 市場混乱

市場混乱事由が発生していなければ本社債の要項により計算代理人が償還対象受益証券の価格または価値を決定するよう要求された日において市場混乱事由が発生した場合、計算代理人は、後記「(10) 通知の方法」に従い本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに通知するものとする。

「市場混乱事由」とは、

- (i) (A) (イ) 参照情報源もしくはその他の取引所における償還対象受益証券、または(ロ) 関連取引所における償還対象受益証券のオプション契約もしくは先物契約の取引が(関連する参照情報源または関連取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由によるかを問わず) 停止されもしくは取引に制限が課される状態、または(B) (計算代理人が決定するところにより) 市場参加者が原則として関連する参照情報源における償還対象受益証券に関する取引の実施、またはその市場価格を入手、またはあらゆる関連取引所における当該償還対象受益証券のオプション契約もしくは先物契約の取引の実施、またはその市場価格の入手が困難か支障がある状態が、当該償還対象受益証券の関連時刻または当該償還対象受益証券に関する関連時刻までの1時間のいずれかの時点においても、発生しまたは存在する場合、
- (ii) 参照情報源または関連取引所の取引所営業日における予定終了時刻前に取引が終了する場合(ただし、かかる早期終了時刻について、(a) 当該取引所営業日の参照情報源または関連取引所における通常取引セッションの実際の終了時刻、または(もし早い場合) (b) 当該取引所営業日の関連時刻における執行のために参照情報源または関連取引所システムに入れられる注文の提出締切時刻(適用ある場合)(場合による)の少なくとも1時間前までに参照情報源または関連取引所が発表している場合を除く。「予定終了時刻」とは、参照情報源または関連取引所の平日の予定終了時刻をいう。時間外または通常取引セッション外の他の取引は考慮しない。)、
- (iii) 関連国において銀行の営業に関して一般に支払停止が宣言された場合、
- (iv) 参照通貨が決済通貨と異なる場合、発行会社および/またはその関連会社が
 - (A) 通常の正規ルートを通じて参照通貨を決済通貨に転換するか、または当該関連国によるかかる転換もしくは送金(場合による)の規制または禁止が統制されることにより、いずれかの通貨を関連国内へ、または関連国から送金すること、
 - (B) 少なくとも関連国に所在する国内機関向けの為替相場として望ましい相場で参照通貨を決済通貨に転換すること、
 - (C) 関連国内の口座から当該関連国外の口座に参照通貨または決済通貨を送金すること、
 - (D) 関連国内の口座間で参照通貨または決済通貨を送金するか、当該関連国の非居住者である当事者へ送金すること、が不可能、規制または遅延させられると計算代理人が判断する事態がいずれかの時点で発生している場合、
- (v) 関連国が(A) 統制を行うか、統制する意思を表明するか、(B) (イ) 法規制の施行もしくは施行の意思の表明、または(ロ) 法規制の解釈もしくは執行の変更もしくは変更の意思の表明を行う場合で、それぞれにつき、発行会社および/またはその関連会社が当

該償還対象受益証券の取得、保有、譲渡もしくは現金化、またはこれに関するその他の取引の実施の可能性に影響を及ぼす可能性が高いと計算代理人が判断する場合、

計算代理人の判断により、上記のいずれかが重大である場合をいい、「重大」性の判断において、計算代理人はかかる状況を、その合理的裁量により、適切であると判断することができ、これには、発行会社および／またはその関連会社の本社債に関するヘッジの取決めを含む。

③ 特別対象投資信託事由

潜在的調整事由の発生に従い、計算代理人は、当該潜在的調整事由が償還対象受益証券の理論的な価値に希薄化または凝縮化等をもたらすか否かを決定し、希薄化または凝縮化等をもたらすようであれば、(1) 計算代理人がかかる希薄化または凝縮化等に対して適正と決定する一または複数の本社債の要項について対応する調整（もしあれば）を行い、および(2) かかる調整の効力発生日を決定する。

当該調整を行った上、計算代理人は、後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債の要項に対して行われた調整を付言し、また潜在的調整事由の概略を説明して、本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに通知するものとする。

計算代理人は、関連取引所において取引される償還対象受益証券のオプション契約または先物契約の取引について特別対象投資信託事由に関する関連取引所による調整を参照して、適正な調整を決定することができるが、かかる義務を負うものではない。特別対象投資信託事由のために実施される調整または交換は、計算代理人が適切と判断する場合、あらゆる税金、関税、源泉徴収、控除または（税効果の変更を含むがこれに限られない。）発行会社または関連会社が特別対象投資信託事由の結果生じたあらゆるその他の手数料を考慮する。かかる税効果の変更には、発行会社または関連会社が本社債に関連して実施したヘッジの取決めの結果生じた変更を含むが、これに限られない。

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (i) 関連ある償還対象受益証券の分割、併合もしくは種類変更（ただし、結果として対象投資信託合併事由が発生する場合を除く。）または分配可能利益もしくは利息の組入れもしくは類似の方法による既存の受益証券保有者に対する償還対象受益証券の無償交付もしくは分配。
- (ii) 関連ある償還対象受益証券の既存の受益証券保有者に対する(a) 償還対象受益証券の交付または分配、(b) 償還対象受益証券の受益証券保有者に対する支払または払戻しと同順位で、または当該支払または払戻しに比例して、対象投資信託の分配、買戻代金またはその他の金額、または資産の払戻しおよび／もしくは残余財産の支払を受ける権利を付与するその他の受益証券の分配、または(c) スピンオフその他の類似の取引により対象投資信託が取得した他の発行体の株式もしくはその他の有価証券もしくは有価証券の分配または配当、または(d) その他の有価証券、権利、ワラントもしくはその他の資産の分配または配当であって、いずれの場合においてもそれらの対価（金銭か否かを問わない。）が計算代理人の決定するその時点での市場価格より低い場合。
- (iii) 特別配当。
- (iv) 全額払込み済でない関連ある償還対象受益証券に関する対象投資信託による取得請求。
- (v) その原資が利益からまたは資本からによるかを問わず、また、対価が金銭、有価証券その他であるかを問わず、関連ある償還対象受益証券の、適用ある規制当局からの要求による買戻しもしくは償還（ただし、当該償還対象受益証券の通常の見直しまたは清算手続による場合を除く。）。
- (vi) 関連ある償還対象受益証券の純資産価格もしくはその他の価格もしくは価値を算定するための方式もしくは方法の重大な変更、または当該純資産価格もしくはその他の価格もしくは価値を計算するための価格もしくは資産の構成もしくは加重。

(vii) 上記以外で、計算代理人の判断するところにより、償還対象受益証券の理論上の価値に希薄化もしくは凝縮化または他の影響をもたらすその他類似の事由。

④ 合併事由、上場廃止、支払不能事由およびその他の事由

対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由が関連ある償還対象受益証券について発生した場合、発行会社は以下の(i)、(ii)または(iii)に記載されるいずれかの措置をとることができる。

(i) 計算代理人に対して、対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由(場合による)に対応する一または複数の本社債の要項について適切な調整(影響を受ける償還対象受益証券を他のファンドの受益証券で代替し、また当該償還対象受益証券について当初参照水準ならびに上限水準および下限水準を置くことを含むが、これに限られない。) (もしあれば) を決定し、当該調整の効力発生日を決定することを求める。計算代理人は、オプションの取引所において取引される償還対象受益証券のオプション契約につきオプションの取引所が行った対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由に関する調整を参照して、適正な調整を決定することができるが、かかる義務を負うものではない。

(ii) 後記「(10) 通知の方法」に従い、本社債権者に対して通知を行うことにより本社債を消却することができる。本社債が消却される場合、発行会社は、各社債権者が保有する各本社債につき一定額を各社債権者に支払うことになり、かかる金額は、対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由(場合による)を考慮したうえで、いずれも計算代理人が合理的裁量によって算定するところにより、償還対象受益証券の公正市場価値から、発行会社および/またはその関連会社のヘッジの取決めの手仕舞いに係る経費を控除した金額となる。支払は、後記「(10) 通知の方法」に従い本社債権者に通知される方法で行われる。

(iii) 計算代理人がその合理的裁量により選択する取引所または値付システム(以下「オプション参照情報源」という。)における償還対象受益証券のオプションの決済条項に対する調整に従い、計算代理人が決定する日現在有効なもので、オプション参照情報源によりなされる対応する調整の効力発生日となる一または複数の本社債の要項に対応する調整を計算代理人に要求する。償還対象受益証券についてのオプションが、オプション参照情報源において取引されない場合、計算代理人は、計算代理人が適正と決定する一または複数の本社債の要項(もしあれば)に対して、オプション参照情報源により定められた規則および先例(もしあれば)を参照して、対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由(場合による)を考慮したうえで、当該オプション取引がなされた場合に計算代理人が判断するオプション参照情報源により行われたであろう調整をする。

対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由の発生後、計算代理人は、後記「(10) 通知の方法」に従い、対象投資信託合併事由、上場廃止、支払不能またはその他の事由(場合による)の発生を付言し、その詳細およびこれに関連して行うことを予定している措置を伝達して、本社債権者に対して実務上可能な限り速やかに通知するものとする。ただし、上記のいずれかの事由が発生した時点とそれが本社債権者に対して報告される時点との間には多少の遅延が必然的に生じることがあることを本社債権者は認識すべきである。

「上場廃止」とは、参照情報源が取引所、取引システムまたは値付システムである償還対象受益証券について、参照情報源が、当該参照情報源の規則に従って、(対象投資信託合併事由を除く)何らかの理由により、償還対象受益証券の参照情報源における上場、取引または公的な値付けを取りやめる(または取りやめる予定である)旨発表し、計算代理人により受け入れ可能な取引所、取引システムまたは値付システムにおいて、直ちに、再度、上場、取引または値付けされないことをいう。

「支払不能」とは、償還対象受益証券について、(A)(i) 対象投資信託、(ii) 関連あるマスター・ファンドまたは(iii) 計算代理人、関連ある管理事務代行会社または関連ある管理会社にとって受け入れ可能な承継人により代替されない限り、任意もしくは強制的清算、破産、支払不能、解散、償還もしくはその他の取引の中止またはこれらに類する手続きを理由として、または(B)すべての当該償還対象受益証券が、管財人、清算人もしくはその他類似の役職者への移譲を要求されることをいう。

「対象投資信託合併事由」とは、対象投資信託について、その管理会社またはマスター・ファンドについて、

- (i) 償還対象受益証券または当該マスター・ファンドの株式もしくは受益証券すべての取消不能の譲渡に係る約定
- (ii) 当該対象投資信託、当該管理会社または当該マスター・ファンドの、当該対象投資信託、当該管理会社または当該マスター・ファンド（場合による）が存続する場合を除く他のファンドまたはファンドの管理会社との新設合併、吸収合併もしくは合併
- (iii) 関連ある償還対象受益証券、当該マスター・ファンドの株式もしくは受益証券または当該管理会社の株式すべて（買付人によって所有もしくは支配される償還対象受益証券または株式を除く。）の譲渡もしくは譲渡に係る約定をもたらす他の方法による当該対象投資信託、当該管理会社または当該マスター・ファンドの公開買付けをいう。

「その他の事由」とは、

- (i) 管理事務代行会社もしくは管理会社またはマスター・ファンドの管理事務代行会社もしくは管理会社が、当該対象投資信託またはマスター・ファンドの管理事務代行会社または管理会社としてその立場において行為することを辞める場合で、場合により、当該立場が計算代理人が受け入れ可能な承継人により直ちに代替されない場合
- (ii) 対象投資信託またはマスター・ファンドの投資対象、投資目的、投資戦略、投資プロセスまたは投資ガイドライン（記載の態様を問わない。）の重大な修正
- (iii) 関連ある対象投資信託および／または関連あるマスター・ファンドにおける条件の重大な修正または違反（上記(ii)記載の修正を除く。）（対象投資信託情報書類、メモランダム、定款もしくは他の対象投資信託の構成書類、またはオファリング・サーキュラー、プロスペクタス、インフォメーション・メモランダムもしくは他の同様の書類（同書類の補遺、修正または再録を含む。）、メモランダム、定款もしくは他のマスター・ファンドの構成書類を含むがこれに限られない。）
- (iv) マスター・ファンドの純資産価額または他の価額もしくは価値の算定または公表の中断、途絶または停止
- (v) 有価証券に関して発行会社および／またはその関係会社により締結されたヘッジの取決めに重大な影響を及ぼすまたは及ぼしうると計算代理人が決定する対象投資信託および／またはマスター・ファンドが投資する資産タイプ、または対象投資信託またはマスター・ファンドの取引慣行の重大な修正（対象投資信託情報書類に記載される投資ガイドラインからの重大な逸脱を含むがこれに限られない。）
- (vi) 発行会社および／またはその関係会社による償還対象受益証券の申込みまたは買戻請求についての対象投資信託による、または対象投資信託に代わっての、何らかの理由による不締結、一部のみの締結または締結の遅滞
- (vii) 対象投資信託が償還対象受益証券の買戻しを停止すること
- (viii) 対象投資信託または対象投資信託に代わって行為するものが、償還対象受益証券の買戻しまたは発行について（有価証券の発行時に存在する制約、手数料または報酬以外の）何らかの制約、手数料または報酬を課す場合
- (ix) 対象投資信託、マスター・ファンド、マスター・ファンドの管理会社または管理会社が、適用ある規制当局および／または発行会社および／または関連会社により中止または取り

- 消された、有価証券に関連するヘッジの取決めとの関係で適用ある規制当局により償還対象受益証券の処分に必要とされている関連ある許可、承認または登録を保有している場合
- (x) 対象投資信託による支払および／または交付について、または償還対象受益証券について対象投資信託により保有される再投資額について、関連ある法域での税務上の取扱いの変更があり、結果として有価証券に関連するヘッジの取決めに関連して発行会社および／または関連会社により清算される金額および／または資産が大幅に減少し、または悪影響を受ける場合
 - (xi) 計算代理人の決定において当該償還対象受益証券の価格および／または有価証券に関連する発行会社および／または関連会社のヘッジに重大な悪影響を及ぼし潜在調整事由でない、関連ある対象投資信託または関連ある償還対象受益証券について生じる他の事由
 - (xii) 計算代理人の決定において、何らかの理由により、調整が不可能または合理的に実行できない上述の潜在調整事由の発生、をいう。

(o) 特別の事情、違法性および不可抗力による繰上償還

発行会社が発行会社の制御できない理由によって、(i) 本社債に関する義務の全部もしくは一部を履行することが違法もしくは実行不能であると判断した場合、または(ii) 発行会社が本社債にかかるヘッジのための取引を維持することが適法または実行可能ではなくなったと判断した場合、発行会社は、発行会社の裁量により、本社債権者に対して後記「(10) 通知の方法」に従った通知をすることによって、本社債を繰上償還することができる(ただし、かかる義務を負うものではない。)

本書「第2 売出要項、2 売出しの条件、<売出社債に関するその他の条件等>」に記載の本社債に関する条件(以下「本社債の要項」という。)に効力を有しない条項がある場合、他の条項の効力には一切影響はないものとする。

発行会社が本社債を繰上償還した場合、発行会社は、適用ある法令で許容される限りにおいて、各本社債権者に対して、かかる違法または実行不能な状況において本社債が有する適正な市場価値から、関連するヘッジのための取引の終了にかかる発行会社のコストを差し引いた金額を各本社債について支払う。上記の金額は、計算代理人がその単独のかつ絶対的な裁量によって決定する。

本社債権者に対する支払の方法は、後記「(10) 通知の方法」に従って通知される。

(p) 本社債の買入れ

発行会社は、いつでもその選択により、公開市場で、または公開買付けもしくは相対取引の方法で、本社債を買入れることができる(ただし、かかる義務を負うものではない。)。発行会社は、買入れた本社債を保有、転売または消却することができる。

(q) 発行会社の交替、事務所の変更

発行会社、または発行会社と交替した会社は、いつでも、以下の条件に従う限りにおいて、本社債権者の同意を得ずに、本社債に基づく債務の主債務者たる地位を発行会社の子会社または関連会社(以下「代替会社」という。)と交替することができる。

- (i) 本社債に関する代替会社の債務が、ドイツ銀行によって保証されること(同社が代替会社である場合を除く。)
- (ii) 本社債が、代替会社の適法、有効かつ拘束力ある義務であることを確保するために必要となる行為、条件および事柄(必要となる同意の取得を含む。)が、実施、充足および実行され、かつ完全に効力を有していること。
- (iii) 発行会社がかかる交替の日の少なくとも30日前に後記「(10) 通知の方法」に従った通知を本社債権者に対して行うこと。

交替が発行会社についてなされた場合、本社債の要項における発行会社への言及は、以後代替会社についての言及と解釈されるものとする。

発行会社は、本社債権者に対して後記「(10) 通知の方法」に従った通知を行うことにより、本社債に関する業務を取り扱う事務所を、かかる通知で特定される日に変更する権利を有する。ただし、かかる通知が行われるまでは、一切変更が行われてはならない。

(3) 支払

(a) 支払の方法

以下に定めるところに従い、元金および利息の支払は、本社債権者に対して分配を行うため、発行会社のため、代理人が決済機関に対する送金を行うことにより行われる。決済機関に対する支払は、当該決済機関の規則に従って行われる。

発行会社は、決済機関またはその指図先に対して支払を行うことにより、そのように支払われた金額に関して、支払義務を免責される。決済機関に本社債の一定数の保有者として登録されている者は、発行会社が関連する決済機関またはその指図先に対して行った支払について、関連する決済機関に対してのみ、当該各支払に係るその者の持分に関して、分配を求める権利を有する。

支払は、支払地において適用ある財務その他の法令および後記「(8) 課税上の取扱い」の規定に従うものとする。

決済機関の規則により、本社債権者への支払が決済通貨によって行うことができない場合には、当該支払は当該決済機関が証券保有者への支払に主に利用する通貨によって行われるものとし、決済通貨からの換算は、計算代理人が適切であると合理的に判断する情報源を参照して、計算代理人が算定する為替相場を用いて行うものとする。

(b) 呈示

元金および利息（もしあれば）の支払は上記(a)に規定する方法および大券に規定された方法により、いずれかの代理人の特定の事務所において、大券の呈示または引渡し（場合による）と引き換えに行われる。大券の呈示または引渡しと引き換えに行われた支払の記録は、各代理人が元本の支払と利息（もしあれば）の支払を区分した上で大券上に行い、かかる記録は当該支払がなされたか否かについての一応の証拠となるものとする。

本社債券の保有者が元金および／または利息の支払を受ける権原を持つ唯一の者とし、発行会社は、大券の保有者またはその指図先に対してなした支払について免責される。決済機関に本社債の一定額の保有者として登録されている者は、発行会社が大券の保有者またはその指図先に対して行った支払について、関連する決済機関に対してのみ、当該各支払に係るその者の持分に関して、分配を求める権利を有する。

(c) 支払日

本社債に関する期日の到来した金額に係る支払の日が支払日でない場合、本社債権者は、関連する支払場所における翌支払日まで支払を受領できないものとし、当該遅延に関する追加の利息またはその他の支払を受領する権利を有さないものとする。

(d) 一般

重過失または故意の不法行為がない場合、発行会社、計算代理人および代理人のいずれも、利息金額、償還受益証券口数、現金償還金額、現金調整額および混乱時現金決済価格の計算の過誤または遺漏に対して責任を負わないものとする。

本社債の購入は、本社債の保有者に対して償還対象受益証券に付随するいかなる権利（議決権、配当その他いずれに関するものであるかにかかわらず）も付与するものではない。

(4) パリ・パス条項

本社債は発行会社の非劣後的かつ無担保の契約上の債務であり、相互に同順位であり、かつ、本社債が発行される日現在において、発行会社の他のすべての現在および将来の無担保かつ非劣後的債務（契約に基づくもの）と同順位である。ただし、法令上の優先債務およびその他法令により優先される債務を除く。

(5) 債務不履行事由

各本社債権者は、下記のいずれかの事由が発生し存続する場合、保有する本社債につき直ちに現金償還金額に未払利息（もしあれば）を付して償還することを、発行会社の通常の営業時間内における通知により請求することができる。

- (i) 支払義務の不履行：発行会社が本社債に関する支払を支払期日から30日以内に行わないとき。
- (ii) 他の義務の不履行：発行会社が本社債に基づく他の義務を履行せず、かつかかる不履行が、発行会社が発行済本社債の額面総額の10分の1以上を有する本社債権者から通知を受領してから60日間を超えて継続したとき。
- (iii) 支払停止：発行会社が一般的に支払を停止したとき。
- (iv) 倒産等：発行会社の設立地を管轄する裁判所が破産または破産もしくは類似手続の回避のための和議手続を発行会社の資産に対して開始し、または発行会社が発行会社の資産に関し当該手続の開始を申請したとき。

(6) 社債権者集会に関する事項

本社債に関する2018年6月20日付募集目論見書（Offering Circular）には、特別決議により本社債の要項の規定を修正することを含む本社債に関する事項を検討するため社債権者集会を招集する規定が存在する。発行会社は社債権者集会を招集ことができ、また、発行済本社債の額面総額の10分の1を下回らない本社債を保有する本社債権者の書面による請求がある場合、発行会社は社債権者集会を招集する。特別決議を行う社債権者集会の定足数は、発行済本社債の額面総額の過半数以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者（本社債についての投票用紙の所有者および投票指示書において指名された代理人）の出席、または延期された社債権者集会では、保有数に関わりなく、2人以上の適格者の出席とする。ただし、本社債の要項の特定部分の変更については、発行済本社債の額面総額の4分の3以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者の出席、または延期された社債権者集会では、発行済本社債の額面総額の4分の1以上を保有するもしくはこれを代表する2人以上の適格者の出席する社債権者集会における特別決議をもってなしうるものとする。かかる社債権者集会で可決されたいかなる特別決議も、出席の有無にかかわらず、すべての本社債権者を拘束する。「特定部分の変更」とは、本社債に関する元本もしくは利息の定められた支払日の変更、本社債に関するいずれかの日に支払われる元本もしくは利息の減額もしくは支払の中止、本社債に関する利息もしくは支払金額の計算方法もしくは当該支払日の変更、本社債における支払通貨の変更、社債権者集会の特別決議の可決に必要な要件の変更、特別決議にかかる提案がなされる社債権者集会の延期に関する規定の変更、または本社債の要項の特定部分の変更の取扱に関する条項の変更をいう。

(7) 本社債の要項の変更

発行会社は、以下に定める場合、適用法によって許容される範囲において、本社債の要項の企図された商業的な目的を維持または保護するために、発行会社が合理的に必要と認識する方法によって、本社債権者の同意を得ずに、本社債の要項を変更することができる。変更が（i）本社債権者の利益に重大な悪影響を及ぼすものではない場合、（ii）形式的、些末的もしくは技術的なものである場合、（iii）明白な誤りを訂正するものである場合または（iv）本社債の要項に含まれる不完全な条項を治癒、訂正、もしくは補充することを意図する場合。

かかる変更に関する通知は、後記「(10) 通知の方法」に従って本社債権者に対して行われ、通知の不達または不受領は、かかる変更の効力に何ら影響を及ぼさない。

(8) 課税上の取扱い

(a) 総論

本社債の買主および／または売主は、本社債の譲渡が行われる国の法律および実務慣行に従って、本社債の発行価額または購入価額に加えて、印紙税およびその他の費用を支払わなければならない場合がある。発行会社は、源泉徴収税は課されないことを想定している。

本社債に関わる取引（購入、譲渡、行使もしくは不行使または償還を含む、本社債に関する利息の発生または受領、および本社債権者の死亡）は、本社債権者および本社債の購入予定者にとって課税の要因となる場合がある。これらの事由は、とりわけ本社債権者および本社債の購入予定者の税務上の立場により、特に印紙税、印紙税準備税、所得税、法人税、営業税、キャピタルゲイン課税、源泉徴収税、連帯課徴金および相続税に関係しうる。

各本社債に関して、本社債権者は本社債の要項で定められるすべての社債権者費用を支払わなければならない。本社債に関するすべての支払、または（場合により）引渡しは、いかなる場合においても、適用あるすべての財政関連法令その他の法令（適用される限り、一切の公租公課のまたはこれを理由とする控除または源泉徴収を義務付ける法律を含む。）に従うものとする。関連する本社債権者が保有する本社債の所有、譲渡、支払に係る呈示および払戻しまたは本社債の執行の結果としてまたは関連して課される、すべての公租公課、源泉徴収その他一切の支払について、発行会社は、責任またはその他支払義務を負わず、当該本社債権者が責任を負い、かつ／または支払うべきものとし、また発行会社によってなされるすべての支払は、それらを行い、支払い、源泉徴収し、または控除することが必要とされるすべての公租公課、源泉徴収その他一切の支払に従いなされるものとする。各本社債権者は、当該保有者の本社債に関して、上記の公租公課、源泉徴収その他の支払について、発行会社が被るまたは発行会社に発生する損害、費用その他一切の責任を補償するものとする。

本社債の購入予定者は、本社債に関わる取引の税務上の帰結について、自らの税務顧問に相談することが望ましい。

(b) ルクセンブルグの税制

以下の要約はルクセンブルグで現在有効な法律に基づいているが、法律上または税務上の助言となることを意図しておらず、また、かかる助言と解釈されないものとする。したがって、本項に記載の情報は、ルクセンブルグの源泉徴収税に関わることに限定され、本社債への投資予定者は、自らが服する可能性がある国、地域または外国の法律（ルクセンブルグの税法を含む。）の効果について自らの専門的アドバイザーに相談すべきである。

以下の各項目において用いられる居住の概念は、ルクセンブルグ所得税の課税目的のみに適用されるものであることに留意すべきである。本「(8) 課税上の取扱い」における源泉徴収税または同種の税金に関するか、またはその他の概念に関する記述は、ルクセンブルグ税法および／または概念にのみ言及するものである。

本社債の非居住保有者

現在有効なルクセンブルグの一般的な税法上、本社債の非居住保有者については、元金、プレミアムまたは利息の支払に源泉徴収税は課されず、本社債について発生済で未払の利息についても源泉徴収税は課されず、また、本社債の非居住保有者に保有される本社債の償還または買戻し時に支払われるべきルクセンブルグの源泉徴収税も課されない。

(c) ドイツ

以下の事項は、本社債の取得、保有および売却による一定のドイツの税効果に関する一般的な記載である。本社債の購入の判断に関連しうるすべての税務事項を包括的に記載したのではなく、特に、特定の買主が該当しうる特定の事実関係または状況を考慮していない。かかる要約は、現在有効で本書日付現在適用されるドイツ法に基づいており、変更の可能性があり、

遡及的に効力を有する可能性がある。本社債は、本書に規定の該当する本社債の特定の条件により、異なる課税上の取扱いを受ける可能性があるため、以下の項目は可能性のある課税上の取扱いに関するいくつかの一般的な情報を提示したに過ぎない。投資者が一定のリターンを得るために本社債を統合した場合に生じ得る税効果については本書に記載されていない。

現在有効な法律は、一部の投資収益について軽減税率を設けている。ドイツでは、投資収益に対して通常の税率で課税するために軽減税率を引き上げるかまたはすべて廃止すべきかという議論が現在進行中である。現在の議論が、いつ、いかなる形で法改正に影響を及ぼすかは未だ不確定である。

本社債の購入予定者は、本社債の購入、所有、および売却について、ドイツ税法および自身が居住者である国の税法またはその他の理由により購入予定者に適用される各国の税法に基づき、国税、地方税または教会税の影響を含む、税効果について自らの税務顧問に相談をすべきである。

非居住者

利息（未収利息を含む。）およびキャピタルゲインは、ドイツでは課税対象とされていないが、（a）本社債が、本社債権者がドイツにおいて保有する恒久的施設（恒久的駐在員事務所を含む。）または固定基盤の事業財産を構成するものである場合または（b）所得がその他の理由によりドイツを源泉とする所得となる場合はこの限りでない。

ドイツ非居住者は、通常、利息に対するドイツの源泉徴収税および連帯付加税を免除される。しかし、前段落の規定のように利息にドイツの税金が課され、かつ本社債が払出代理人の保管口座で保有または管理される場合には、一定の状況において源泉税が徴収されることがある。本社債が払出代理人の保管口座で保管されず、かつ利息または本社債の売却、譲渡もしくは償還による手取金が払出代理人により非居住者に支払われる場合には、通常、源泉税の適用がある。源泉税は、税務申告により、または適用のある租税条約に基づき還付されることがある。

相続税および贈与税

本社債に関して、相続税については、被相続人もしくは実質的所有者のいずれも、または贈与税については、贈与者もしくは贈受者のいずれもドイツ居住者でなく、かかる本社債がドイツの取引またはドイツにおいて恒久的施設を保有するか恒久的駐在員事務所が承認されている事業に帰属するものではない場合、ドイツ法に基づく相続税または贈与税は生じない。かかる規則の例外規定は、一定のドイツの駐在員に適用される。

その他の税金

本社債の発行、交付または行使に関連し、ドイツにおいて印紙税、発行税、登録税等の税金は支払われない。現在、ドイツにおいて純資産税（*Vermögensteuer*）は、徴収されていない。

(d) 連合王国

以下の事項は、本社債の実質的所有者である者に対してのみ適用されるものであり、本社債に関する利息の支払の連合王国の源泉徴収税の取扱いに関する連合王国の（イングランドおよびウェールズに適用されている）現行税法および公表されている歳入関税庁の実務に関する発行会社の理解の概要である。本項における利息の記述は、連合王国税法上、利息とみなされる金額を意味する。以下の事項は、本社債に関するその他の種類の支払（連合王国税法上、年次の支払または仕組まれた支払に分類されるものを含む。）に言及したのではなく、連合王国税法上の本社債の取得、保有、行使、売却、決済または償還の税務上の影響に言及したものでない。本社債権者となることを予定している者に対する連合王国の課税上の取扱いは、個々の状況に左右されるものであり、将来変更されることもある。本社債権者となることを予定している者で、連合王国以外の法域で課税される者、または自己の税務上の地位（本社債に関する発行会社による支払いの連合王国の課税上の取扱いを含む。）に疑念を抱く者は、自ら専門家の助言を求めるべきである。

本社債権者となることを予定している者は、本書に規定の本社債のあらゆるシリーズの発行条件が、本社債の当該およびその他のシリーズの課税上の取扱いに影響を与えうることに留意すべきである。

源泉徴収税

連合王国を源泉としていない本社債に関する利払いは、連合王国所得税上、控除または源泉徴収されることなく実施される。本社債に関して支払われた利息が連合王国を源泉としている場合も、以下の状況のいずれかの場合、連合王国所得税上、控除または源泉徴収されることなく実施される。

発行会社が2007年所得税法（以下「2007年所得税法」という。）第991条の意味における銀行として存続し、本社債に対する利息を2007年所得税法第878条の意味における通常業務の中で支払う場合、本社債の利払は、連合王国の所得税の控除または源泉徴収がなされることなく実施される。

本社債が2007年所得税法第1005条の意味における「認可証券取引所」に継続して上場している場合、本社債の利払も、連合王国の所得税の控除または源泉徴収がなされることなく実施される。ルクセンブルグ証券取引所は、認可証券取引所である。本社債は、欧州経済地域加盟国に通常適用されるものに準ずる規程に従い、ルクセンブルグに公式に上場し、それぞれルクセンブルグ証券取引所での取引を認められている場合には、かかる要件を満たしていることになる。よって、本社債が利息受領権を付与し、本社債が上場を続けている場合、本社債の利息は、発行会社が銀行であるかどうか、および、利息が通常業務の中で支払われたかどうかにかかわらず連合王国の租税の源泉徴収または控除を行わずに支払われる。

本社債の満期が365日よりも少なく、かつ、本社債が364日を上回る期間において未払のままであることを予定した借入れ仕組みまたは取決めを構成するものではない場合、本社債の利息は、連合王国税の源泉徴収または控除をせずに支払われることがある。

その他の場合、利息が連合王国を源泉としていとみなされる場合、支払われる利息に関して連合王国の法人税が課せられる会社が受益する権利を有する免除を含む適用可能な免除および軽減に服しつつ、本社債の利息の支払から、基本税率（現行は20%）で連合王国の所得税の源泉徴収を行わなければならない。ただし、ある本社債権者に関連して、適用ある租税条約が源泉税の軽減税率（または源泉徴収を行わないこと）を定めている場合、歳入関税庁は、発行会社に対して、当該本社債権者に対し税額控除を行わずに（または関連する租税条約に定められた税率での控除を行って）利息を支払う旨の通知を発出することができる。

(e) 日本国の租税

本社債に投資しようとする投資者は、各投資者の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談することが望ましい。

日本国の租税に関する現行法令（以下「現行法令」という。）上、本社債は公社債として取り扱われるべきものと考えられる。仮に現行法令上、本社債が公社債として取り扱われなかった場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、現行法令上、本社債のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する追加的な取扱いを取り決めたり、あるいは日本の税務当局が現行法令について本項で述べた取扱いとは異なる解釈をし、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本社債の利子は、現行法令の定めるところにより、一般的に利子として課税される。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本社債の利子は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、現行法令上20.315%（15.315%の国税と5%の地方税、但し内国法人の場合には15.315%の国税のみ）の源泉所得税を課される。また、当該利子は居住者においては原則として20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となり、内国法人においては、課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

日本国の居住者が本社債の償還により支払を受ける金額が本社債の取得価額を超える場合、その償還差益は20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となる。なお、発行価額の額面金額に対する割合が90%以下であるものなど一定の要件を満たす割引債の償還差益は、償還時に源泉徴収されることがある。また、償還差損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等との損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。当該償還差損益が日本国の内国法人に帰属する場合は、償還差益は課税所得に含められ日本国の所得に関する租税の課税対象となり、償還差損は課税対象となる所得から差し引かれる。なお、一定の要件を満たす割引債の償還差益を一般社団法人または一般財団法人など一定の法人が受け取る場合には、償還時に源泉徴収されることがある。

日本国の居住者である個人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡益は、20.315%（15.315%の国税と5%の地方税）の税率による申告分離課税の対象となり、譲渡損については、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得等と損益通算ないし譲渡損失の繰越しを行うことができる。譲渡者が内国法人である場合は、当該所得は日本国の所得に関する租税の課税対象となる。なお、本社債の償還が償還対象受益証券によってなされる場合、原則として、償還の日における償還対象受益証券の終値が償還対象受益証券の取得価額となる。本社債に関わる利子および償還差益で、日本国の非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、通常日本国の所得に関する租税は課されない。同様に、本社債の譲渡により生ずる所得で非居住者および日本国に恒久的施設を持たない外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

(9) 準拠法

本社債については英国法を準拠法とし、同法に従って解釈される。いかなる者も、本社債のいかなる条項または条件を強制する権利を1999年契約(第三者の権利)法に基づいて保有することはない。しかし、このことは、同法とは関係なく存在するまたは行使可能であるいかなる者の権利または救済手段にも影響を及ぼすものではない。

(10) 通知の方法

決済機関からの本社債権者に対する通知のために決済機関に対して交付された通知は、本社債権者に対する通知として有効なものとする。ただし、本社債がいずれかの金融商品取引所に上場され、またはいずれかの法域で公募されている限りにおいて、本社債権者に対するすべての通知は、各金融商品取引所および各法域の規則および法令に従って公告されるものとする。

上記に従ってなされた通知は、決済機関に対して交付された場合には、当該決済機関(決済機関が複数の場合にはすべての決済機関)宛てに交付されてから3日目に効力を生じる。公告がなされた場合には(交付したか否かにかかわらず)公告日に、複数回公告された場合には最初に公告された日に、もし複数の新聞において公告する必要がある場合にはすべての新聞に最初に掲載された日に、それぞれ効力を生じる。

＜発行会社に関するリスク要因＞

ドイツ銀行により発行される本社債への投資は、ドイツ銀行が当該証券の発行により生じた義務を関係する支払期日に履行することができないというリスクを負う。そして投資者は、その投資のすべてまたは一部を失う場合がある。

投資予定者は、リスクを評価するため、本書に定めるすべての情報を検討し、必要と判断する場合には自らの専門アドバイザーに相談すべきである。

発行会社が債務証券の発行により生じる義務を履行する能力に関連するリスクは、独立した格付機関により付与される信用格付を参照して記述されている。信用格付は、確立された信用調査手続に基づく債務者および／または債券発行者の支払能力または信用力を評価したものである。これらの格付および関連するリサーチは、発行者の義務を履行する能力についての詳細な情報を提供することにより、投資者が債券に関連する信用リスクを分析するのに役立つ。各自の等級により付与された格付が低ければ低いほど、各格付機関が評価した、義務が履行されないか、完全に履行されないか、かつ／または適時に履行されないリスクが高いことになる。格付は、発行される社債を購入し、売却し、または保有することを推奨するものではなく、格付を付与する格付機関によりいつでも停止され、格下げされ、または取り消される可能性がある。付与された格付の停止、格下げまたは取消しは、発行される社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツ銀行は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本項目において「ムーディーズ」という。）、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービズ・ヨーロッパ・リミテッド（以下、本項目において「S&P」という。）およびフィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本項目において「フィッチ」といい、S&Pおよびムーディーズと合わせて「格付機関」と総称する。）から格付を取得している。

S&Pおよびフィッチは、欧州連合（EU）において設立され、信用格付機関に関する2009年9月16日付欧州議会および欧州理事会規則（EC）第1060/2009号（その後の改正を含む。）（以下「CRA規則」という。）に従い登録されている。ムーディーズに関して、信用格付は、CRA規則の第4（3）条に従い、英国におけるムーディーズの事務所（ムーディーズ・インベスターズ・サービス・リミテッド）によって承認される。

2018年4月27日現在、ドイツ銀行に対して、同社の長期の非劣後の債務（または、該当する場合、同社の長期の非上位かつ優先の債務）および同社の短期の非劣後の債務に関して、以下の格付が付与されている。上位かつ優先の債務および非上位かつ優先の債務の相違ならびにドイツ銀行に対して同社の長期の上位かつ優先の債務に関して付与された格付については、前記「1 売出有価証券、売出社債（短期社債を除く。）、（注5）劣後債ではない本社債の順位」の項を参照のこと。

ムーディーズ

長期非上位優先債務：Baa2（見通し：ネガティブ）

短期非劣後債務： P-2

ムーディーズの定義：

Baa2：「Baa」の格付を付与された債務は、中級と判断され、信用リスクが中程度であるがゆえ、一定の投機的な要素を含みうる。

ムーディーズによる長期格付は、信用リスクが最低水準にあり、最高の信用力を反映する「Aaa」から、「Aa」、「A」、「Baa」、「Ba」、「B」、「Caa」、「Ca」および最低の格付を付与された債務であり、一般的には債務不履行となり、元本または利息の回収の可能性がほぼない「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。ムーディーズは、「Aa」から「Caa」までのそれぞれの格付の大分類に調整記号の1、2および3の数字を付加している。調整記号の1は、格付の大分類の債務の最高位を示し、調整記号の2は、中間的順位を示し、調整記号の3は、格付の大分類の最低位を示す。

P-2： プライム2の格付を付与された発行体（または支援機関）は、短期債務の返済能力が高い。

ムーディーズによる短期債務格付は、発行体の優れた短期債務の返済能力を反映する「P-1」から、「P-2」、「P-3」およびプライム格付カテゴリーに属さないことを反映する「NP」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

格付の見直し／見直し：

格付の見直しは、格付の中期的な方向性に関する意見である。格付の見直しは「ポジティブ (POS)」、「ネガティブ (NEG)」、「安定的 (STA)」、「検討中 (DEV)」の4種類のいずれかで表される。「格付見直し中」(RUR—Rating(s) Under Review)とは、発行体の格付が変更される可能性により見直しに入っており、それ以前の見通しが無効となったことを示す。見通しが安定的ということは、中期的に格付が変更される可能性は低いことを示唆する。ネガティブ、ポジティブまたは検討中という見直しは、中期的に格付が変更される可能性がより高いことを意味する。

見直しとは、格付が短期間内に変更される方向で検討されていることを示す。格付は「引き上げ方向で見直し (UPG)」か、「引き下げ方向で見直し (DNG)」となり、まれに「方向未定で見直し (UNC)」となることがある。見直しは、格付が引き上げ、引き下げ、または据え置きとなることで終了しうる。見直し中の格付は、「ウォッチリスト」または「ウォッチ中」とも称される。近いうちに格付変更が行われる可能性があるが、格付変更の必要性または変更されうる場合の変更幅について判断するまでに追加の情報や分析が必要な場合には、格付は見直しの対象となる。

S&P

長期非上位優先債務：BBB-

短期非劣後債務：A-2

S&Pの定義：

BBB-：「BBB」の格付を付与された債務者は、財務的コミットメントを履行する適切な能力を有するが、経済状況の悪化や環境の変化によって、債務者による財務的コミットメントを履行する能力が低下する可能性がより高い。

S&Pによる長期発行体格付は、最も高い信用力を示す「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」、「C」、「R」ならびに債務者が（選択的に）債務の支払を行っていないことを示す「SD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。「AA」から「CCC」の格付は、主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、プラス (+) またはマイナス (-) の記号を追記し、調整されることがある。

A-2：「A-2」の格付を付与された債務者は、財務的コミットメントを履行する十分な能力がある。しかしながら、最上位の格付を得ている債務者と比べると、環境および経済状況の変化により悪影響をやや受けやすい。

S&Pによる短期格付は、最も高い信用力を示す「A-1」から、「A-2」、「A-3」、「B」、「C」および「R」ならびに債務者が（選択的に）債務の支払を行っていないことを示す「SD」および「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

見直し／クレジット・ウォッチ：

S&Pの格付の見直しは、長期格付が中期的（通常6ヵ月間から2年間）にどの方向に動きそうかを示す。格付の見直しを決めるにあたっては、経済状況や事業の基礎的条件がどう変化しそうかが考慮される。見通しが将来における格付の変更、またはクレジット・ウォッチへの指定を必ず意味するわけではない。格付の見直しは、「ポジティブ」、「ネガティブ」、「安定的」、「方向性不確定」、「N.M.」（格付の方向性に意味がないことを示す。）の5種類のいずれかで表される。

クレジット・ウォッチは、格付の見直しを必要とする特別な出来事または短期的なトレンドに焦点をあてた、短期格付または長期格付の方向性に関するS&Pのアナリストの意見を示すものである。しかし、クレジット・ウォッチへの指定は必ずしも格付の変更という結果になることを意味するものではない。また、可能な場合には、格付見直し作業後に予想される格付の範囲が示される。見直し作業中の格付すべてがクレジット・ウォッチに指定されるわけではなく、クレジット・ウォッチへの指定を経ずに格付が変更されることもありうる。「クレジット・ウォッチ・ポジティブ」は格上げの可能性を、「ク

「レジット・ウォッチ・ネガティブ」は格下げの可能性を、「クレジット・ウォッチ・方向性不確定」は格上げ・格下げ・格付据え置きいずれの可能性もあることを、それぞれ示す。

フィッチ

長期非上位優先債務：BBB+

短期非劣後債務： F2

フィッチの定義：

BBB+：「BBB」の格付は、信用リスクが現在は低いと予想していることを示す。金銭債務の履行能力は概ね十分にあると考えられるが、経営または経済環境の悪化がこの能力を損なう可能性がより高い。

フィッチによる長期格付は、信用リスクが最も低いと予想していることを示す「AAA」から、「AA」、「A」、「BBB」、「BB」、「B」、「CCC」、「CC」および極めて高い水準の信用リスクを示す「C」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。デフォルトした債務には、通常、「RD」または「D」の格付が付与されず、回収見通しおよびその他の特性に応じて、「B」格付カテゴリーから「C」格付カテゴリーの範囲内で格付が付与される。主要な格付カテゴリー内における相対的な位置づけを示すため、「+」または「-」の符号を付することがある。当該付加符号は「AAA」の債務格付カテゴリーまたは「CCC」未満の債務格付カテゴリーには付されない。

下付き記号「emr」は、格付の対象範囲外である市場リスクが内包されていることを示すために格付に対して付加される。かかる記号の付加は、当該格付が発行銀行のカウンターパーティー・リスクのみを対象としていることを明確化することを意図している。これは、発行体である金融機関の分析のために、公表されたフィッチの格付基準に他のあらゆる面で従うカウンターパーティー・リスク分析における限界を示すことを意図したものではない。

F2： 「F2」の格付は、債務の期日どおりの支払に関する能力が良好であることを示す。極めて良好な信用力に対しては、「+」の記号が追記されることがある。

フィッチによる短期格付は、債務の期日どおりの支払に関する能力が最も高いことを示す「F1」から、「F2」、「F3」、「B」、「C」、「RD」および発行体の広範囲なデフォルトまたはすべての短期債務のデフォルトを示す「D」の範囲に渡っていくつかのカテゴリーに分類される。

見通し／格付ウォッチ：

格付の見通しは、今後1、2年のうちに格付が遷移する方向性を示している。財務等の動向に、現状では格付アクションを起こすほどではないものの、今後も継続した場合にそうなる可能性がある場合、それらの動向が格付の見通しに反映される。「ポジティブ」または「ネガティブ」の格付の見通しは、格付の変更が不可避であることを意味するものではない。また、同様に、格付の見通しが「安定的」の格付であっても、状況次第では事前に格付の見通しを変更せずに格上げまたは格下げされる場合がある。時折、基本的動向に正と負の相反する強い要素がある場合、格付の見通しは「流動的」とされることがある。

格付ウォッチは、格付変更の可能性が高まったことおよびその方向性を示すものである。格付ウォッチには、格上げ方向の「ポジティブ」、格下げ方向の「ネガティブ」または格上げ・格下げ・据え置きのいずれの可能性もあることを示す「流動的」がある。しかしながら、格付ウォッチの対象となっていない格付でも、状況によっては、格付ウォッチを経ずに格上げまたは格下げとなることもある。

<劣後債務の格付>

ドイツ銀行が劣後債務を締結した場合、当該債務の格付が低くなる場合がある。これは、ドイツ銀行の支払不能または清算の場合、当該債務により生じる債権および利息債権がドイツ銀行の債権者の劣後債権に対して劣後するからである。ドイツ銀行は、劣後債務（もしあれば）の格付を開示する。

＜ドイツ銀行の財務力に悪影響を及ぼす可能性のある要因＞

ドイツ銀行の財務力は、前記の格付にも反映されるが、特に収益力に左右される。ドイツ銀行の収益力に悪影響を与える可能性がある要因は、以下に掲げるとおりである。

- 低金利環境の継続および金融サービス業界での競争がドイツ銀行を親会社かつ最も重要な主体とし、銀行、資本市場会社、ファンド運用会社、資産金融会社、割賦金融会社、調査およびコンサルタント会社ならびに他の国内および外国の会社をもって構成されるグループ（以下「ドイツ銀行グループ」または「グループ」という。）の多くの事業における利益を圧迫している中、就中、ドイツ銀行のホームマーケットである欧州において、近時の低い経済成長および将来の成長への見通しについての不確実性がドイツ銀行の一部の事業におけるドイツ銀行の経営成績および財政状態ならびにドイツ銀行の戦略計画に対して悪影響を与えており、かつ、かかる悪影響が継続している。このような状況が継続するか、またはさらに悪化する場合、ドイツ銀行の事業、経営成績および戦略計画が悪影響を受ける可能性がある。
- 困難な市場環境、不利なマクロ経済条件および地政学的条件、低調な顧客の活動、増大する競争および規制ならびにドイツ銀行が同行の戦略の実施を進展させるというドイツ銀行の戦略的決定の結果もたらされる即時の影響によって、ドイツ銀行の経営成績および財政状態、就中、同行のグローバル・マーケットの事業の経営成績および財政状態は、引き続き負の影響を受ける。ドイツ銀行がこれらの逆風と並び持続的に高い訴訟費用に引き続き直面するため、ドイツ銀行が同行の収益性を改善することができない場合、ドイツ銀行は、同行の戦略的期待の多くを充足することができず、また市場参加者およびドイツ銀行の規制当局によって期待される水準で資本比率、流動性比率およびレバレッジ比率を維持することが困難になることがある。
- 継続的に上昇水準にある政治的不確実性は、金融システムおよびより広大な経済について、予測不能な帰結をもたらす可能性があり、また欧州統合の側面の解消に寄与する可能性があり、潜在的にドイツ銀行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失に至る可能性がある。こうしたリスクに対しドイツ銀行が自らを防衛する能力には限りがある。
- ドイツ銀行は、欧州のソブリン債務危機が再燃した場合、欧州諸国およびその他の国々のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。ドイツ銀行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できないことがある。
- 市場全般または会社特有の流動性の制約がある期間中において、債券資本市場を利用することまたは資産を売却することが不可能であることによって、ドイツ銀行の流動性、事業活動および収益性は、悪影響を受けることがある。信用格付の格下げは、ドイツ銀行の資金調達コストの上昇に寄与しており、また将来における格下げは、同行の資金調達コスト、同行と引き続き取引を行うという取引相手方の意向および同行の事業モデルの重要な側面に対して、重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- 金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、ドイツ銀行について多大な不確実性を生み出しており、およびその事業および戦略計画の実行可能性に悪影響を与える可能性があり、ならびにドイツ銀行が規制上の要件を遵守することを怠った場合、所轄規制当局は、ドイツ銀行が同行の規制上の資本商品の配当支払を行うことを禁止し、または他の措置を講じることがある。
- 銀行および投資会社の再建および破綻処理に関する欧州およびドイツの法規制は、ドイツ銀行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合またはドイツ銀行に対して破綻処理措置が発動された場合、ドイツ銀行の事業活動に著しい影響を及ぼし、株主および債権者の損失につながる可能性がある。
- 規制改革および法規制の変更は、ドイツ銀行に対し、より多額の自己資本の維持を求めており、場合によっては（米国におけるものを含む。）、独自に、同行の現地における業務に対して、流動性、リスク管理および資本の適切性の規則を適用している。これらの要件は、ドイツ銀行のビジネス・モデル、財政状態、経営成績および競争環境に対して、一般的に重大な影響を及ぼす可能性がある。ドイツ銀行が自己資本規制の要件または流動性の要件を十分なバッファ

をもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、ドイツ銀行がかかる要件を上回る自己資本を維持すべきであるとの市場の認識は、ドイツ銀行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

- ドイツ銀行の規制上の資本比率および流動性比率ならびに同行の株式または規制上の資本商品の分配に利用可能な同行の資金は、ドイツ銀行の事業決定によって影響を受け、ならびに当該決定を行う際、ドイツ銀行の利害および当該商品の保有者の利害が一致しないことがあり、ならびにドイツ銀行は、適用法および関連する商品の条件に従い、ドイツ銀行の株式または規制上の資本商品に対してなされる支払が全くないか、またはより低額となる結果に至る決定を採用することがある。
- 自己勘定取引の禁止または預金取扱業務の分離に関する、米国およびドイツの法規制ならびに欧州連合の提案が、ドイツ銀行のビジネス・モデルに重大な影響を及ぼすことがある。
- 金融危機を受けて採用または提案されるその他の規制の見直し、すなわちドイツ銀行のデリバティブ取引、報酬、銀行税、預金保護または金融取引税を定めた新たな規制の拡大等がドイツ銀行の運営費用を著しく増大させ、ビジネス・モデルに悪影響を及ぼす可能性がある。
- 市場環境の悪化、資産価格の劣化、ボラティリティおよび投資者の悲観的センチメントが、ドイツ銀行の収益および利益、とりわけ投資銀行、仲介およびその他の手数料および報酬ベースの事業に影響を与えており、将来も重大な悪影響を与えることがある。その結果、これまでも取引および投資活動でドイツ銀行に著しい損失が発生しており、将来も著しい損失が発生する可能性がある。
- ドイツ銀行は、その戦略の次の段階を2015年4月に発表し、2015年10月に更に詳述し、また2017年3月に更新を発表した。ドイツ銀行が戦略計画を成功裏に実行することができない場合、ドイツ銀行は、財務目標の達成が不可能となるか、または損失を被り、もしくは収益性が低下し、もしくは資本基盤が弱体化することがあり、ドイツ銀行の財政状態、経営成績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、ドイツ銀行は、同行の高収益の法人顧客のためのより多くの組み合わせ販売機会を通じた成長に同行の身を置くため、同行のグローバル・マーケット事業、コーポレート・ファイナンス事業およびトランザクション・バンキング事業を単一で法人顧客主導のコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門に再構成する意図を発表した。顧客は、ドイツ銀行との間の取引またはポートフォリオを拡大しないという選択をすることがあり、このことは、これらの機会を収益化するという同行の能力に負の影響を与える。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、以前に同行がポストバンク（以下に定義する。）の売却の意図を発表した後、ドイツ銀行は、ドイツ・ポストバンクAG（同社の子会社と合わせて、以下「ポストバンク」と総称する。）を保持し、ならびにポストバンクを同行の現存する個人向け業務および商業業務と統合するという同行の意図を発表した。ドイツ銀行は、グループからの業務上の可分性の完了後にポストバンクをグループに統合することの困難に直面することがある。結果的に、ドイツ銀行が実現することを想定している経費削減および他の便益は、予測よりも高い経費を伴ってのみ実現することまたは全く実現されないことがある。
- 同行の戦略の2017年3月の更新の一部として、ドイツ銀行は、一部株式の新規公開（IPO）を通じて、業務上分別されたドイチェ・アセット・マネジメント部門を設定する意図を発表した。経済条件もしくは市場条件もしくはドイチェAMの財政状態、経営成績および業績予測が不利である場合または要求される規制上の承認が得られず、もしくは不利益な条件においてのみ入手可能な場合、ドイツ銀行は、ドイチェAMの持分を有利な価格もしくは時期に売却することができないか、または全くできないことがある。さらに、ドイツ銀行は、業務上分別されたドイチェAMがもたらすことが可能であると同行が考える想定される便益を収益化することができないことがある。
- ドイツ銀行は、会社、事業または資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を被ることがある。

- 堅強かつ効果的な内部統制環境は、ドイツ銀行が同行に対して適用ある法令を遵守して同行の事業を遂行することを確保するために必要である。ドイツ銀行は、同行の内部統制環境を強化する必要性を確認しており、またこれを達成するための取り組みに乗り出している。これらの取り組みが成功せず、または遅延する場合、ドイツ銀行の外部評価、規制上の地位および財政状態は、重大な悪影響を受けることがあり、ならびにドイツ銀行が同行の戦略的な意志を達成する能力が損なわれることがある。
- ドイツ銀行は、規制強化が一段と進み、訴訟が生じやすい環境の中、ドイツ銀行の負債およびその他の費用に対する潜在的リスクを抱えた状態で経営しており、法律上および規制上の制裁や評判の悪化に加えて、その金額も多額かつ予想が困難となる可能性がある。
- ドイツ銀行は、現在、潜在的な不正行為に関連して、世界中で多くの規制当局および法執行当局の捜査対象となっているほか民事訴訟の対象となっている。これらの最終的結果は予想できず、ドイツ銀行の経営成績、財政状態および外部評価に重大な悪影響を及ぼすことがある。
- 預金受入および貸付けによる同行の伝統的な銀行業務に加え、ドイツ銀行は、例として、同行による第三者の有価証券の保有または同行が複雑なデリバティブ取引に従事することを含む取引にまで信用が広げられた非伝統的な与信事業にも従事している。かかる非伝統的な与信事業は、ドイツ銀行の信用リスクの影響を著しく増大させる。
- ドイツ銀行の貸借対照表の資産および負債の相当部分は、同行が公正価値で帳簿に記入する金融商品で構成されており、公正価値の変動は、同行の損益計算書で認識される。当該変動の結果、ドイツ銀行は、過去において損失を被っており、また将来追加の損失を被ることがある。
- ドイツ銀行は、そのリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。
- ドイツ銀行の処理の履行における過誤、ドイツ銀行の従業員の行為、ドイツ銀行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、誤作動もしくは機能停止、もしくは事業継続の喪失またはドイツ銀行の提供事業者に関する同様の問題から生ずる業務上のリスクによりドイツ銀行の事業が混乱に陥り、また重大な損失に至ることがある。
- ドイツ銀行の運営上のシステムは、顧客または取引先情報の重大な損失、ドイツ銀行の外部評価の悪化ならびに規制上の制裁および財務上の損失を引き起こす可能性のあるサイバー攻撃その他のインターネット犯罪のリスクの増加に直面している。
- ドイツ銀行の決済業務の規模が大きいため、かかる業務が適切に行われなかった場合には、ドイツ銀行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。
- ドイツ銀行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、ドイツ銀行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。
- 国際的な市場と並びドイツ銀行の本拠地であるドイツ市場においても、激しい競争がドイツ銀行の収入および収益性に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。
- テロ支援国家として米国国務省に指定された国における相手方または米国によって経済制裁を受けている者と取引を行った結果、潜在的な顧客および投資者がドイツ銀行との取引もしくはドイツ銀行の有価証券への投資を回避し、ドイツ銀行の外部評価が損なわれ、またはドイツ銀行の事業に重大な悪影響を与えうる規制措置が講じられることとなる可能性がある。

<本社債についてのリスク要因>

1. 序論

以下の項は、本社債に付随するマーケット・リスクを評価する上で、本社債にとって重要な一定のリスク要因を記述したものである。本社債に関係するすべてのリスク要因を慎重に検討するまでは、本社債への投資を行うべきではない。投資判断を行う前に、投資予定者は、本書の他の項に記載されている詳細な情報も読んだ上で投資判断を行うべきである。

また、投資予定者は、適宜、本社債が連動する資産、参照項目またはその他の参照基準（以下「対象資産」といい、各項目を「参照項目」という。）を慎重に検討すべきである。これらは、該

当する場合、本書において定められており、投資者は対象資産に関して利用できるさらなる情報を検討すべきである。本社債が対象資産に連動しない場合、以下のリスク情報について対象資産の存在に言及するものは適用されない。

本書は、投資の助言ではなく、また、投資の助言となることを意図していない。

本社債への投資はリスクを伴う。これらのリスクには、特に、株式市場、債券市場、外国為替市場、金利、商品、市場のボラティリティのリスク、経済的、政治的および規制上のリスク、これらの組み合わせならびにその他のリスクが含まれる。購入予定者は、本社債への投資に付随するリスクを理解および適切に評価するために必要な本社債および対象資産（該当する場合）または参照項目などの金融商品の取引に関する知識および経験を有すべきである。購入予定者は、(a) 自らの独自の財務、税務およびその他の状況に照らして本社債への投資が適切であるか、(b) 本書に記載される情報、ならびに、(c) 対象資産（該当する場合）について、自らの法律、税務、会計その他のアドバイザー（該当する場合）と慎重に検討した上で投資の決定に達するべきである。投資者は、特に、自らの投資ポートフォリオ全体に照らして、また関連ある各資産クラスに対する自らのエクスポージャーを考慮して、本社債が適切であるかを検討すべきである。したがって、投資者は、本社債への投資が自身にとって適切であるかを判断するため、自らの独自の状況を慎重に検討すべきである。

本社債の価値は下落する可能性があり、投資者は、本社債へのいかなる投資であっても、満期時または定期的に支払われる現金額または資産価額が定められた最低現金額または最低資産額（もしあれば）のみに相当する場合があることに留意すべきである。最低現金額または最低資産額が定められていない場合、投資者は、本社債への投資額を完全に失う可能性がある。

本社債への投資は、対象資産の価値（該当する場合）および／または参照項目の構成もしくは算定方法の将来における変動の可能性の方向、時期および規模を評価した上で行うべきである。これは、当該投資のリターンは特にかかる変動に左右されるためである。複数のリスク要因が本社債の価値に関して同時に影響する可能性があるため、特定のリスク要因の影響を予測することができない場合がある。また、複数のリスク要因が予測不能な複合的な影響を有する場合がある。リスク要因の組み合わせが本社債の価値に及ぼす影響について保証することはできず、また、本社債への投資は、投資者が本社債を取得した時点で利用できる類似または代替の投資と比べ、より高いリターンを提供するという保証はない。

追加のリスク要因は、「<本社債一般に関連するリスク要因>」および「<市場一般に関連するリスク要因>」の項に記載されている。さらに、投資予定者は、「<利益相反>」の項も検討すべきである。

2. 本社債の一定の特徴に関するリスク要因

2.1 支払われる金額または交付資産につき計算式を参照して算定する本社債

本社債の発行において、支払われる利息ならびに／または（償還時もしくは決済時または定期的に）支払われる金額および／もしくは交付される資産を算定する際の基礎として本書の計算式を参照する場合がある。潜在的な投資者は、関連ある計算式を確実に理解し、また必要な場合は、各自のアドバイザー（ら）からの助言を受けるべきである。

さらに、計算式の影響は、予定される利息の金額ならびに／または償還時もしくは決済時もしくは定期的に支払われる金額および／もしくは引き渡される資産に関し複雑なものとなる場合があり、一定の状況では当該金額の増減を生じることがある。

本社債は「ショート」のエクスポージャーを提供する場合があり、これは、参照項目の関連する価格または価値が下落する場合に限り、本社債の経済的価値が上昇することを意味する。参照項目の価格または価値が上昇する場合、本社債の価値は下落することがある。

2.2 レバレッジ

支払われる利息の金額ならびに／または本社債の償還時もしくは決済時もしくは定期的に支払われる金額および／もしくは交付される資産が1よりも大きい乗数を参照して定められる場合、投資予定者は、支払われる金額または交付される資産の価格または水準の変動による影響が拡大されることに留意すべきである。レバレッジは、より大きな投資収益の機会を提供する一方で、これにより投資損失がレバレッジのない場合より大きくなる可能性がある。

2.3 大幅な割引価格またはプレミアム価格で発行される債務証券

大幅な割引価格またはプレミアム価格で発行される債務証券の市場価格は、伝統的な利付証券の価格と比べ、金利の一般的な変動によって変動する傾向にある。一般的に、本社債の残存期間が長いほど、同等の満期を有する伝統的な利付証券と比べて価格のボラティリティが大きくなる。

2.4 発行会社による任意償還の対象となる本社債

発行会社による償還請求権を含む本社債または一定の事由の発生時に償還可能な本社債は、発行者の償還請求権を含まない類似の証券と比較してより低い市場価格を有する可能性が高い。本社債の任意償還の性質は、本社債の市場価格を限定する可能性が高い。発行会社が本社債の償還を選択することができる期間または当該償還が発生しうる期間においては、一般的に、本社債が償還される価格を著しく上回って本社債の市場価格が上昇することはない。このことは、償還期間より前であっても該当することがある。

発行会社の借入れコストが本社債の利率を下回り、その他発行済本社債を維持するコストが高い場合、発行会社が本社債を償還することが想定される。かかる時点において、投資者は、一般的に、償還される本社債の利率と同程度の実効利率により任意償還金を再投資することはできず、相当低い利率によってしか再投資することができない場合がある。潜在的な投資者は、かかる時点で利用可能な他の投資対象と照らして再投資リスクを考慮すべきである。

本書は、発行会社が満期または最終決済の前に本社債を償還する権利を有するか否かを記載している。

2.5 社債に関する満期時のリスク

本社債の満期時に支払われる最終償還額が計算式により決定され、または資産の現物の交付により決済される場合、かかる最終償還額または交付される資産の市場価格（にクーポン支払額を加えた価格）は、本社債の購入価格よりも低くなる可能性がある。また、現物の交付の場合、投資者は、交付される資産の市場価格が、当該資産の交付および金額が決定された日から当該資産が投資者に実際に交付されるまで下落し続ける可能性があることを考慮しなければならない。かかる状況において、投資者は、最大で投資額全額の損失を被ることがある。

2.6 あらかじめ定めた価格に達した際に調整の対象となる本社債

本社債の発行において、本社債の償還または決済時に支払われる金額を算出する際に、参照価格があらかじめ定めた価格（バリア等）に達した場合、本書中の該当する項目の参照基準の調整を参照する場合がある。潜在的な投資者は、本社債は、かかる調整方法を参照するため、当該事由の発生時に流通市場における流動性が影響を受ける可能性があることを理解すべきである。特にかかる調整事由発生後は、本社債の売却または購入が一時的に困難または不可能になる場合がある。

3. 対象資産に関するリスク要因

本社債の対象資産を構成する参照項目（該当する場合）は、一または複数の株式、指数、為替レートおよび／またはファンドの受益証券もしくは投資口であることがある。本社債は、これらのうちもしくは複数の参照項目またはこれらの組み合わせに関連する場合がある。

本社債に基づき償還時または定期的に支払われる金額または交付される資産の一部または全部は、上記のかかる参照項目の価格または価値を参照して定められる。したがって、投資者は、対象資産および参照項目に連動することによる本社債への影響を理解するため、本書を慎重に検討すべきである。

参照項目に連動する本社債の購入または本社債への投資は重大なリスクを伴う。かかる本社債は、伝統的な社債ではなく、投資予定者がかかる本社債に投資する前に明確に理解すべき様々な固有の投資リスクを伴う。かかる本社債への投資予定者は、かかる本社債と類似する特徴を有する社債に精通すべきであり、本社債の要項、ならびに損失リスクに対する本社債のエクスポージャーの性質および範囲に関するすべての書類を詳細に検討し、これを理解すべきである。

発行会社は、利息の金額またはその他の支払われる金額もしくは交付される資産額が以下に依拠する本社債を発行することがある。

- a) 一または複数の株式の価格または価格の変動
- b) 一または複数の指数の水準または水準の変動
- c) 為替レートの変動
- d) 一または複数のファンドの受益証券または投資口の価格または価格の変動
- e) その他の原資産または参照基準

当該本社債への投資予定者は、当該本社債の要項に基づき、（i）利息もしくはその他の金額および／もしくは交付される資産が全く受領できず、または限られた金額になることがあること、（ii）利息もしくはその他の金額および／もしくは交付される資産の支払が、予定とは異なる時期または通貨で行われることがあること、ならびに、（iii）償還または決済によりその投資額の全部または相当部分を失うことがあることに留意すべきである。

また、以下の事項における変動は、金利、通貨その他の経済的要因または指数の変動と関連しない重大な変動に左右されることがあり、参照項目の関連ある価格または水準の変動の時期は、その平均水準が投資者の予想と一致している場合でも、投資者の実際の利回りに影響を及ぼすことがある。

- a) 関連する株式の価格
- b) 関連する一または複数の指数の水準
- c) 関連する為替レート
- d) 一または複数のファンドの関連する受益証券または投資口の価格
- e) 対象資産を構成するその他一切の原資産または参照基準の水準

一般的に、参照項目の価格または水準の変動が早ければ早いほど、利回りへの影響は大きくなる。

利息の金額またはその他の支払われる金額および／もしくは交付される資産が1よりも大きい乗数またはその他のレバレッジ要因を参照して定められる場合、対象資産または参照項目の価格または水準の変動への影響は拡大される。

本社債の市場価格は変動が激しいことがあり、一または複数の法域における経済、金融および政治的事象（その他の証券、ファンドの受益証券または投資口が取引される取引所または値付システムに影響を与える要因を含む。）に加え、以下の影響を受けることがある。

- a) 償還日または満期日までの残存期間
- b) 参照項目またはその他の原資産もしくは参照基準のボラティリティ
- c) 参照項目を構成し、または参照項目に関連する証券（株式、指数構成証券その他の証券を含みうる。）の発行体（ら）の配当率（もしあれば）ならびに財務上の成績および見込み
- d) 対象資産が為替レートにより構成される場合、当該為替レートの変動およびボラティリティ
- e) 対象資産がファンド投資口により構成される場合、一または複数のファンドの受益証券または投資口の価格のボラティリティ

参照項目が新興市場または発展途上国に関連する場合、例えば、参照項目が新興市場もしくは発展途上国の証券取引所で上場もしくは取引されている場合（例えば、株式または商品先物）、または参照項目が、新興市場もしくは発展途上国の為替レート、新興市場もしくは発展途上国に登記上の事務所を有する、もしくはその事業の大部分をこの種の国で行う企業により発行された株式、もしくは新興市場もしくは発展途上国の株式その他の金融商品を追跡する指数である場合。

新興市場および発展途上国は、例えばEU加盟国その他の先進国よりも大きい、相当な法的、経済的および政治的なリスクにさらされる。そのため、新興市場または発展途上国に関連する投資は、各参照項目への投資に付随する一般的なリスクに加え、追加のリスク要因を伴う。かかるリスク要因には、不安定な政治的状況または経済的状況、インフレ・リスクおよび通貨リスクの増大が含まれる。かかる国々における不安定性の原因には、権威主義的な政府または政治および経済上の意思決定過程への軍の関与が含まれる場合がある。さらに、憲法外の手段による政府の変更の試みもしくは変更の達成、政治的、経済的および社会的状況の改善要求に関連する市民の暴動、近隣国との敵対関係、または民族的、宗教的もしくは人種的な理由から生じる対立も含まれる。政治または経済上の不安定性は、投資者の信頼に影響を与え、ひいてはかかる国々における為替レートおよび証券その他の資産の価格に悪影響を及ぼすことがある。

新興市場および発展途上国の政治および経済構造は、相当に激変し、また急速に変わることがある。

新興市場および発展途上国における為替レートおよび証券その他の資産の価格は、より変動性が高い場合が多い。かかる価格を変動させる要因には、金利、需給の変化、問題となる市場に影響を与える外部要因（特に、重要な取引先に関する要因）、貿易、税金および金融に関する政策プログラム、政府方針ならびに国外の政治経済の出来事および方針が含まれる。

さらに、例えば、海外投資者に対する制限、資産の国有化もしくは収用、没収的課税、外国銀行預金その他の資産の没収もしくは国有化、外貨禁止令の存在もしくは設定、外貨管理、または為替レートの自由な変動への制限といった不利な展開が生じる可能性がある。為替レートの自由な変動に対する制限が解除された場合、新興市場または発展途上国の通貨は、短期間に相当な為替レートの変動にさらされる可能性がある。

上記の混乱は、より長期間、すなわち数週間または数年間続く場合がある。

かかる混乱はいずれも、本社債に関していわゆる市場混乱をもたらす可能性があり、これにより、特に、市場混乱によって影響を受けた本社債が当該期間において値付されないことがある。

証券市場の発展は、新興市場および発展途上国の大部分においてまだ初期段階にある。これは、より発展した証券市場では通常発生しないリスクおよび実務（より高いボラティリティ等）を招くことがあり、かかる国々の証券取引所で上場されている証券の価格に悪影響を与える可能性がある。また、新興市場および発展途上国の取引所は、上場されている証券の一部の取引量が少ないため、非流動性を特徴とする場合が多い。かかる証券市場の多くは、より発展した証券市場と比べて決済および支払処理が発展途上にあり、信頼性が低く、また効率性が低いため、例えば、証券取引の決済に要する時間がより長くなる可能性がある。新興市場および発展途上国の証券市場は、より発展した証券市場と比べて政府または規制当局による監督が緩やかなことがある。

新興市場または発展途上国における株式の開示要件、会計基準および規制要件は、例えばEU加盟国その他の先進国と比べて厳格でないことがあるため、参照項目が株式である場合、参照項目の評価に影響を与える場合がある。

同様に、より発展した市場における企業の場合と比べ、新興市場または発展途上国の企業に関する公開されている情報が少ないことがある。年次財務諸表または中間財務諸表で報告される貸借対照表および損益計算書は、かかる年次財務諸表または中間財務諸表が認められた会計基準に従って作成された場合とは、企業の財務状態またはその業績について異なった見解を示す場合がある。資

産の評価、減価償却および無形固定資産の償却、繰延課税、偶発債務ならびに連結において、国際的に認められた会計原則に基づく場合と異なる処理が行われることがある。

上記のすべての要因は、参照項目の価値に悪影響を与えるおそれがある。

3.1 参照項目である株式その他のエクイティ証券に付随するリスク

株式連動型の本社債は、一もしくは複数の株式（米国預託証券または外国預託証券を含みうる。）の価格を参照して定められた金額の支払ならびに／または任意の数の特定資産の現物の交付ならびに／または一もしくは複数の株式の価格を参照して定められた額面金額および利息の支払により、発行会社により償還または決済される可能性がある。したがって、株式連動型の本社債への投資には、株式への直接投資と同様の市場リスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受けるべきである。

本社債は、（一または複数の）株式の発行体（ら）に関して一定の会社行為または事由が発生した場合、本社債の要項に基づく調整または繰上償還の対象となる可能性がある。

計算代理人はまた、本社債の要項に基づき、関連ある時点で市場混乱事由が発生したと判断する可能性がある。かかる判断により、本社債の評価時期、ひいては本社債の価格に影響が及ぼされる可能性があり、かつ／または、本社債に関する支払もしくは決済が遅延する可能性がある。

3.2 参照項目である指数に付随するリスク

指数連動型の本社債は、一もしくは複数の指数の数値を参照して定められた金額の支払または一もしくは複数の指数の数値を参照して算定された額面金額および利息の支払または一部の場合には一定の資産の現物の交付により、発行会社により償還または決済される可能性がある。したがって、指数連動型の本社債への投資には、当該指数を構成する指数構成銘柄への直接投資と同様の市場リスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受けるべきである。

指数連動型の本社債は、指数に関して一定の関連ある事由が発生した場合、本社債の要項に基づく調整または繰上償還の対象となる可能性がある。かかる事由には、以下が含まれる。

- a) 指数スポンサーが、関連ある指数の算定および公表をしないこと。
- b) 関連ある指数の算定方法が、当初意図されていたものから大幅に変更されること。
- c) 後継の指数なく、関連ある指数が永久的に廃止となること。

計算代理人はまた、本社債の要項に基づき、関連ある時点で市場混乱事由が発生したと判断する可能性がある。当該判断により、本社債の評価時期、ひいては本社債の価格に影響が及ぼされる可能性があり、かつ／または、本社債に関する支払もしくは決済が遅延する可能性がある。

したがって、投資者は、かかる規定の本社債に対する影響を判断するため、本社債の要項を慎重に検討すべきである。詳細は、以下の＜本社債一般に関連するリスク要因＞を参照のこと。さらに、本社債が一または複数のドイツ銀行独自の指数に連動する場合、投資者は、関連する各指数の説明に記載された関連するリスク要因の項を検討すべきである。

3.3 参照項目である為替レートに付随するリスク

為替連動型の本社債は、一もしくは複数の通貨の為替レートを参照して定められた金額の支払および／または一部の場合には現物決済により、発行会社により償還または決済される可能性がある。したがって、為替連動型の本社債への投資には、関連する（一または複数の）対象通貨への直接投資と同様の市場リスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受け、資産クラスである外国為替に精通すべきである。上記のリスクは、関連する対象通貨が新興国通貨である場合に増加する可能性がある。

為替連動型の本社債は、為替レートに関して関連ある事由が発生した場合、本社債の要項に基づく調整または繰上償還の対象となる可能性がある。

計算代理人はまた、本社債の要項に基づき、関連する時点で市場混乱事由が発生したと判断する可能性がある。当該判断により、本社債の評価時期、ひいては本社債の価格に影響が及ぼされる可能性があり、かつ／または、本社債に関する支払もしくは決済が遅延する可能性がある。

したがって、投資者は、かかる規定の本社債に対する影響を判断するため、本社債の要項を慎重に検討すべきである。詳細は、以下の〈本社債一般に関連するリスク要因〉を参照のこと。

3.4 参照項目であるファンド投資口に付随するリスク

ファンド投資口連動型の本社債は、一もしくは複数のファンドの一もしくは複数の投資口もしくは受益証券の価格（もしくは純資産価額）を参照して定められた金額の支払ならびに／または任意の数の特定資産の現物の交付ならびに／または一もしくは複数のファンド投資口の価格を参照して定められた額面金額および利息の支払により、発行会社により償還または決済される可能性がある。したがって、ファンド投資口連動型の本社債への投資には、関連あるファンド投資口への直接投資と同様の市場リスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受け、関連するファンドの種類および資産クラスである（一または複数の）対象投資資産に精通すべきである。

ファンド投資口連動型の本社債は、ファンド投資口またはファンド投資口に関する発行体（ら）もしくは債務者（ら）もしくはその他の関係者らに関して一定の関連ある事由が発生した場合、本社債の要項に基づく調整または繰上償還の対象となる可能性がある。

計算代理人はまた、本社債の要項に基づき、関連ある時点で市場混乱事由が発生したと判断する可能性がある。当該判断により、本社債の評価時期、ひいては本社債の価格に影響が及ぼされる可能性があり、かつ／または、本社債に関する支払もしくは決済が遅延する可能性がある。

したがって、投資者は、かかる規定の本社債に対する影響を判断するため、本社債の要項を慎重に検討すべきである。詳細は、以下の〈本社債一般に関連するリスク要因〉を参照のこと。

3.5 その他の参照項目に付随するリスク

本社債は、その他の参照項目または一もしくは複数の上記種類の参照項目の組合せに連動することがある。いずれかの参照項目に連動する本社債への投資には、当該参照項目への直接投資と同様の市場リスクを伴う可能性があり、投資予定者は、しかるべく助言を受けるべきである。参照項目に連動する本社債は、参照項目または参照項目の発行体（ら）に関して一定の関連ある事由が発生した場合、本社債の要項に基づく調整または繰上償還の対象となる可能性がある。

計算代理人はまた、本社債の要項に基づき、関連ある時点で市場混乱事由が発生したと判断する可能性がある。当該判断により、本社債の評価時期、ひいては本社債の価格に影響が及ぼされる可能性があり、かつ／または、本社債に関する支払もしくは決済が遅延する可能性がある。

したがって、投資者は、かかる規定の本社債に対する影響を判断するため、本社債の要項を慎重に検討すべきである。詳細は、以下の〈本社債一般に関連するリスク要因〉を参照のこと。

3.6 参照項目に対する請求権はない

本社債は、本社債に関して支払われる金額または交付される資産額が依拠する参照項目に対する請求権を表章するものではなく、また、本社債の償還時に発行会社が支払う金額または交付される特定資産の価格が、本社債に対する当初投資額を下回る場合であっても、本社債権者は、発行会社または参照項目に対して本社債に基づき訴求して請求することはできない。

一または複数の参照項目に連動する本社債に対する投資は、上記のリスクを含むがこれらに限られない、伝統的な証券への投資には付随しない重大なリスクを伴うことがある。当該本社債の償還時に発行会社により支払われる金額または交付される特定資産は、本社債に対する当初投資額を下回る可能性があり、場合によってはゼロとなることもある。

3.7 複数の参照項目に関するリスク

本社債に基づき期限の到来したクーポンの額または支払うべき現金額または現物交付額が、複数の参照項目のパフォーマンスに依存し、また、この点に関して、他の参照項目のパフォーマンスと比較して最悪のパフォーマンスのものが関連ある参照項目である場合、投資者は、参照項目間の依存の度合い（いわゆる相関関係）が、本社債への投資に付随するリスクに著しく影響を及ぼす可能性がある点に留意すべきである。当該リスクは、参照項目間の相関関係が低下した場合に増加するが、それはこの場合に少なくとも1つの参照項目のパフォーマンスが他の参照項目と比較して悪くなる可能性が高まるためである。

<本社債一般に関連するリスク要因>

1. 法的または任意の預金保証制度はない

本社債に関する発行会社の義務は、いかなる法的または任意の預金保証制度または補償制度によっても保護されていない。発行会社が支払不能に陥った場合、その結果、投資者は本社債への投資額を完全に失う可能性がある。

2. 決済まで支払が行われないこと

投資予定者は、流通市場での本社債の売却による換金が、本社債の決済前に投資者が入手できる可能性のある唯一のリターンであることに留意すべきである。本書において別途定められる場合を除き、本社債の期間中に行われる定期的な利息支払またはその他の分配は存在しない。

ただし、投資者は、この点に関して、以下<市場一般に関連するリスク要因>の「2. 市場価格」の項および「5. 本社債が非流動的である可能性」の項に記載されるリスク要因につき留意すべきである。

3. 調整事由および後発事象

発行会社は、調整事由の発生後、本社債の要項を調整する権利を有する。当該事由には、参照項目の理論上の経済価値に重大な影響を及ぼす事由、または発生直前に存在していた参照項目の価格と本社債との間の経済的関連性に大きな混乱をもたらすあらゆる事由が含まれる。

発行会社は、本社債の要項にそのように定められている場合、調整事由の発生時に、本社債の要項を調整し、本社債を償還および消却する権利も有し、また一定の場合においては、当該調整事由により影響を及ぼされた関連する参照項目を入れ替える権利を有する。調整事由には、計算代理人が参照項目の水準もしくは価格を定める方法または計算代理人がいずれかの参照項目の水準もしくは価格を定める能力に重大な影響を及ぼす事由が含まれる可能性がある。さらに、調整事由は、発行会社が本社債に関するヘッジのための取引を維持することが違法となるかもしくは維持が不可能となる場合、または、発行会社が当該取引を維持するために負担するコストもしくは費用が著しく増加する場合に、発生する可能性がある。調整事由はまた、特定の市場の混乱が存在するかまたは不可抗力事由が発生する場合（発行会社の義務の履行を妨げるかまたはこれに重大な影響を及ぼす事由または状況をいう。）においても、発生する可能性がある。

当該ヘッジのための取引とは、本社債に基づき交付される関連する現金額または資産の支払期限が到来した時に発行会社がこれを入手できるよう確保するため、発行会社が行う取引をいう。これには通常、発行会社による対象資産への直接的または間接的な投資を伴う。間接的投資は、発行会社の関連会社もしくは代理人または対象資産に投資するその他の第三者によって行われる可能性がある。または、間接的投資に、発行会社または関連会社、代理人もしくはその他の第三者による対象資産を参照するデリバティブ契約の締結を伴う場合もある。発行会社は、課税、規制および自己が営業を行う事業環境の文脈において効果的であるヘッジのための取引を選択する。発行会社はまた、ヘッジのための取引を随時調整することがあるが、ヘッジのための取引に影響を及ぼす不利なコスト、課税または規制上の変更を常に回避できるわけではない。

調整事由は、本社債の発行価格に要因として考慮されていない形で、本社債またはヘッジのための取引の維持にかかる発行会社のコストに重大な影響を及ぼす可能性がある。したがって、かかる状況において本社債の調整または償還が求められる可能性がある。これは、本社債に投資する場合に本社債権者が負担する経済的リスクの一部であり、これに基づいて本社債は価格設定されている。

調整事由を理由として行われる本社債の調整もしくは償還、または調整事由後の参照項目の入替は、本社債および本社債権者に対して悪影響を及ぼす可能性がある。特に、本社債の価格が低下し、本社債に基づき支払われる金額または交付される資産が減少し、予測と異なる時期に支払または交付が行われる可能性がある。これは、本社債に投資する場合に本社債権者が負担する経済的リスクの一部であり、これに基づいて本社債は価格設定されている。

発行会社が調整事由の後に本社債を繰上償還した場合、発行会社は、適用ある法令で許容される場合およびその限りにおいて、各本社債の保有者に対して、関連ある事由を考慮した上で本社債の適正な市場価値であると計算代理人が判断する金額から、対象の関連するヘッジのための取引の終了にかかる発行会社の直接的および間接的コストを差し引いた金額を支払う。かかる金額は、投資者の本社債への当初投資額を著しく下回る可能性があり、場合によってはゼロとなることもある。

購入予定者は、かかる規定が本社債に対してどのように適用されるか、および、何が調整事由を構成するかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

4. 課税

本社債の購入および販売予定者は、本社債が譲渡される国の適用法令に従い印紙税またはその他の文書に関する課税の支払を要求されることがあることに留意すべきである。本社債の保有者は、前記「<売出社債に関するその他の条件等>、社債の要項の概要、(8) 課税上の取扱い」の規定に従い、本書に記載される公租公課および／または費用の支払が、本社債に関連する支払および／または引渡しのための前提条件となることがある。

購入予定者は、課税関係について疑義を有する場合、独立した自らの税務顧問に相談すべきである。さらに、購入予定者は、関連する税務当局の税制およびその適用が随時変更されることに留意すべきである。したがって、いずれかの時点において適用される課税上の取扱いを正確に予測することは不可能である。

本社債は大券の様式であり、決済機関で保有されるため、すべての状況（ただし、もっとも起こりえない状況以外）において米国内国歳入法典第1471条ないし第1474条（以下「FATCA」という。）が決済機関が受領した支払金額に影響を与えることは想定されない。

ただし、FATCAは、最終投資者に至るまでのその後の連続した支払いにおいて、一般にFATCAの源泉徴収をせずに支払いを受けることができない保管会社または仲介業者の場合は、当該保管会社または仲介業者に対する支払いに影響を及ぼすことがある。FATCAに基づく源泉徴収をしない支払いを受領する権利のない金融機関である最終投資者、または証券業者（または支払いの受領元となるその他の保管会社もしくは仲介業者）にFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要とされる情報、様式、その他の書類または承諾書を提供できない最終投資者に対する支払いにも影響を及ぼすことがある。投資者は、保管会社または仲介業者を（それぞれがFATCAまたはFATCAに関連するその他の法律もしくは合意に準拠していることを確かめて）慎重に選択すべきであり、保管会社または仲介業者がFATCAの源泉徴収をしない支払いを行うために必要な情報、様式、その他の書類または承諾書を当該保管会社または仲介業者に提供すべきである。投資者は、FATCAのより詳細な説明を入手し、FATCAの影響の内容について知るために自身の税務顧問に相談すべきである。

本社債に基づく発行会社の債務は、発行会社が関連する決済機関に支払った時点で履行されたものとし、よって発行会社は、その後関連する決済機関および保管会社または仲介業者を通じて送金された金額については責任を負わない。

米国内国歳入法典第871(m)条および同条の下で発令された規定は、一定の金融商品（本社債等）につき、当該金融商品に対する支払い（または支払いとみなされる金額）が、米国内を源泉とする

配当金の支払いに付随するか、これを参照して決定している場合、源泉徴収税（30%を上限とし、また、租税条約の適用対象となる可能性がある。）を付加される旨を規定している。このような米国の法規定に基づき、米国株式または原資産もしくはバスケット構成要素として米国株式を含む一定の指数のパフォーマンスを参照する一定の株式連動商品における一定の支払い（または支払いとみなされる金額）は、「配当同等」とみなされ、30%の米国源泉徴収税（または、それよりも低率の租税条約上の税率）が付加される。

前述の納税義務は、本社債の要項に従い、実際には配当に関連する金額が支払われていないか、または調整が行われたため、投資者が配当に関連する金額と本社債に関して支払われる金額の関係を判断することが困難であるか、もしくは全く判断できない場合においても適用される。

かかる税金を源泉する際に、発行体は、適用される可能性のある租税条約に基づくより低い税率ではなく、通常30%の税率を、米国源泉税の対象となる支払い（または支払いとみなされる金額）に対して適用する。よって、このような場合、投資者個人の税務状況は考慮されない。投資予定者は、第871(m)条に基づき源泉される金額の還付の可能性につき、自らの税務顧問に相談すべきである。

本社債がかかる源泉税の対象であるとする発行体の判断は、本社債権者につき拘束力を有するものであるが、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）につき拘束力を有するものではない。第871(m)条の規定は、米国株式を参照する本社債について複雑な計算を求めており、特定の本社債の銘柄に対して当該規定が適用されるか否かは不確定である。よって、発行体が当初当該規定は適用されないと想定した場合でも、IRSは適用されると判断する可能性がある。このような場合、本社債権者は、遡及的に第871(m)条に基づく課税対象となるリスクがある。

第871(m)条の源泉徴収が当初かかる源泉徴収の対象ではなかった本社債に対しても適用されるというリスクもある。特に、本社債が実際に納税義務の対象となり、かつ発行体が継続して当該本社債を発行および販売する等の本社債の経済的パラメーターが変動した場合にかかる状況が発生する。

発行会社は、本社債権者に対する利息、元本またはその他の支払いに関し、第871(m)条に基づく源泉税を追加支払いにより相殺する義務を負わないため、本社債権者は、このような場合に源泉税を付加されなかった場合に受領したはずの金額よりも少ない金額を受領する。

5. 適用ある税法または実務慣行の変更が本社債権者に悪影響を及ぼす可能性

本書の日付現在および／または本社債の購入日もしくは募集日現在適用される関連ある税法または実務慣行は、随時変更される可能性がある（募集期間中および本社債の期間中を含む。）。かかる変更は、本社債権者に対し悪影響を及ぼす可能性があり、その影響には、本社債が満期日前に償還されること、本社債の流動性が低下すること、および／または、影響を受ける本社債権者に対し支払われるかもしくは当該本社債権者が受け取る金額が、当該本社債権者が影響を受けなかった場合に期待していたよりも少額となることが含まれる。

6. 引渡通知および証明書

本社債に引渡通知の交付に関する規定が適用され、かつ、当該通知が本社債の要項に定める最も遅い時間の後に関係する主たる代理人により受領され、写しが決済代理人に送付される場合、当該通知は、翌営業日まで適式に交付されたとはみなされない。かかるみなし遅延は、現金決済の本社債の場合に、かかるみなし交付がなかった場合と比べて決済時に支払われる現金額を増加または減少させることがある。

本社債の要項により要求される引渡通知または証明書が交付されない場合、損失が生じ、または本社債に基づき交付された場合に支払われる金額または交付を受領できなくなる可能性がある。購入予定者は、かかる条項が本社債に適用があるか否か、およびどのように適用されるかについて確認するため、本社債の要項を検討すべきである。

本社債の要項に従い行使されない本社債は、自動権利行使が適用されない場合、権利放棄となる。購入予定者は、本社債が自動権利行使の対象となっているか、および、いつどのように行使通知ま

たは交付通知が適法に届けられるかについて確認するため本目論見書に記載された内容および条件を検討すべきである。

7. 本社債の現物決済

本社債が現物の交付について規定している場合、計算代理人は、決済混乱事由が継続しているか判断することがある。決済混乱事由とは、発行会社の支配の及ばない事由であって、当該事由の結果、計算代理人の意見において、発行会社によるか、または発行会社のために行われる特定の資産の交付が行い得なくなる事由をいう。かかる判断は、本社債の価値に影響を与え、また、本社債に関する決済を遅らせる可能性がある。

8. 決済制度

投資者は、（直接的にまたは仲介業者を通じて）本社債を保有することができなければならない。本社債は、ユーロクリアおよびクリアストリームの保管受託銀行を含む関連ある決済機関を通じてのみ直接的に保有することができる。本社債が間接的に保有される場合、本社債権者は、本社債に関する支払の受領、通知およびその他全ての目的において、本社債を保有する際の媒介である関連ある仲介業者（ら）に依存する。本社債が現物決済される場合、投資者は、（直接的にまたは仲介業者を通じて）本社債の決済時に交付される関連ある資産を保有することができなければならない。投資者は、本社債がユーロシステムの適格性を認めうる方法で保有されることは意図されておらず、これにより一部の投資者に関する市場性が限定されうる点に、留意すべきである。

9. 規制上の債務削減およびその他の破綻処理措置

2014年5月15日、欧州議会および欧州連合理事会は、信用機関および投資会社の再建および破綻処理に関する枠組みを規定する指令2014/59/EU（一般に「銀行再建・破綻処理指令」または「BRRD」といわれる。）を採択した。当該指令は、2015年1月1日を施行日として、再建および破綻処理に関する法律（*Sanierungs- und Abwicklungsgesetz*）（以下「SAG」という。）によりドイツ法に組み入れられた。発行会社のように、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）の枠組みの中で監督を受けるユーロ圏において設立された銀行に関して、欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）No 806/2014（以下「SRM規則」という。）は、2016年1月1日を施行日として、欧州の単一破綻処理委員会の責任の下、SSMに横断的な破綻処理規則の一元的な適用を規定している（以下「単一破綻処理メカニズム」または「SRM」という。）。SRMに基づき、発行会社のように欧州中央銀行の直接の監督を受ける主要な銀行が破綻するかまたは破綻のおそれがあり、またその他の一定の要件が充足される場合、単一破綻処理委員会は、欧州中央銀行、欧州委員会および国内の破綻処理機関と緊密に協力して、破綻処理の決定を採用することについて責任を負う。関係する欧州連合加盟国の国内の破綻処理機関は、BRRDを組み入れた国内法に基づき同機関に授与された権能に従い、単一破綻処理委員会によって採用された当該破綻処理の決定を実施する。

所轄官庁において発行会社が破綻するかまたは破綻のおそれがあると判断し、また（SRM規則、SAGその他の適用ある規則および規制が規定する）その他の一定の要件が充足された場合、所轄破綻処理機関は、本社債に関する元本、利息その他の金額の支払に関する請求権を削減するか（0になる場合も含む。）、tier 1の株主自己資本を構成する普通株式またはその他の商品へ転換するか（これらの削減および転換の権限を、以下「債務削減措置」という。）、または、本社債を他の法主体に譲渡すること、本社債の要項を変更すること（本社債の満期を変更することを含むが、これに限らない。）、または本社債を消却することを含む（がこれらに限られない）他の破綻処理措置の適用を行う権限を有する。債務削減措置およびこれらの他の破綻処理措置の方法のそれぞれを、以下「破綻処理措置」という。所轄破綻処理機関は、破綻処理措置について、個別にまたはそれらを組み合わせて適用することができる。

所轄破綻処理機関は、(i) まずは関連する損失に比例して(発行会社の普通株式等の) tier 1 の株主自己資本の商品を償却し、(ii) 次に、他の資本商品(追加tier 1 資本商品およびtier 2 資本商品)の元本金額をその優先順位に従い恒久的に償却し、またはtier 1 の株主自己資本の商品へ転換し、(iii) その後、非劣後の本社債に基づく債務のような発行会社の無担保かつ非劣後の債務(SRM規則、BRRDまたはSAGにより免除される場合を除く。)を恒久的に償却し、またはtier 1 の株主自己資本の商品へ転換する結果となるような方法により、債務削減措置を行使しなくてはならない。

本プログラムに基づき発行される非劣後の社債等、発行会社の無担保かつ非劣後の債務の中で、KWG第46f(5)-(7)条は、発行会社の一定の無担保かつ非劣後の債務証券(以下、総称して、「非上位優先債務」という。)が発行会社の他の非劣後債務(以下、総称して、「上位優先債務」という。)に対して劣後することを決定した。その結果、発行会社に影響する、倒産または債務削減措置等の破綻処理措置の適用の場合において、非上位優先債務は、上位優先債務に先立って損失を負担する。とりわけ上位優先債務であるものは、KWGの第46f(7)条において定義される「仕組型」の無担保かつ非劣後の債務証券、すなわち、無担保かつ非劣後の債務証券であって、その要項が定めるところにより、(i) 払戻の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠するものもしくは決済が金銭の支払以外の方法によって実行されるもの、または(ii) 利息の金額が無担保かつ非劣後の債務証券が発行される時点において不確定な事由の発生もしくは不発生に依拠し(ただし、利息の金額が固定もしくは変動の参照金利にのみ依拠するものは、この限りではない。)、かつ、決済が金銭の支払によって実行されるものである。それゆえ、固定利付社債およびロンドン銀行間取引金利(LIBOR)または欧州銀行間取引金利(EURIBOR)に連動する変動利付社債を含む、上記(i)または(ii)に記載する条件を充足せずに本プログラムに基づき発行される「仕組型でない」無担保かつ非劣後の社債は、ドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、上位優先債務に先立って損失を負担することになる非上位優先債務を構成することが想定される。発行会社に関するドイツにおける倒産手続において、または破綻処理措置の発動の場合において、所轄破綻処理機関または裁判所は、本プログラムに基づき発行された無担保かつ非劣後である本社債が上位優先債務に該当するか、または非上位優先債務に該当するかを決定する。

2016年11月、欧州委員会は、欧州連合の銀行によって発行される無担保かつ非劣後の債務証券の倒産または破綻処理における順位に適合させるため、BRRDの改正を提案した。この改正案が原案通り制定される場合、発行会社は、本プログラムに基づき発行される仕組型ではない無担保かつ非劣後の本社債に対して優先する上位優先債務として、「仕組型ではない」無担保かつ非劣後の本社債も発行することができるようになる。この改正案は、欧州連合の段階で交渉中であり、また引き続き修正の可能性がある。この改正案が最終形態となるまで、発行会社または本プログラムに基づき発行される本社債の保有者に対して同案がいかなる影響を及ぼすかは不確実である。

本社債の保有者は、あらゆる破綻処理措置に拘束される。破綻処理措置の結果により、本社債の保有者は、発行会社に対して一切の請求権その他の権利を有しないことになる。破綻処理措置に応じて、本社債に基づく支払を行う発行会社の債務が存在しなくなる。本社債に基づく支払債務が破綻処理措置に従うこととなる程度は、発行会社の支配の及ばない多数の要因に左右され、仮に生じるとして破綻処理措置がいつの時点で生じるのかを予測することは困難である。破綻処理措置の実行は、本社債の解約権を構成するものではない。投資予定者は、破綻処理措置が開始された場合には、元本金額のみならず経過利息を含む投資のすべてを失うこととなるリスクを考慮すべきであり、また困難に陥った銀行のための特別の公的な金融支援は、もしあるとしても、債務削減措置を含む破綻処理措置を実現可能な最大限度まで査定および利用した後、最終的な手段として潜在的に用いられることがあるのみであることを認識すべきである。

<市場一般に関連するリスク要因>

1. 市場要因

1.1 対象資産の価値

本社債が、対象資産に連動する場合、本社債への投資は、対象資産の価値に関するリスクを伴う。コーポレート・アクション、マクロ経済要因および投機的投資を含む様々な要因により、対象資産の価値は常に変化し、上昇することもあれば下落することもある。

参照項目の関連する価格または価値は、本社債の期間中もしくは一定の期間において継続して、または一もしくは複数の評価日において、観察される。ただし、社債の要項に記載の各市場混乱時においては、関連する評価時刻が、遅延することがある。

よって、参照項目がプラスの方向に展開している場合、これが関連する評価時刻でない場合であれば、本社債には影響を及ぼさない。対象資産が複数の参照項目から構成されている場合、当該時点における複数の参照項目がプラスの実績を示していても、その他の参照項目のマイナスの実績が上回ることもある。

投資者は、各参照項目につき、観察すべき関連する価格または価値を検討すべきである。それらは、取引所もしくは取引システムまたはその他の市場手段で公表される価格または価値のことをいう。市場データは、必ずしも透明性が高い、または正確であるとは限らず、多くの場合、当該時点の投資家の市場心理を反映していることに留意すべきである。かかる価格または価値が当該対象資産の本質的価値を正確に反映しているという保証または表明はない。

1.2 対象資産またはその構成要素の過去の実績は、将来の実績を示すものではない

対象資産またはその構成要素の過去の実績（もしあれば）は、対象資産の将来の実績を示すものではない。対象資産の価値の変動は、本社債の取引価格に影響を及ぼすが、対象資産またはその構成要素の価値が上昇するか下落するかを予測することは不可能である。

1.3 対象資産の価格または価値の算出基準は、常に変化する

対象資産またはその構成要素の水準の算出基準は、いつでも本社債の時価、したがって決済時に支払われる金額または交付される資産に影響を及ぼす変動に左右される。

1.4 対象資産の構成銘柄または参照項目の価値が、対象資産の価値に影響を及ぼす

いずれかの日における対象資産の価値（もしあれば）は、かかる日におけるその構成銘柄または参照項目の価値を反映する（ただし、本社債の要項に従う。）。対象資産の構成銘柄の変更、および構成銘柄または参照項目の価値に影響するか、または影響する可能性がある要因（本リスク要因において記載される要因を含む。）は、本社債の価値に影響する。構成銘柄または参照項目の過去の価値（もしあれば）は、将来の実績を示すものではない。構成銘柄または参照項目の価値が本社債の決済通貨とは別の通貨で決定される場合、投資者は為替リスクを被ることがある。

1.5 為替／通貨リスク

投資予定者は、本社債への投資が為替リスクを有することに留意すべきである。例えば、本社債が一または複数の為替レートを基準にしている場合が一例である。例えば、本社債の決済通貨は投資者の自国通貨または投資者が資金受領を希望する通貨と異なる可能性がある。

本社債への投資は、対象資産の表記または算出を行う参照通貨と本社債の決済通貨間の為替レートの変動が、本社債の期間中に本社債に基づき支払われる金額の水準、または交付される資産（いわゆるクォンツ証券）の数量に影響を与えない場合であっても、為替リスクを伴っている。これは、特に本社債につき現物交付が規定されており、当該本社債の要項に基づき交付される資産の適用金額が決定される時点と資産が交付される時点に時差がある場合が該当する。

通貨間の為替レートは、マクロ経済要因、投機的投資ならびに中央銀行および政府の介入、またはその他の政治的要因（通貨管理および通貨規制の実施を含む。）により影響を受ける国際外国為替市場における様々な需給要因により決定される。前述のリスクは、関連通貨が新興国市場の法域通貨である場合、かかるリスクが増大する。

1.6 金利リスク

本社債への投資は、本社債の決済通貨の預金の支払金利の変動に基づく金利リスクを伴うことがある。これは、本社債の時価に影響する。

金利は、マクロ経済要因、投機的投資、ならびに中央銀行および政府の介入またはその他の政治的要因により影響を受ける国際通貨市場における様々な需給要因により決定される。

2. 市場価格

本社債の満期以前の市場価格は、主に対象資産の構成要素または参照項目の価値（もしあれば）およびボラティリティまたは発行会社のクレジット・デフォルト・リスクの変動、および、場合により、同様の残存期間を有する商品の金利水準に左右される。

市場のボラティリティの水準は、現実の変動率の純粋な測定値ではなく、かかる市場のボラティリティのリスクに対するプロテクションを投資者に提供する商品の価格により、主として決定される。かかる商品の価格は、一般的なオプションおよびデリバティブ市場における需要と供給の力関係により決定される。これらの関係は、それ自身が、市場における現実の変動率、予想されるボラティリティ、マクロ経済要因および投機的投資等の要因に影響を受ける。

金利の変動は、通常、本社債の価値に対し、固定利付債の場合と同様の影響を及ぼす。金利の上昇は、通常の場合において、本社債の価値を下落させ、金利の下落は本社債の価値を上昇させる。発行会社が、本社債を事前に定めた一定の日において固定金額で早期償還する権利を有する場合、投資者は、金利低下時において、本社債の価格の上昇が制限されることに留意すべきである。

いずれかの日における対象資産の価値は、かかる日におけるその構成銘柄または参照項目の価値を反映する。対象資産の構成銘柄の変更、もしくは構成銘柄または参照項目の価値に影響するか、または影響する可能性がある要因（前述の要因を含む。）は、本社債の価値に影響し、したがって、本社債への投資に対するリターンにも影響を与える可能性がある。

本社債につき、利札金額が支払われ、かかる利札が変動利率を参考に決定される場合、本社債の時価は、本社債の残存期間中に支払われる利札金額の減少が見込まれる場合には下落し、本社債につき支払われる利札金額の予想水準が上昇している場合は、本社債の時価も上昇する。利札は、とりわけ、当該金利の算出方法の変更、実勢金利、経済状況全般、金融市況ならびに欧州および世界的な政情の変化により変動する。

3. 時価決定要因

本社債は、満期以前に購入価格を下回る市場価格で取引されることがある。特に、対象資産の上下動、対象資産のボラティリティ、決済通貨の金利水準、決済通貨と参照通貨の金利差、分配金の増減、本社債の残存期間の減少、発行会社の信用格付の改善等の要因、および追加関連要因が（その他の要因がすべて同じであれば）本社債の価値を上昇させることがある。

逆に、かかる要因が当該商品の価値を減少させることもある。個々の市場要因は、それぞれに特有の影響を有し、累積的影響、または相殺的影響を及ぼす。

流通市場で取引される価格は、発行会社の価格決定方法に基づいており、以下の状況に加えて、主に対象資産およびデリバティブ部分の価値を考慮している。

- 気配スプレッド（流通市場における買気配と売気配の差額）。ただし、収入に係る一定の勘案事項を考慮して有価証券の需要および供給に基づき決定される場合。

- もともと賦課された販売手数料
- 手数料／費用：管理事務、取引または同様の手数料を含む。ただし、有価証券の満期時に投資者の権利を減少させる場合。
- 当初発行価格に含まれる証拠金
- 利益：対象資産またはその構成要素から支払われたか支払が予定されている分配金またはその他の利益、ただし、発行会社が経済的に当該有価証券の構造に基づき権利を有する場合。

流通市場における値付けに関して、多くの場合に、当該有価証券の期間にわたり（時間に比例して）一定の費用を一定の割合で価格から控除しないが、発行会社はその単独の裁量で決定するより早い時点において、数学的な適正価値からは全額控除される。これには、特に管理事務手数料、当初発行価格に含まれる証拠金および（上述の）当初発行価格に含まれる利益を含む。後者は、それぞれの対象資産またはその構成要素が「配当落ち」で取引された時点だけでなく、満期以前のより早い時点において、予定されている配当金に基づき控除されることも多い。かかる費用が控除される割合は、とりわけ、発行会社に対する有価証券の純フローバックに依拠する。これにより、流通市場における取引価格は、当該有価証券の数学的な適正価値、またはそれぞれの時点における上記要因に基づき経済的に予測される価値とは異なることがある。さらに、取引価格の決定に用いられる方法は、例えば気配スプレッドの拡大または縮小等の時期により変更することがある。

4. ヘッジに関する一定の考察

一定のリスクは、本社債をヘッジ目的で取得する購入者にあてはまるものもある。

対象資産またはその構成要素もしくは参照項目へのエクスポージャーをヘッジする目的で本社債の購入を意図している購入予定者は、かかる方法で本社債を活用するリスクに留意すべきである。本社債の価値が対象資産またはその構成要素もしくは参照項目の価値の動きと相関性を有するという保証はなく、かかる保証が与えられる可能性はなく、対象資産の構成要素またはその構成要素のいずれかもしくは参照項目は常に変動することがある。さらに、本社債を、対象資産またはその構成要素もしくは参照項目の価値を直接反映する価格で処分することは不可能である。さらに、本社債を対象資産またはその構成要素もしくは参照項目の価値を直接反映する価格で償還できないことがある。したがって、本社債への投資のリターンと対象資産またはその構成要素もしくは参照項目への直接投資のリターンにおける相関関係の水準についての保証はない。

本社債に関連するリスクを限定するためのヘッジ取引は成功しない可能性がある。

5. 本社債が非流動的である可能性

本社債における流通市場が展開されるか否かおよびその程度、または本社債が流通市場において取引される価格、または当該市場に流動性があるか否かを予測することは不可能である。本書にてその旨が記載される場合には、本社債の特定の証券取引所または値付システムへの上場、値付けまたは取引の承認の申請が行われている。本社債がそのように上場、値付けまたは取引が承認されている場合、かかる上場または値付けまたは取引の承認が維持されるという保証はない。本社債がこのように上場、値付けまたは取引が承認されている可能性があるという事実は、必ずしも、かかる上場、値付けまたは取引の承認が行われていない場合に比べて流動性が増すということにはならない。

本社債が株式市場または値付システムにおいて上場、値付けまたは取引が承認されていない場合、本社債の価格情報の入手はより困難になり、本社債の流動性が悪影響を受けることがある。本社債の流動性は、いずれかの法域における本社債の募集および販売の制限にも影響を受けることがある。

投資者が本社債に対する投資を現金化することができる場合であっても、本社債に対する当初投資額を大幅に下回る価格となる可能性がある。一部の本社債につき、換金した金額がゼロになることは、随時、ありうる。さらに、本社債の売却につき、取引手数料を支払うこともある。発行会社は、公開市場において、または買付もしくは個別契約により、いかなる価格および時期においても本社債を買入れることができる（ただし、かかる義務を負うものではない。）。発行会社は、かか

る方法で買入れた本社債を保有し、転売し、または消却することができる。発行会社は本社債の唯一のマーケット・メーカーであるか、マーケット・メーカーが存在しないことがあるため、流通市場は制限される。流通市場が制限されているほど、本社債の保有者が本社債の決済前に本社債の価値を換金することはより困難になる。よって、マーケット・メーカーが任命されているかどうか、ならびに任命されているマーケット・メーカーの数および身元が流通市場における本社債の価格に重大な影響を及ぼすことがある。

<利益相反>

1. 対象資産または参照項目に関する取引

発行会社およびその関連会社は、随時、自己勘定およびその管理下における勘定で、対象資産に
関係する取引を行うことがある。かかる取引は、対象資産の価値およびその結果として本社債の価値にプラスまたはマイナスの影響を及ぼすことがある。本「利益相反」の項で使用される、対象資産に関する記載は、適切な場合はその構成銘柄および参照項目を含むとみなされるものとする。

2. 他の立場で行為する当事者

発行会社およびその関連会社は、随時、計算代理人、代理人および／または指数のスポンサー等の本社債に関するその他の立場において、行為する可能性がある。かかる職務は、発行会社が対象資産の構成を決定すること、またはその価値を計算することを許容することとなり、発行会社本人またはグループ会社により発行された有価証券またはその他の資産を対象資産の一部として選択することができるようになるか、または、発行会社がかかる有価証券または資産の発行体と業務上の関係を維持するといった利益相反を引き起こす可能性が生じる。かかる立場のひとつにおけるドイツ銀行の義務が履行されない場合、本社債に対して悪影響を及ぼす可能性が高い。特に、本社債に関連する決定、計算および／または支払に関して遅延が生じる可能性がある。

3. 対象資産に関するその他のデリバティブ商品の発行

発行会社およびその関連会社は、対象資産に関するその他のデリバティブ商品（もしあれば）を発行することもあり、かかる競合商品の市場への導入が本社債の価値に影響することがある。

4. ヘッジ取引の遂行

発行会社は、ヘッジ取引を行うために、本社債の発行手取金の全部または一部を使用することがある。発行会社は、かかるヘッジ取引が通常の状況下においては本社債の価値に重大な影響を及ぼすことはないと確信している。しかしながら、発行会社のヘッジ取引がかかる価値に影響しないとの保証はない。本社債の価値は、特に、（i）本社債の満期時もしくは期間満了時またはその前後または（ii）本社債が早期償還、ノックインもしくは類似の仕組みを有する場合は、対象資産の価格または価値が早期償還、ノックインもしくはその他の仕組みの関係する価格もしくは水準に近づいた時点で、ヘッジ取引のポジションの全部もしくは一部を清算することにより、影響を受けることがある。

5. 発行価格

本社債について課される発行価格は、販売手数料、管理報酬またはその他課された報酬に加えて、投資者には見えない本社債の元来の数学的な（適正）価値に課されるプレミアムから成る場合がある。かかるプレミアムは、発行会社によりその裁量において決定され、その他の類似の証券の発行体により課されるプレミアムと異なる場合がある。本社債の発行価格と元来の数学的な価値の差額は、予想される発行体のマージンおよび販売手数料である。予想される発行体のマージンは、とりわけ、ストラクチャリング、マーケット・メーカー、および本社債の決済費用を賄うものであり、発行体の予想利益も含まれる。

6. 再募集価格

発行会社は、発行会社が決定する種々の金融機関およびその他の仲介業者（総称して、「販売代理人」という。）と販売契約を締結することがある。販売代理人は、一定の条件の充足を前提条件として、発行価格に相当するかこれを下回る価格で本社債の買取引受を行うことに同意する。販売代理人は、本社債の発行に関連して一定の費用を負担することに同意している。すべての発行済の本社債に関し、発行会社と関連する販売会社間で決定する料率にて、償還日まで（同日を含む。）の間、販売代理人に対して定期的な手数料が支払われることがある。かかる料率は随時変更される。販売代理人は、本社債目論見書に記載され、また関連する販売契約および目論見書の最終条件に記載される追加の販売制限によって修正および追補が行われる、本社債の販売制限を遵守することに同意する。販売会社は、独立して行為し、発行会社の代理人として行為しない。

特に、発行会社は、関連する販売会社に対して、販売関連報酬として募集取次および／または販売取次報酬を支払うことがある。募集取次報酬は、発行手取金から一時払いされるが、そうでない場合は、発行会社は関連する販売会社に対して、発行価格（販売手数料を付加しない。）を適宜割り引く権限を付与することがある。販売取次報酬の支払いは、継続して発生し、発行された本社債の金額に基づく。ドイツ銀行AGが本社債の発行会社であり、かつ販売のディーラーである場合、ドイツ銀行AGに販売部門は、社内にかかる金額を利益計上する。

発行会社は、発行会社が合理的な裁量において決定する、株式市場のボラティリティ（変動率）の増大および為替レートのボラティリティの増大を含む（ただしこれらに限られない。）市場条件の悪化が生じた場合、募集期間満了より前に本社債の募集を終了する権利を有する。

さらに、本社債が一般に公募されている場合、販売会社は発行会社が付与した命令に従い行為するため、潜在的利益相反が生じる可能性がある。

7. 本社債のマーケット・メーカー

発行会社またはその代理人は、本社債のマーケット・メーカーとして行為する可能性があるが（別途規定される場合を除き）、これは義務ではない。かかるマーケット・メーカーにおいて、発行会社またはその代理人が、大部分について、本社債自体の価格を決定する。かかるマーケット・メーカーにより値付けされる価格は、通常、かかるマーケット・メーカーが不在で、かつ流動性のある市場で値付けされる価格と連動しない。

値付けされた買・売呼値を流通市場において設定する際にマーケット・メーカーにより考慮される事情には、本社債の適正価値を特に含む。本社債の適正価値は、マーケット・メーカーにより企図された一定の買呼値および売呼値の差額と同様に、とりわけ、対象資産の価値に依拠する。さらに、マーケット・メーカーは、通常、もともと本社債について課された販売手数料、および本社債の満期または決済時に未払いの現金から控除される報酬または費用（本社債の要項に基づき請求された管理報酬、取引報酬またはその他の報酬を含む。）について考慮する。そのうえ、流通市場で値付けされた価格は、例えば、本社債の発行価格に含まれている本社債の元来の価値に課されたプレミアム（前記「5. 発行価格」を参照。）により、および対象資産もしくはその構成銘柄により支払われたか、もしくは予定された配当、または本社債の設計上発行会社に経済的に帰属するその他の手取金による影響を受ける。

本社債の買呼値および売呼値の差額は、マーケット・メーカーにより、本社債の需給および収入に係る一定の勘案事項に基づき設定される。

例えば、本社債の要項に基づき請求される管理報酬のような一定の費用は、多くの場合、本社債の期間中、値付けされた価格から（時間に比例して）一定の割合で控除されず、マーケット・メーカーがその裁量において決定するより早い時期に本社債の適正価値から全額控除される。このことは、本社債の発行価格に含まれるプレミアム、配当、および対象資産のその他の手取金（本社債の設計上、発行会社に経済的に帰属する。）にも該当する。これらは、対象資産またはその構成銘柄が「配当落ち」で取引される時点だけでなく、すでに期間全体または一定期間の予想配当に基づき本社債の期間中の早い時期に控除されることも多い。かかる費用の控除率は、特に、マーケット・メーカーに対する本社債の純フローバック水準に依拠する。

よって、マーケット・メーカーにより値付けされた価格は、関連する時点において、本社債の適正価値または上記の要因に基づき経済的に予測される価値と大きく異なる可能性がある。さらに、マーケット・メーカーは、いつでも、値付けされた価格を設定するために用いられる方法論を変更すること（例えば、買呼値および売呼値の差額を増加させ、または減じること。）ができる。

8. 対象資産のマーケット・メイキング

発行会社は、一定の場合（特に、発行会社もまた、対象資産を発行した場合）において、対象資産のマーケット・メーカーとして行為する可能性がある。かかるマーケット・メイキングにより、発行会社自身が、対象資産の価格の大部分を決定し、その結果、本社債自体の価値に影響を及ぼすことがある。発行会社はそのマーケット・メーカーとしての職務において値付けする価格は、かかるマーケット・メイキングが不在で、かつ流動性のある市場で値付けされる価格と、常に連動するわけではない。

9. 対象資産の発行会社のために引受人その他として行う行為

また、発行会社およびその関連会社は、対象資産の将来の募集に関連して引受会社として行為するか、または対象資産の発行会社の財務顧問としてもしくは商業銀行業者としての立場において対象資産の発行会社のために行為することがある。かかる行為により利益相反が生じ、本社債の価値に影響を及ぼすことがある。

10. 非公開情報の取得

発行会社および／またはその関連会社は、対象資産に関する非公開の情報を取得することがあるが、発行会社またはそのいずれかの関連会社も、かかる情報を本社債権者に対して開示することを約束するものではない。さらに、発行会社または発行会社の一または複数の関連会社は、対象資産に関する調査レポートを発行する可能性がある。かかる行為により利益相反が生じ、本社債の価値に影響を及ぼすことがある。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
平成29年6月29日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
事業年度（2017年度中）（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）
平成29年9月28日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成29年11月9日に関東財務局長に提出
- (2) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成30年3月7日に関東財務局長に提出
- (3) 1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年6月20日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき臨時報告書を平成30年4月26日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）および前記「第1 参照書類、2 四半期報告書又は半期報告書」に記載の半期報告書（以

下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。)の「事業等のリスク」に記載された事項について、以下のとおり変更する。なお、変更箇所は下線で示している。

- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述(有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書(その添付書類を含む。))および訂正発行登録書(その添付書類を含む。))においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述が含まれているが、以下の事項を含む本発行登録追補書類(その添付書類を含む。))においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月20日)現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。

有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書(その添付書類を含む。))および訂正発行登録書(その添付書類を含む。))ならびに以下の事項を含む本発行登録追補書類(その添付書類を含む。))における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日(平成30年6月20日)現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された発行登録書(その添付書類を含む。))および訂正発行登録書(その添付書類を含む。))ならびに以下の事項を含む本発行登録追補書類(その添付書類を含む。))における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

4 事業等のリスク

本項は、2018年3月16日付の当行の年次報告書(Form 20-F)の「リスク・ファクター」の項の和訳である。

当行の証券への投資は、様々なリスクを伴う。当行の証券に関する投資判断を行う場合、当行が晒されるリスクに関する以下の情報を、本書のその他の情報と併せて十分に検討すべきである。これらのリスクのいずれかが現実のものとなった場合には、当行の財務状態、業績、キャッシュ・フローまたは当行の証券の価格に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

なお、本項における将来に関する事項は、別段の記載がない限り、2017年度末において当行が判断したものである。

2017年の世界経済は、金融政策が総じて緩和基調であり、政治リスクが特に欧州においては現実化せず、選挙結果が市場にとって概ね好ましい結果であったため堅調だったものの、当行の一部の事業における業績および財務状態ならびに当行の戦略計画に悪影響を及ぼすと考えられるマクロ経済上の重大なリスクは残されている。このようなリスクには、米国景気の早期後退、インフレリスク、グローバル・インバランス、英国の欧州連合(EU)離脱(以下「ブレグジット」という。)、欧州懐疑主義の台頭、地政学的リスク、ならびに継続的な低金利環境と金融業界における競争(これらが当行の多くの事業のマージンを圧縮している)が含まれる。こうした状況が長引くかあるいは悪化した場合、当行の事業、業績または戦略計画は、引き続き悪影響を受ける可能性がある。

2017年の世界経済は、米国が徐々に金融引締めに向いているにもかかわらず、緩和基調の金融政策が続いたため、意外にも堅調であった。政治リスクは、特に欧州においては現実化せず、選挙結果は市場にとって概ね好ましい結果であった。こうした状況のもと、2017年の世界の経済成長率は3.8%となり、2016年の3.2%から上昇し、2011年以降で最大の景気拡大となった。成長力は高まっているものの、世界のインフレ率は2016年と同じく2.9%に留まった。先進国では、GDP成長率は2.2%とな

り、消費者物価は1.7%上昇した一方、新興市場諸国経済においては、GDP成長率は4.8%、インフレ率は3.9%であった。

ユーロ圏についての経済見通しは顕著に改善した。ユーロ圏経済は2.5%拡大し、2017年の年初に予想された値を約1パーセント・ポイント上回った。成長を支えるための財政政策および金融政策を背景に、経済は勢いを増した。欧州中央銀行（ECB）は、拡張的金融政策を維持しつつ、2017年4月から12月までの期間において一カ月当たりの資産購入額を600億ユーロに縮小し、消費者物価上昇率は1.5%となった。ドイツ経済もまた、ほぼ国内経済の力のみによって意外にも拡大し、2017年のGDP成長率は2.2%となった。その結果、ドイツの経常収支黒字は減少した。

2017年の米国経済の動向はほぼ予想通りで、2.3%拡大した。恐らくは2017年末に成立した税制改革法への期待から、企業のセンチメントが大きく好転し、投資支出が主な成長要因となった。円滑に機能している労働市場を背景として、個人消費が引き続き米国経済の重要な推進力となった。2017年、低インフレ・シナリオの長期化に対する不安が緩和され始め、インフレ率は目標値を若干上回る2.1%となった。これに対応して、連邦準備制度理事会の金融政策によって2017年中に3度の利上げが行われた。また連邦準備制度理事会は、そのバランスシート上の保有債券の再投資を縮小し始めた。

日本経済は、国内部門と輸出部門がバランスよく成長して双方ともGDPの伸びに貢献し、2017年のGDP成長率は1.8%となった。輸出部門は円安および好調な世界貿易の恩恵を受け、また、堅調な輸出実績が設備投資を後押しした。インフレ率は0%近辺で推移し、日本銀行は何らかの行動を起こすべき必要には迫られなかった。

2017年、新興市場諸国のGDP成長は4.9%の伸びとなった。GDP成長率が6.1%となったアジアの新興市場諸国は、アジア域内の取引が堅調で、再び世界経済の促進要因となった。中国経済は6.9%拡大し、予想を若干上回った。中国の公式インフレ率は良く制御されて、1.6%であった。過大評価された不動産セクターのリスクは現実化しなかった。

グローバル・リスクのヒートマップは2017年からやや変化している。イールドカーブ構造の変化による米国景気の早期後退、欧州懐疑主義政党が優勢を維持した3月のイタリア議会選挙、欧州におけるポピュリスト運動、特に中東および北朝鮮の地政学リスクが、経済に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。高い経済成長力によって衝撃を吸収できる可能性はあるが、これらのリスクのいずれかが2018年に現実化した場合、経済および金融市場に大きな影響を及ぼす可能性がある。特に、この数年においては問題とされなかったインフレリスクが、主要な経済リスクとして再び表面化しつつある。予想を上回るペースで進行するインフレにより市場が動揺し、中央銀行の金利引上げ路線が急に変更されるのではないかという推測を生む可能性があり、2013年の「テーパー・タントラム」と同様にリスク資産に悪影響を与える可能性がある。他のリスクとしては中国の成長率の鈍化があり、当行は、レバレッジ解消の過程で住宅市場がクールダウンすると予想している。各国当局は、現行よりやや緩やかな成長が適切と考えていると見受けられ、中央銀行は金融引締めに動いている。当行は、成長を下支えするため、2018年半ばに引締めが幾分緩和されると予想するが、インフレ率が上昇し、経済が減速してグローバルな成長の足枷となるような場合は、この選択肢は考慮されない可能性がある。

当行が業務を行う多くの国々において、2017年は経済指標が改善したように見えたものの、当行の事業、業績および戦略計画は、継続する低金利環境、特に当行のホームマーケットである欧州における不安定かつ鈍い経済成長および政情不安の高まりにより引き続きマイナスの影響を受けている。英

国によるEU離脱通知および2016年11月の大統領選挙以降のやや実行可能性の低い米国の政治状況を含む近時の政治上の事由により、現在および将来の経済環境に関する不確実性は著しく高い状態が続いている。世界経済の成長もまた、主要な中央銀行の成長を支えるための金融政策に依拠し続けており、現在の引締め傾向が行き過ぎてしまった場合、悪影響を受ける可能性がある。

当行の業績および財務状態は、とりわけコーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門において、厳しい市場環境、不透明なマクロ経済環境および地政学的状況、顧客取引水準の低下、競争および規制の増加ならびに当行が継続して取り組む戦略を実行する過程で行う戦略的決定の直接的な影響により、引き続きマイナスの影響を受けている。当行がこれらの逆風や高額な訴訟費用に晒され続ける中で収益性を改善できなかった場合、当行は、戦略的目標の多くを達成できなくなり、自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持することが困難になるおそれがある。

当行の収益は、2017年に各コーポレート部門において減少した。これは、金利およびボラティリティが低く、マクロ経済および地政学的状況が不透明で、顧客取引水準が低下し、競争および規制が増加した厳しい市場環境によるマイナスの影響を受けたものである。当行の財務上の目標に向けた戦略的施策の実行もまた、引き続き当行の収益にマイナスの影響を及ぼしている。超低金利環境が特にユーロ圏において当行の伝統的な銀行業務およびトレーディング・アンド・マーケットビジネスにおけるマージン低下の要因となり、ボラティリティの低い市場は、ボラティリティの高い環境が好ましい当行のトレーディングビジネスおよび顧客主導ビジネスに悪影響を及ぼした。これらの状況が当行の債券部門および株式部門に影響を与え、その業績は国際的にビジネスを展開する多くの競合他社に並ぶものとはならなかった。

当行のビジネスの低マージン低リスクの商品への移行は、当行がボラティリティから利益を得る機会を制限する可能性がある。規制当局は一般的に、銀行セクターに対し、顧客フローの促進に注力し、リスクを取ることは控えるよう促している。これは、高リスクの取引に対する自己資本水準の引き上げにより一部実施されている。さらに規制当局の一部は、銀行に対して低リスクの取引に重点を置くよう求める方針に従い、当行の事業基盤を見直すよう促しまた推奨している。当行の戦略は、より高リスクで資本賦課の高い商品に焦点を当ててきた多くの事業（これらの事業は、初期の段階では、超低金利環境において低リスクかつ低マージンのフローに依存している事業と比べ、より高い収益性を持つ可能性も有していた。）に対するエクスポージャーを削減することとしている。当行の収益および利益は、規制（特に規制自己資本、レバレッジ要件および流動性要件の増大やコンプライアンス費用の増加）および競争による長期にわたる構造的傾向により圧迫を受けており、これらが当行の多くの事業のマージンを圧縮している。これらの要素の組み合わせが、当行のトレーディング・アンド・マーケットビジネスにおける長期にわたるマージンの低下および取引高の減少を招いた場合、構造的課題がその要因であるとも言え、当行は、財務上の目標に含まれていた当行のビジネスの一部の変更をさらに拡大することを検討する必要性が生じる可能性がある。

これらを背景に、当行は、当行に対する現在係争中の訴訟事案、執行措置および類似の事案の終結から発生する費用が、年度によりその金額は大きく変動するものの、短中期的には引き続き高額となり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想している。特に、これらの費用は、訴訟事案、執行措置および類似の事案につき当行が設定した引当金の水準を著しく上回る可能性がある、これにより当行の財務の健全性に関する市場の見方が否定的となり、当行の事業が悪影響を受ける可能性がある。このことにより、訴訟事案、執行措置およびその他の事案について生じる実際の費

用と相まって、今度は自己資本、流動性およびレバレッジを市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に悪影響を及ぼすおそれがある。特に当行では、2016年第3四半期の終わりから第4四半期の初めにかけて、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連して米国司法省（以下「DOJ」という。）との間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する憶測に起因して、とりわけコーポレート・アンド・インベストメント・バンクおよびウェルス・マネジメントの一部において取引量が減少し、資金が流出した。当行の事業に対するこうしたマイナスの影響はその後緩和され、一部は改善されたが、訴訟事案および執行措置の和解金額に関する今後の市場の憶測は、当行の収益水準に長期にわたり悪影響を及ぼす可能性がある。当行の減収に関する報道を含め、当行に関する否定的なニュースは、当行に関する市場の見方を悪化させ、収益をさらに圧迫する可能性がある。これらの要因は、当行が直面している多くの逆風を克服する当行の能力に関する懸念と相まって、当行の証券の取引市場に影響を及ぼしている。訴訟事案や執行措置に関する今後の資金流出の算定については不確実な部分が多いことや、当行の事業に関する様々な見通しにより、当行は、自己資本、流動性およびレバレッジを規制当局が要求する水準や国際的にビジネスを展開する競合他社と比較して市場参加者が必要と考える水準に維持するため、将来的に追加の資本を調達することが必要または望ましいと認識する可能性があり、結果として既存の株主利益が希薄化する可能性がある。

政情不安の高まりが続いた場合には、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、欧州の統合を妨げるおそれがあり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。こうしたリスクに対し当行が自ら防衛する能力は限られている。

ここ数年は、特に欧州において、ソブリン債務危機、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票やイタリアにおける憲法改正の是非を問う国民投票、難民危機ならびに選挙民にとってポピュリスト政党および反緊縮派の運動を支持することへの魅力が増したことによる影響があったため、政情不安の高まりが続いた。ECBによる措置、支援策および経済回復により欧州の状況は安定してきているように見え、欧州債務危機の深刻な状況はここ数年でいくぶん緩和されたかに見えるにもかかわらず、政情不安は近年も引き続き高まりつつあり、当行の事業が恩恵を受けてきた欧州の統合は、政情不安により妨げられるおそれがある。このような背景の下、国内構造改革やEU加盟国のさらなる統合（いずれも将来の危機に対するユーロ圏の脆弱性を低減するための重要な要素であると考えられている。）が行われる目はますます立たなくなっている。こうした傾向は、当行の顧客が総生産の落ち込みや不確実性の増大に鑑み取引量を抑えるのに伴い、最終的に当行の取引高を著しく減少させ、当行の業績および財務状態に重大な悪影響を及ぼすおそれがある。

政治的リスクの増大は、金融システムおよびより広く経済情勢に予測不能な結果を引き起こす可能性があり、当行の事業全般における取引高の低下、資産の評価減および損失をもたらす可能性がある。特に、英国は2016年6月23日の拘束力を持たない国民投票において、ブレグジットを選択した。2017年の初めに議会で承認されたことを受け、2017年3月29日、英国は欧州理事会に対し正式にEU離脱を通知した。欧州連合基本条約に従い、EU離脱は、現在交渉中の離脱条約の効力発生日、または条約が合意に至らない場合は離脱通知から2年後（欧州理事会と英国がこの2年の期間の延長について合意した場合を除く。）に発効する。離脱通知後、英国のEU離脱に関する極めて不透明かつ緊迫の予想される交渉が開始された。英国のEU離脱に関する上記およびその他の不確実性を考慮すると、これらが当行に及ぼす長期の影響を正確に見極めることは困難である。また離脱の詳細や時期が明確でないため、ブレグジットが現在の英国における当行の組織およびビジネスモデルに及ぼす短期の影響を正確

に見極めることも不可能である。しかしながら、英国の経済とユーロ圏諸国の経済は、ユーロ通貨を除く欧州連合の統合プロジェクトにより極めて密接な結びつきを持っており、英国における当行の事業規模、とりわけ当行が大きなエクスポージャーを有しており、ブレグジットにより悪化する可能性があるロンドンのシティーにおける取引水準に左右される事業の規模は、たとえパーセンテージの点ではさほど大きくなくとも、当行の事業に極めて重大な悪影響を及ぼすおそれがあることを意味している。加えて、フランス、ドイツおよびオランダを含む多くのEU加盟国において、2017年に国政選挙が行われ、現在の欧州の統合の水準に不満を抱いている政党や、程度の差はあれ欧州の統合に懐疑的な立場を表明している政党が一定の支持を集めた。ブレグジットの国民投票もまた、このような一部の政党による欧州の統合に懐疑的な発言を強めた。その結果生じる不確実性は、ユーロ通貨の価値およびEU加盟国の金融安定性に関する見通しに重大な影響を及ぼす可能性があり、これにより、またブレグジットまたは他のEU加盟国によるEU離脱が当該国に予想したほどの壊滅的な影響を及ぼさなかった場合は特に、ソブリン債市場の著しい悪化を招く可能性がある。一または複数の加盟国が債務不履行に陥り、またはユーロ圏から離脱することを決定した場合、一または複数の自国通貨が再導入される可能性がある。ユーロ圏諸国のいずれかがユーロ圏から離脱すべきであると決定した場合、その結果必要となる自国通貨の再導入や既存の契約上の義務の改定は、予測不能な財務的、法的、政治的および社会的な影響をもたらす可能性があり、当該国の民間債についても多大な損失を招く可能性がある。ユーロ圏内では金融システムが相互に密接に連携していることや、当行の欧州全域にわたる公的なおよび民間の取引相手方に対する高いエクスポージャーに鑑みて、当行のエクスポージャーを重大でない水準まで低下させることで上記の不測の事態を回避する方策をとる当行の能力は、制限される可能性が高い。一または複数の国のユーロ圏からの離脱によって欧州全体の経済環境が悪化した場合、当行の事業は悪影響を受ける可能性があり、また事業活動の水準が全般的に低下した場合や、当行が様々な事業における相当のエクスポージャーにつき評価減を行わなければならない場合には、当行は重大な損失を被るおそれがある。

欧州債務危機が再燃した場合、当行は、欧州諸国およびその他の国のソブリン債に対するエクスポージャーにつき減損を計上しなければならなくなる可能性がある。当行がソブリン信用リスクの管理を目的に締結したクレジット・デフォルト・スワップは、これらの損失の相殺に利用できない可能性がある。

ユーロ圏諸国のソブリン債の多くが当行を含む欧州の金融機関により保有されているため、債務危機の影響は特に金融業界において顕著である。2017年12月31日現在、当行は、イタリアに対して28億ユーロ、スペインに対して17億ユーロ、アイルランドに対して7億900万ユーロおよびギリシャに対して5,500万ユーロの直接的なソブリン信用リスク・エクスポージャーを保有していた。ここ数年で危機は明らかに緩和したが、現在の政治的環境に照らすと、ギリシャや他のユーロ圏諸国（スペイン、イタリア、ポルトガルおよびキプロス等）がその債務水準を今後管理していけるか否か、またギリシャが過去の国際的な債務再編について再交渉を試みるか否かは、依然として不透明である。これらの国々の多くにおける反緊縮派の政党やポピュリスト感情の台頭により、ユーロ圏諸国間の著しく異なる経済状況に起因する緊張を緩和させる目的でこれらの国々に推奨されている中長期的な政策は危機に直面している。今後、これらの国々およびその他の債務国のソブリン債についても、2012年のギリシャ債務の再編と同様の交渉や交換が行われる可能性がある。ソブリン債の条件変更（元本金額の減額や償還期限の延長を含む。）に関する交渉の結果によっては、当行の貸借対照表上の資産の更なる減損計上が必要となる可能性もある。これらの交渉は、当行がコントロールすることのできない政治的および経済的な圧力を受ける可能性が非常に高く、当行は、金融市場やより広い経済情勢、また当行に対するその影響を予測することはできない。

上記に加え、発行済みソブリン債の再編は、当行およびその他の市場参加者に対して、不履行リスクに対する保護を目的に購入したヘッジ商品に基づく支払によってカバーされない潜在的な損失をもたらす可能性がある。これらの商品は、主に、信用事由（デフォルトなど）が特定の対象債務に発生した場合に一方の当事者が他方の当事者に支払を行うことに合意する、一般にCDSと呼ばれるクレジット・デフォルト・スワップで構成される。自発的な評価減によって信用事由を回避するソブリン債再編の場合、当行が購入したCDSのトリガー事由に該当しない可能性があり、評価減の場合におけるエクスポージャーは、ヘッジ後の純エクスポージャーとして当初想定していたエクスポージャーを上回る可能性がある。さらに、仮にCDSのトリガー事由に該当した場合でも、CDSに基づき最終的に支払われる金額が、被った損失の全額に満たない場合がある。当行はまた、そのヘッジ取引の相手方が自らのエクスポージャーを有効にヘッジしておらず、当該契約に基づく支払のトリガー事由が発生した場合に必要な流動性を提供することができないリスクに晒されている。このことが欧州の銀行業界全体に影響するシステミック・リスクを生じさせ、当行の事業および財務状態に悪影響を与える可能性がある。

当行の資金流動性、事業活動および収益性は、市場全体もしくは当行独自の流動性が不足する場合には、債券資本市場にアクセスできないことや資産を売却できないことにより、悪影響を受けるおそれがある。信用格付けの低下に起因して当行の資金調達コストは増加しており、将来の信用格付けの低下は、当行の資金調達コスト、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲および当行のビジネスモデルの重要な側面に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、事業活動に資金を提供するため流動性資金を継続的に必要としている。当行の資金流動性は、有担保債ないし無担保債の市場にアクセスできないこと、当行の子会社からの資金を利用できないことやその他当行の事業全般に流動性資金を適切に配分できないこと、資産の売却もしくは投資の回収を行えないこと、または現金もしくは担保の予測不能な流出が生じることにより損なわれる可能性がある。このような状況は、当行の事業とは無関係の当行の管理可能な範囲を超えた状況、例えば金融市場における混乱に起因する場合もあるし、当行に特有の状況、例えば訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する今後の資金流出に関する認識、ならびに当行の事業、ビジネスモデルもしくは戦略の脆弱性や経済状況や市場環境の悪化への対応力の低さが実際に見られたり予想されたりした場合に、それを理由として取引相手方または市場が当行の事業に対する資金提供を控えること等によって生じる可能性もある。例えば、当行は、当行株価の急落や当行債券のセカンダリー市場での取引に関連する対国債スプレッドの拡大に直面してきた。こうした状況を受けて、最近では、ストレスのかかったシナリオにおける利用可能な流動性資金に関する内部の見積りがマイナスの影響を受けることもあった。このような影響は、当行の住宅ローン担保証券の発行および引受業務に関連してDOJとの間で当時交渉が進められていた民事請求の和解金額の規模に関する市場の憶測を反映して、2016年秋には特に深刻となった。また、当行と同規模と考えられている他の金融機関の経営不振および金融業界全般についての否定的な評価もまた、近年、当行に影響を及ぼしている。かかる認識は、資本市場にアクセスし、当行の事業活動を支えるのに必要な資金を取得する対価に影響を与えている。かかる認識が存在、継続または悪化した場合、容認可能な条件で上記の資金を取得する当行の能力は、悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の貸借対照表上の資産に係るリファイナンスや資産価値の下落をカバーするために必要な水準の資本の維持ができない場合には、当行は、保有資産を低い価格または不利な条件で処分し、また例えば新たな信用供与に係る事業を縮小せざるを得ない可能性がある。かかる場合、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

また、当行は近年、特にユーロ圏の金融機関および金融市場に追加の流動性資金をもたらしたECBおよびその他の中央銀行による多くの資金提供措置から恩恵を受けている。かかる資金提供が縮小または停止した場合、当行の資金調達コストが増大または資金供給が減少し、その結果、当行の事業活動が停滞するおそれがある。特に、ECBが量的緩和政策の停止または縮小を決定したり、連邦準備制度理事会が金融引締政策をさらに推し進めたり、またはより一般的に各国中央銀行が金融引締めに向けた措置を講じたような場合には、長期金利が上昇し、それに伴い当行の資金調達コストにも影響を及ぼす可能性が高い。

世界規模の金融危機が始まって以降、主要な信用格付機関は、複数回にわたり当行の信用格付けを引き下げ、または見直しもしくはネガティブ・ウォッチ（格下げ方向で見直し）に指定してきた。こうした信用格付けの低下は、当行の資金調達コストを増加させた。将来の信用格付けの低下は、これが実際に起きるか否か、またその影響の程度を予測することはできないものの、当行の資金調達コストに重大な影響を及ぼす可能性がある。信用格付けの低下による影響は、格下げが金融業界全体に影響を及ぼすものか、地域ベースで影響を及ぼすものか、あるいは規制措置、訴訟事案および類似の事案の今後の和解等の当行に特有の状況を反映することが意図されたものか、当行の経営幹部が格下げに対し事前にまたは事後に講じた措置、当行との取引を継続しようとする相手方の意欲、またより一般的には、その他の市場事由の影響およびマクロ経済環境の状況を含む、様々な要因によって左右される。特に、主要な信用格付機関のいずれかが当行の信用格付けを非投資適格区分まで引き下げた場合、当行のビジネスモデルの多くの部分は重大な悪影響を受けるおそれがある。

また、当行が当事者となっているデリバティブ商品を規定する多くの契約に基づき、信用格付けの低下は、当行に対し追加の担保設定を余儀なくし、当行の支払義務を伴う契約の終了を招き、または相手方に対し追加の救済手段を与える可能性がある。当行は、「第6 経理の状況、1 財務書類、(1)連結財務書類、①取締役会報告書、リスク・レポート、流動性リスク、ストレス・テストおよびシナリオ分析」に詳述されるとおり、流動性ストレス・テスト分析においてこれらの影響を考慮する。

金融業界の脆弱性および規制当局によるより全般的な検査の強化を受けて制定された、または提案される規制の見直しは、当行に多大な不確実性を生み出しており、また当行の事業および戦略的計画を実行する能力に悪影響を及ぼす可能性がある。当行が規制要件を遵守しなかった場合、管轄規制当局は、当行に対し、配当支払いや規制上適格な資本性金融商品に関する支払いを禁じるか、またはその他の措置を講じる可能性がある。

世界規模の金融危機および欧州債務危機を受けて、政府および規制当局等は、将来の危機への対応力を強化するため金融業界の規制を見直す提案を行ってきており、また現在も引き続きかかる提案を行っている。かかる提案の多くは立法化され、または規制として発効しているが、引き続き立法化が進められているものもある。金融機関に対する規制の枠組みは、さらに大きく変更される可能性が高い。このことは、当行および金融機関全体について多大な不確実性を生み出している。広範囲に及ぶ新たな法律および規制や現在の提案には、以下のものが含まれる。

- より厳しい資本規制、レバレッジおよび流動性基準
- 報酬の慣行に係る制限
- 自己勘定取引その他の投資業務に係る制限
- 特別銀行税および金融取引税
- 金融危機に対応するための債権者の「バイルイン」を含む再建・破綻処理権限
- 多額のエクスポージャー制限

- － ユーロ圏内およびその他の加盟国における一元化した銀行監督当局および銀行破綻処理当局の創設
- － 一定の業務の預金受入業務からの分離
- － ストレス・テストおよび資金計画制度
- － 報告要件の強化
- － デリバティブその他の金融商品、投資商品および市場インフラストラクチャーの見直し

また、規制当局の既存の法律および規制の遵守に関する検査は、より強化され、監督当局の要請は引き続き重要である。複数の新たな法律および規制の草案作成や実施が行われているが、まだ道半ばであり、監督当局の要請はまだ確定されておらず、その具体的な影響は明らかではない。

規制枠組改革の中核的要素として、バーゼル銀行監督委員会（以下「バーゼル委員会」という。）は2010年12月、バーゼル3として知られる最低自己資本および流動性の基準に関する一連の包括的変更を公表し、これらの変更は「CRR/CRD4」とも呼ばれる欧州の一連の法令を通じて、2014年以降、欧州および国内（当行の場合ドイツ）の法律において実施されている。2016年11月、欧州委員会は、バーゼル3フレームワーク/CRR/CRD4の一連の法令を精緻化し補足するため、バーゼル委員会と金融安定理事会（以下「FSB」という。）との間で合意された規制枠組みにおいて残された課題に対応する一連の法令改革（一般に「CRR2」および「CRD5」と呼ばれ、以下「2016年11月パッケージ」という。）を提示した。2016年11月パッケージには、特にマーケット・リスクや相手先の信用リスクの分野および集中決済機関に対するエクスポージャーについて、よりリスク感応度の高い資本要件、ならびに銀行が晒される可能性のある実際のリスクをより正確に反映する方法、Tier 1資本の3%とされる拘束力のあるレバレッジ比率、拘束力のある安定調達比率（以下「NSFR」という。）、大口エクスポージャー規制の強化、およびFSBの総損失吸収力基準（以下「TLAC」という。）の実施が含まれる。2019年1月からの適用が予想されるTLAC要件を除き、修正案の多くは、早くても2020年末から適用が開始されることが予想される。

さらに2017年12月、バーゼル委員会は、リスク・ウェイトド・アセットの算出における一貫性を高め、銀行の自己資本比率の比較可能性を向上させることを目的とするバーゼル3フレームワークの改定に関する最終合意（以下「2017年12月合意」という。）を公表した。2017年12月合意には、信用リスクを定める標準的手法および内部格付手法の変更、オペレーショナル・リスクのフレームワークの改定ならびに「資本フロア」を72.5%とすることが含まれている。「資本フロア」は、銀行の内部モデルを使用して算出したリスク・ウェイトド・アセットの値が、標準的手法を使用した場合と比べてどの程度下回ることを許容するかを定めるものである。この一連の改革は、バーゼル3フレームワークを最終化することを意図しており、標準的手法のリスク感応度をより高めて細分化を進める一方、銀行が内部モデルを使用できる範囲を縮小するものである。さらに、2017年12月合意は、当行のようなグローバルにシステム上重要な銀行（以下「G-SIB」という。）に対してTier 1資本で充足すべきレバレッジ比率にバッファーを導入し、これを当該銀行に適用あるリスクベースのG-SIBバッファー要件の50%とした。バーゼル委員会は、この一連の改革の実施開始日を2022年1月1日とし、資本フロアについては、2027年1月までの5年間を経過措置期間とすることについても合意した。2017年12月合意はまた、バーゼル委員会の「トレーディング勘定の抜本的見直し」の結果であるマーケット・リスクに関する最終的な枠組みの実施開始日を2022年1月1日に延期した。

2016年11月パッケージおよび2017年12月合意により提示された変更が当行に対して効力および拘束力を持つためには、欧州連合ないしドイツ国内（場合による。）において法制化されなければならない

い。2016年11月パッケージおよび2017年12月合意が現在の内容で法制化された場合、当行のリスク・ウェイト・アセットは著しく増加する可能性があり、その結果、資本要件の増加、当行の規制自己資本からの控除に係る変更、ならびに自己資本の追加的賦課などが行われる可能性がある。これらの要件は、規制自己資本バッファに追加される要件であったり、当該バッファ自体の増加を求めらるものである可能性があり、または既に当行に課されている各種の要件に追加を行い、当該要件自体が当行の所要自己資本の大幅な増加を要請するものである可能性がある。

規制当局は、銀行の規制方法に対して実質的な裁量を有しており、かかる裁量および規制当局が利用できる方法は、近年着実に増加している。進行中または将来の危機を受けて、各国政府および規制当局により、規制が必要に応じて課される可能性があり、特に当行のようなシステム上重要とみなされる金融機関に影響を及ぼすおそれがある。

特に、当行を管轄する規制当局（ECBを含む。）は、一元化した銀行監督メカニズム（「SSM」とも呼ばれる。）に基づき、監督上の検証・評価プロセス（以下「SREP」という。）等に関連してストレス・テストを実施することができ、金融機関の個別の状況に応じてリスク・ウェイト・アセットやその他の自己資本賦課においては認識されていないリスク（訴訟事案、規制措置および類似の事案に関するものを含む。）に対応するため、金融機関に自己資本の上積みや課す裁量ならびにその他の措置（当行の事業の制限または変更等）を講じるかまたはこれを要求する裁量を有する。こうした状況の中、ECBは、当行にSREPに基づく個別の自己資本要件（「第二の柱」要件と呼ばれる。）を課す可能性がある。「第二の柱」要件では、法定の最低自己資本水準およびバッファ要件に加え、普通株式等Tier 1資本についても要件を満たす必要があり、これらの要件を満たさなかった場合は、配当支払いの制限等の法的措置を直接課される可能性がある。ECBはまた、SREPに基づき、各銀行に対し「第二の柱」に基づく普通株式等Tier 1資本の追加の保有を推奨する通知（いわゆる「第二の柱」ガイダンス）を行う可能性がある。「第二の柱」ガイダンスは法的拘束力を有さず、その不遵守は法的措置を自動的に招くものではないが、ECBは、各銀行が「第二の柱」ガイダンスを遵守することを期待すると述べている。また、より一般的には、管轄規制当局は、当行が規制要件（特に法定の最低自己資本水準、「第二の柱」要件またはバッファ要件）を遵守しなかった場合や当行のガバナンスおよびリスク管理プロセスに不十分な点があった場合には、当行に対し、株主に対する配当支払いや当行のその他の規制上適格な資本性金融商品の保有者に対する分配を禁じることができる。こうした事態は、例えば、当行が収益の減少により十分な利益を得られなかった場合や、訴訟事案、規制措置および類似の事案に起因する多額の資金流出の結果として生じる可能性がある。一般的に、新たな定量的または定性的な規制要件が満たされない場合、当行の事業、財務状態および業績（株主に対する配当支払いもしくは当行のその他の規制上適格な資本性金融商品に関する分配を行う当行の能力や、場合によっては当行が現在行っている、あるいは将来行う予定である業務を行う当行の能力を含む。）に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

銀行および投資会社の再建・破綻処理に関する欧州およびドイツの法律により、当行の破綻処理の実現可能性を確保するための措置が講じられた場合、または当行に破綻処理措置が課された場合には、当行の業務が重大な影響を受け、かつ当行の株主および債権者が損失を被る可能性がある。

ドイツは、銀行同盟に加盟しているEU加盟国の銀行の破綻を処理するための主要な権限およびリソースを欧州レベルで一元化する、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）に参加している。SRMは、SRM規則およびドイツにおいてはドイツ再建・破綻処理法を通じて実施されている銀行再建・破綻処理指令（以下「BRRD」という。）に基づいている。また、破綻処理法

(Abwicklungsmechanismusgesetz) により、ドイツの銀行破綻処理に関する諸法律がSRM規則に適合するよう改正された。

SRM規則およびドイツ再建・破綻処理法は、銀行に対し再建・破綻処理計画の策定を要求し、かつ、公的機関に対し、破綻したまたは破綻しそうな銀行に介入する広範な権限を付与する。ECBの直接監督下にある銀行（当行等）については、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）が破綻処理の実現可能性を評価し、破綻処理の実現可能性を確保するために銀行組織に係る法律上および業務上の変更を要請することができる。SRBは、ある銀行が破綻したか、または破綻しそうであり、かつ、特定のその他の条件が揃った場合に、SRM規則に基づき当該銀行のための破綻処理スキームを採用する責任を負う。欧州委員会および程度は低いものの欧州連合理事会は、SRBにより提案される破綻処理スキームを支持するか、またはこれに反対する役割を担っている。破綻処理スキームは、各国の管轄破綻処理機関（ドイツの場合、2018年から、ドイツ連邦金融監督庁（Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht、以下「BaFin」という。））により、BRRDを施行する国内法に沿って検討、実施される。破綻銀行に課せられる破綻処理措置には、破綻銀行の株式、資産もしくは負債の他の法的主体への譲渡、株式の額面価額の減額（ゼロにすることも含む。）、破綻銀行の株主利益の希薄化または株式の消却等の幅広い措置や、破綻銀行の発行済み債券の条件の変更（例えば償還延期や適用金利の引下げなど）が含まれる可能性がある。さらに、当行が規制自己資本を使い果たした後、一定の適格無担保負債（特にドイツ銀行法（破綻処理法により改正済）に明記される特定のシニア無担保債券）が償却され（ゼロにすることも含む。）、または株式に転換される（一般に「ペイルイン」と呼ばれる。）可能性もある。

ドイツにおいては2015年1月1日から実施可能となった破綻処理機関のペイルイン権限の行使を容易にするため、金融機関は、EU法以外の法律に基づき発行した自己の適格負債に、各債権者がこうした債務の償却や転換に係る規制当局の権限およびその他の破綻処理権限を認める旨の条件を含めることが要請される。SRM規則、BRRDおよび再建・破綻処理法は、破綻した金融機関が公的支援を必要としないようにするか、またはかかる必要性を減じることを目的としている。したがって、そのような金融機関への公的金融支援（もしあれば）は、ペイルイン権限等の破綻処理権限が最大限行使され利用された後の最終手段としてのみ行われる。当行の破綻処理実現可能性を確保するための措置を講じることや管轄破綻処理機関による破綻処理権限の行使は、当行の業務に重大な影響を及ぼし、当行の株主利益の著しい希薄化、さらには当行の株主または債権者の投資全額の喪失を招く可能性がある。

規制上および法律上の変更は、当行に対しより多額の自己資本を維持することを要請しており、当行の現地事業（米国での事業を含む。）に流動性資金、リスク管理、適正自己資本および破綻処理計画に関する規制が個別に適用される場合もある。これらの要件が当行のビジネスモデル、財務状態、業績および競争環境全般に重大な影響を与える可能性がある。当行が自己資本規制または資金流動性の要件を十分なバッファーをもって達成することができない可能性があるとの市場の認識や、当行がかかる要件を上回る自己資本もしくは流動性を維持すべきであるとの市場の認識、またはこれらの要件を再び満たすことができないような場合は、当行の事業および業績に対するこれらの要因による影響を強める可能性がある。

「CRR/CRD 4」の一連の法令の実施は、とりわけ、自己資本要件の強化および流動性要件の厳格化をもたらし、その一部として、2019年1月1日までに段階的に適用される追加的な自己資本バッファー要件や、拘束力を有する非リスク・ベースのレバレッジ比率の導入のための規則も含まれている。同様に、米国連邦銀行規制当局は、2013年、DB USAコーポレーションなどの米国の銀行組織に適

用されるバーゼル3自己資本規制のフレームワークの要請を実施する最終規則を公表した。リスク測定に関する規則の厳格化や2016年11月パッケージおよび2017年12月合意が提案する追加の修正により、リスク・ウェイトド・アセットおよびこれに対応する銀行の資本に対する要請がさらに増大し、流動性要件がより厳格化する可能性がある。

さらに、SRM規制、BRRDおよびドイツ再建・破綻処理法に基づき、欧州連合内の銀行は、管轄破綻処理機関が各銀行の状況に応じて決定する、自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）を常に満たしていなければならない。また2015年11月9日、金融安定理事会（FSB）は、法律として採り入れられた場合には、当行のようなG-SIBに対し各行毎に定められる総損失吸収力（TLAC）に係る新たな最低要件を2019年1月から満たすよう要請する、欧州だけでなくすべてのG-SIBに適用される新たな基準を公表した。また、ドイツの銀行による総損失吸収力（TLAC）要件の充足を容易にするため、ドイツの銀行が発行した特に定義された一定のシニア無担保債券（仕組み商品ではない債券等）に係る債務は、2017年以降、劣後債と明文上規定されていなくても、他のあらゆる劣後性のない同行の無担保債務（預金、デリバティブ、マネーマーケット商品および特定の仕組み債券等）の下位に位置づけられることとなる一方、契約上の劣後債（Tier 2資本商品等）に対しては引き続き上位に位置づけられることとなる。総損失吸収力（TLAC）ならびに自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）の要件は、とりわけ破綻銀行を税金に頼らずに破綻処理することを確保するため、破綻処理における損失を吸収できる十分な額の金融商品の保持を銀行に要請するよう策定されている。

2016年11月パッケージの一部として、欧州委員会は、EU内において金融安定理事会のTLAC基準を実施し、これをMRELに対応させ、かつEU内の銀行の債権者の債権の優先性について各国内の規則を整合させる旨の提案を行った。この見直しは、マーケット・リスクの枠組みの変更、流動性規制の枠組みの変更およびレバレッジ比率の計算方法の変更等を含む、CRR/CRD 4規則のより広範な見直しの一環として行われるものである。これらの規則については現在、EUの共同決定手続きが進められており、ここ数カ月のうちに変更が行われる可能性が高い。債権の優先性に関する各国内の規則の整合について、2017年12月27日、欧州連合はBRRDを修正する指令を公表した。BRRDの修正は、銀行が、劣後性のない同行の他の債券（「非優先シニア」債券として扱われない債券を含む。）に対して（法令で定めるものだけでなく）その要項に従って下位に位置づけられ、同行の契約上劣後性のある債務（Tier 2資本商品等）に優先する「非優先シニア」債券を発行することを認めている。新規則に基づき当行が発行する上記のような「非優先シニア」債券は、その発行時点において、現行規則に基づいて既に発行されている「非優先シニア」債券と同順位になるものと予想される。BRRDの修正は、2018年12月29日までにドイツ国内法により実施されるよう義務付けられている。

米国では、2016年12月15日、連邦準備制度理事会は、金融安定理事会の総損失吸収力（TLAC）基準を米国において実施する最終規則を採択した。2019年初頭に適用されるかかる最終規則は、特に米国外のG-SIBの米国中間持株会社（当行の米国中間持株会社であるDB USAコーポレーションを含む。）が総損失吸収力（TLAC）の最低基準額を維持することを要請しており、また別途、かかる米国中間持株会社が一定の要件を満たした最低基準額の長期債を維持するよう要請している。

自己資本および適格負債に関する高レベルの最低基準（MREL）ならびに総損失吸収力（TLAC）要件の最終的な影響は、これらの最終的な実施状況に左右されるが、かかる要件を遵守しなければならないことにより、当行の事業、財務状態および業績に影響が及ぶ可能性があり、特に当行の資金調達費用が増加する可能性がある。

当行は、今後強化されていくこれらの規制上の要件を満たす十分な自己資本またはその他の損失吸収負債を有しないこととなる可能性がある。それは、その他Tier 1 (AT1) 資本として適格の当行のハイブリッド資本証券の段階的な解消や、新基準の下で規制自己資本もしくは損失吸収負債として認識される証券を当行が新規に発行できないといった規制上の変更その他の要因によっても、従前より厳しいリスク測定規則の適用やユーロの価値の対他通貨での将来の下落の結果としてリスク・ウェイト・アセットが増加することによっても、リスク以外に基づくレバレッジ比率の遵守に関するより厳格な要件によっても、当行が重大な損失を被り普通株式Tier 1資本の構成要素である留保利益が減少することによっても、またはこれらの組み合わせもしくはその他の要因によっても生じ得る。

法定の最低自己資本水準やバッファー要件、ECBにより当行に課される特定の「第二の柱」自己資本要件、または市場が期待する自己資本比率を満たす十分な自己資本を当行が維持できなかった場合、当行は、執行措置の対象となり、配当の支払、自社株の買戻し、その他の規制上の資本性金融商品に関する支払いおよび任意の報酬支払を制限される可能性がある。また当行は、リスクに基づく自己資本比率やレバレッジ比率引上げの要請を満たすため、マージンの高いリスク・ウェイト・アセットを減少させることを含め、収益の発生や利益の増大よりも、自己資本の保全および増大を重視する戦略を採用する可能性がある。かかる場合に、もし当行が資本市場を通じた新たな資本調達により、またリスク・ウェイト・アセットの減少その他の方法により、その自己資本比率を規制上の最低基準まで増加させることができないような場合には、当行は、グループ再建計画の実施を要請される可能性がある。すなわち、これらの措置またはその他の私的なもしくは監督当局による措置によってもCRR/CRD 4の一連の法令に基づき要求される水準まで自己資本比率が回復せず、当行が破綻状態に陥るかまたはその蓋然性が高くなった場合には、管轄当局は、SRM規制、ドイツ再建・破綻処理法およびその他の適用ある法令に基づく破綻処理権限を適用する可能性がある。これが適用された場合、当行の株主利益の重大な希薄化をもたらすおそれがあり、また当行の株主または債権者の投資のすべてを失わせるおそれもある。

さらに当行は、異なる法域における当行の現地事業に関して、個別に自己資本を保有・計算し、流動性資金およびリスク管理に関する規則を遵守することを求められている。米国では、連邦準備制度理事会が当行の米国での業務に高度健全性基準を課す規則を採択している。2014年2月、連邦準備制度理事会は、外国銀行 (FB0) に適用される米国健全性基準の見直し (FB0規則) を採択した。当行のような、支店以外の米国内資産が500億米ドル以上ある外国銀行は、2016年7月1日までに、別途の資本金を有する一流の米国中間持株会社を設立または指定し、当該外国銀行の米国子会社に対する保有持分のほぼすべてをかかえる中間持株会社に保有させることを義務付けられた。2016年7月1日、当行はDB USAコーポレーションを当行の米国中間持株会社に指定し、DB USAコーポレーションは同日より、米国のバーゼル3自己資本規制フレームワークに基づく自己資本規制、資本計画およびストレス・テストの要件 (段階的導入ベース)、米国流動性バッファー要件および同規模の一流の米国銀行持株会社に適用あるものと同等のその他の高度健全性基準に、子会社の連結ベースで服している。これらの要件の一部は、当行のニューヨーク支店にも適用される。米国中間持株会社としてのDB USAコーポレーションに適用される米国レバレッジ比率要件および補足的レバレッジ比率要件は、2018年1月より適用されている。連邦準備制度理事会は、DB USAコーポレーションを含む米国中間持株会社およびその子会社ならびに当行のニューヨーク支店を含む外国銀行 (FB0) の米国支店および代理店を検査する権限を有する。

2014年9月、連邦準備制度理事会およびその他の米国規制当局は、大規模な米国銀行持株会社およびこれらの子会社である預託機関の一部を対象として、バーゼル委員会による修正後のバーゼル3流動性基準と概ね合致する流動性カバレッジ比率（LCR）要件を実施する最終規則を承認した。DB USAコーポレーションおよび当行の米国における主要な銀行子会社であるドイチェ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（以下「DBTCA」という。）は、2017年4月1日よりLCR要件に全面的に服することになった。

2016年6月1日、連邦準備制度理事会および米国のその他の規制当局は、バーゼル3流動性フレームワークの第二の要素である安定調達比率（NSFR）の適用を実施する規則案を公表した。NSFRは、金融機関が十分な長期安定調達額を維持しているか否かを測定するものである。当該規則案によれば、DB USAコーポレーションおよびDBTCAはNSFR要件に全面的に服することとなるが、この規則案はまだ最終になっておらず発効していない。

当行のニューヨーク支店を含む米国事業全般は、流動性資金およびリスク管理に関する追加の定量的要件に服する予定である。

DB USAコーポレーションは、米国の大手銀行持株会社に適用される高度健全性基準（これには、資本配案の詳細およびストレスのかかった経済条件の下であってもどのように規制の最低要件を充足するかを記載した資本計画の提出が含まれる。）に服している。同社は、2017年4月に、連邦準備制度理事会に対し最初の資本計画案を提出したが、この最初の資本計画案に対する判断結果は、連邦準備制度理事会により公表されなかった。DB USAコーポレーションは、連邦準備制度理事会の年次包括的資本分析検査（CCAE）の一環として2018年4月に2回目の資本計画提出を行い、その結果は連邦準備制度理事会によって公表される予定である。

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（「ドッド・フランク法」）第I編およびその施行規則は、資産が500億米ドル以上である銀行持株会社（ドイツ銀行AGを含む。）に対し、その子会社および業務に関して、将来重大な資金難または経済的破綻に陥った場合の秩序ある破綻処理計画（以下「米国破綻処理計画」という。）を毎年作成し、提出することを義務付けている。ドイツ銀行AGのような外国に拠点を置く対象会社の場合は、米国破綻処理計画は、その営業のすべてまたは重要な部分が米国に所在する子会社、支店、代理店および事業のみに適用される。当行は、2015年7月に直近の米国破綻処理計画を提出したが、外国に拠点を置く対象会社であるため、2016年と2017年は同計画の提出を求められなかった。当行の次の米国破綻処理計画の提出期日は2018年7月1日となっている。連邦準備制度理事会およびFDICの双方が、当行の米国破綻処理計画を信頼性が低いと判断し、当行が要求された期間内に問題点を是正できなかった場合には、当行は、当行の運営および戦略にマイナスの影響を及ぼすかまたは成長を妨げるような方法で、事業、法人、オペレーショナル・システムないし企業内取引を再構築または再編することを求められる可能性がある。当行はまた、より厳しい自己資本水準、レバレッジ要件もしくは流動性資金要件に服することや、一定の資産もしくは事業を売却することが必要となる可能性もある。

上記を含む米国の規則および解釈により、当行は、米国内に保有する資産の削減や資本ないし流動性資金の投入、その他当行の米国事業の構造の変更を余儀なくされる可能性がある。当行が、米国での事業縮小を余儀なくされたり、他に投入すればより多くの利益を上げられたであろう資本を米国に投入することを余儀なくされる限り、かかる要件は、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記を含むいずれの自己資本強化規制または流動性資金強化規制も、当該提案が当行や金融市場の低迷時に発効し、その結果当行が資金調達を行わなければならないか、または現地の要件に従い特定の法域で流動性を増加させるその他の施策を講じなければならないような場合にはとりわけ、当行の事業、財務状態および業績ならびに当行の安定性に関する市場の認識に悪影響を与える可能性がある。現地の要件の変更に応じて当行が講じなければならないまたは講じる必要があると判明したこのような施策は、当行の戦略的目標に合致せず、かつかかる目標の達成を遅らせる可能性がある。加えて、かかる規制が現在の見通しより速やかに実施されることになった場合、当行は、最も迅速かつ確実にこれを遵守する方法として、貸借対照表上の資産を減少させ、事業部門を売却し、またはその他の方法で一部の業務を切離し、または一定の事業分野を縮小もしくはそこから撤退する決断をする可能性がある。上記の場合における当行の資金調達の努力は、当行の競合他社、なかでも当行と同様のまたは類似の自己資本規制に服する者もまた、同時期に資金調達を行わなければならない可能性が高いことが予想されることにより、より大きな影響を受ける可能性がある。さらに、当行の一部の競合他社、とりわけ欧州連合加盟国以外に所在する者は、当行と同様のまたは類似の規制に服していない場合があり、これは当行を競争上不利な立場に追い込む可能性がある。

上記の規制上の施策に加えて、当行のような金融機関は、市場心理により、規制上求められる最低基準を大きく上回る自己資本、流動性資金および損失吸収商品を維持することが推奨され、その結果、上記の当行への影響が増大し、または当行が自己資本を推奨される水準にまで増加させなかった場合は、市場において当行の資本は他の金融機関全般と比べて不十分であるとの認識をもたらす可能性がある。

上記のような米国での自己資本要件その他の要件の強化および他の法域での類似の規制により、グローバルな銀行の監督が分断化されるおそれがあるかは現時点では不明である。当行は、規制当局による免責に依拠することにより、自己資本比率要件、多額のエクスポージャー制限および一定の組織要件について、連結ベースと非連結ベースの両方ではなく連結ベースのみに基づいて遵守することを認められているが、監督の分断化は、こうした免責に依拠できることに悪影響を及ぼすおそれがある。当行は、かかる免責に依拠することができなくなった場合、連結ベースに加えて非連結ベースの自己資本規制その他の要件に対応しなければならず、またこれを遵守するために必要な措置を取らなければならなくなる。その結果、コストも大幅に上昇し、当行の収益性および配当支払能力にも影響が及ぶ可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率ならびに当行の株式または規制上の資本性金融商品に関する分配に利用可能な当行の資金は、当行の事業上の決定の影響を受けるが、かかる決定において、当行の利益とかかる金融商品の保有者の利益は一致しない可能性があり、当行が適用ある法律および関連する金融商品の条件に従って決定を行った結果、当行の株式または規制上の資本性金融商品に関して全く支払いが行われぬか、あるいは支払額が減少する可能性がある。

当行の規制自己資本比率および流動性比率は、多くの要因（当行の事業運営に関して当行が行う決定ならびに当行の資本基盤、リスク・ウェイト・アセットおよび貸借対照表全般の管理、そして当行の資産への配分が認められているリスク・ウェイトに関する規制、商業上のリスクおよびマーケット・リスクまたは当行の法的または規制上の手続に係る費用等の外部的要因を含む。）による影響を受ける。当行および当行の経営陣は、経営上の決定において（特に、収益が低調で、自己資本要件が強化された状況においては）、規制を受ける機関としての当行の利益ならびに当行の株主および

債権者の利益を含め、広範な事項を考慮することを求められるが、資本増強および流動性資金の積み上げのための規制要件が最重要となる可能性がある。その場合には、当行は資本および流動性管理に関する決定において、その他Tier 1資本商品のような規制自己資本に含める適格を有する当行発行の金融商品の保有者の利益を遵守することを要求されない。当行は、たとえ当行の規制上の資本性金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が発生することとなる場合であっても、実現可能な時期に行う（証券発行またはその他の方法による）増資を含め、いかなる措置も行わないことを決定する可能性がある。当行の決定が規制自己資本比率に及ぼす効果により、かかる規制上の資本性金融商品の保有者が、その保有する当該金融商品の投資価値の全部または一部を失う可能性があるが、当行の決定によりたとえ当該保有者が保有するかかる金融商品に関して不払い、評価減またはその他の再建もしくは破綻処理関連措置が生じる結果となった場合であっても、当該保有者は、当行に対してかかる決定に関する請求権を有しない。

また、年度の利益および分配可能な準備金は、当行の株式に関する配当の支払いおよびその他の規制上の資本性金融商品に関する支払い（各資本性金融商品につき、その条件または法律の運用により決定される。）に利用可能な資金の重要な一部を構成しており、当行の財務的な見通し、財務状態もしくは収益性または当行の分配可能な準備金（それぞれ非連結ベースで計算される。）の不利な変動は、配当やかかる資本性金融商品に関するその他の支払いを行う当行の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。加えて、当行は戦略を実行するにあたり多額の減損を計上し、この減損が非連結ベースの貸借対照表上での子会社の帳簿価額の減少や、利益および分配可能な準備金の減少をもたらす可能性がある。当行の非連結ベースの利益または分配可能な準備金を減少させるような将来の減損またはその他の事象により、将来、かかる支払いの全部または一部ができないこととなる可能性がある。特に、訴訟事案、執行措置および類似の事案の和解金額に関する直接的な費用（とりわけこれらにつき当行が設定した引当金を上回る場合）や、その関連事業への影響は、これらが生じた場合にかかる分配可能な金額に影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ドイツの法律は、当行の株主または当行のその他の規制上の資本性金融商品（その他Tier 1資本商品等）の保有者に分配される、非連結ベースで計算される年度の利益およびその他の分配可能な準備金の範囲に制限を設けている。また、当行の経営陣は、適用ある法律に従い、適用ある会計原則に基づき分配に利用可能な資金の計算に関連するすべての金額に影響を与える広範な裁量権限を有する。かかる裁量権限による決定は、配当や規制上の資本性金融商品の条件に基づくその他の支払いを行う当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行の取締役会は、当行の最新の戦略に基づき、2018年5月の年次株主総会において、一株当たり0.11ユーロの配当の支払いを提案する予定である。

自己勘定取引の禁止または預金受入業務からの分離に関する米国およびドイツの法律により、当行はビジネス活動を適用ある制限を遵守するべく修正しなければならない。これは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

「ボルカー・ルール」を実施する規則では、米国預金保険対象機関および米国預金保険対象機関の支配会社または関連会社（当行など）が、自らの勘定において、一定の証券、デリバティブ、商品先物およびこれらの商品に係るオプションの自己勘定取引に従事することが禁止される。最終規則はまた、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンドおよびその他のプライベート・ファンドへの投資およびかかるファンドとのその他の関係を限定または制限し、銀行およびその関連法主体

(affiliate) が、かかるファンドのうち自らまたはその関連法主体が一定の関係を持つファンドと一定の取引を行うことを制限する。ボルカー・ルールにより、銀行は、ボルカー・ルール上の制限遵守の確保および監視を支援するための包括的なコンプライアンス・プログラムの策定を義務付けられる。

ドイツでは、ドイツの信用機関およびバンキング・グループに関するリスク分離および再建・破綻処理計画に関する法律 (Trennbankengesetz) (以下「分離法」という。) により、預金受入金融機関およびその関連会社が他の者へのサービスを構成しない自己勘定取引、高頻度取引 (マーケット・メーカー活動を除く。) ならびにヘッジファンドおよびその類似企業との間の信用取引または保証取引に従事することを、かかる活動が他の法的主体に譲渡される場合を除き、禁じている。かかるリスク分離要件は一定の基準値を超えた場合に適用されるものであるが、当行はこれに該当する。また、分離法はBaFinに対し、2016年7月1日より、預金受入金融機関およびその関連会社が法律により禁止されている活動に相当するマーケット・メーカー活動やその他の活動に従事することを、それにより当該預金受入金融機関またはその関連会社にソルベンシー・リスクが生じるような場合には、状況に応じて禁止する権限を付与している。BaFinがかかる禁止を命じた場合、各活動は停止されるか、または他の法的主体 (金融トレーディング機関 (Finanzhandelsinstitut) と呼ばれる。) に譲渡されなければならない。預金受入金融機関およびその関連会社が高リスクの活動を行うことに対するこうした禁止規定は2015年7月1日に発効したが、リスク分離要件を充足するため12ヶ月間 (BaFinが当該期間を延長する場合を除く。) の移行期間が設けられた。当行グループについては、関連業務の停止または譲渡にかかる延長された期限が2017年6月30日に終了した後、2017年7月1日から分離法が適用された。分離法により、当行グループは、禁じられた活動が行われないことを確保するため、銀行の活動が法定の範囲内であることを継続的に監視し、コンプライアンスと内部統制の枠組みの査定を行うことが義務付けられる。分離法の禁止規定を遵守しなかった場合、最終的に民事責任または刑事責任を問われる可能性がある。

ボルカー・ルールおよび分離法により、当行グループはその規制を遵守するよう、当行のビジネス活動の修正および詳細なコンプライアンス・プログラムの実施を義務付けられる。その結果、当行グループは、かつては利益をあげていた一定のビジネス活動を現在では行っていない。このことは、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

金融危機を受けて採択されたまたは今後提案されるその他の規制の見直し (例えば、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税などに関する広範な新規制) は、当行の営業費用を大幅に増大させ、また当行のビジネスモデルにマイナスの影響を与える可能性がある。

上記の所要自己資本、再建・破綻処理計画、一定の銀行業務の分離やその他の要件に加え、当行は、金融危機を受けて新たに採択された、または今後提案される様々な規制の見直し (とりわけ、当行のデリバティブ業務、報酬、銀行税、預金保護または提案中の金融取引税に関する新規制など) の影響を受けており、今後も受けることが予想される。

2012年8月16日、EUの店頭 (以下「OTC」という。) デリバティブ、集中決済機関および取引情報蓄積機関に関する規制 (以下「欧州市場基盤規制」または「EMIR」という。) が発効した。EMIRは、特定のクラスのOTCデリバティブに関する決済義務や各種報告および開示義務を含む多数の要件を導入した。EMIRによって特にもたらされる影響は一部未だ完全には予測できないが、その内容の多くは、当行の利益率に悪影響を与え、ビジネス慣行の調整を要求し、また当行のコスト (コンプライアンス

費用を含む。)を増大させる変更をもたらしており、また今後ももたらす可能性がある。改定された金融商品市場指令 (以下「MiFID II」という。)およびこれに対応した金融商品市場規則 (以下「MiFIR」という。)は、2018年1月3日から当行に適用されることになり、そこには集中決済義務に服し標準化されたOTCデリバティブについて、トレーディングにおける義務が規定されている。当行はまた、集中決済されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関してBCBS-IOSCOにより最終的に決定される最低基準の影響も受ける。EUにおいてかかる基準の決定を可能とする授権法規 (EMIRおよび関連施行規則がこれにあたる。)は存在するが、その影響の大半は、これらの要件が更にどのように実施されるかに拠っている。

米国では、ドッド・フランク法に、当行の運営に影響を及ぼすまたは及ぼしうる多くの規定がある。ドッド・フランク法の規定を実施する規制に基づき、当行は米国商品先物取引委員会 (以下「CFTC」という。)にスワップ・ディーラーとして仮登録し、CFTCの幅広い監督の対象となった。CFTCにより定められたスワップ・ディーラーに関する規制は、当行に対し、コーポレート・ガバナンス、業務遂行、自己資本、証拠金、報告、決済、執行その他に関する多くの規制上の要件を課している。かかる規制はまた、当行に対して、一定の場合に米国外でまたは非米国人との間で行う取引についても一定の米国の規則を遵守することを要求する。EMIRおよびドッド・フランク法を実施するCFTC規制の規定範囲は多くの点で類似しているが、一定のスワップ取引については、かなりの部分で両方の規制に服しなければならない可能性がある。但し、クロスボーダー・スワップ規制に関するCFTCの指針ならびに米国の銀行規制当局およびCFTCが最近採択した証拠金規制により、当行は、EMIRおよびMiFIDを遵守することにより、代替的に米国規制要件の一部 (全部ではない。)を遵守することができる可能性がある。ドッド・フランク法に基づく要件は、当行のデリバティブ事業に悪影響を及ぼし、特にかかる規制の対象とならない競合他社と比べて、当行の競争力を弱める可能性がある。また、ドッド・フランク法に基づき、証券派生スワップは、米証券取引委員会 (以下「SEC」という。)の管轄下にある独立した規制制度の対象となっている。SECは、その証券派生スワップに関する規則の確定作業中であるが、同規則は、CFTCのスワップ規制に類似するものの、同一ではないものになることが予想される。その結果、当行のデリバティブ事業にさらなる規制が課せられることが想定される。

また、CRR/CRD 4の一連の法令は、経営陣の報酬の見直し (当該法令、ドイツ銀行法ならびに金融機関の報酬に係る規制 (Institutsvergütungsverordnung) を含むその他の適用ある規則および規制に定義される「重大なリスクテイク」およびその他の従業員に付与される賞与の上限設定を含む。)についても規定する。かかる報酬の規制 (かかる規制の実施のためにEBAが公表した指針を含む。)により、当行は、有能な従業員の勧誘および雇用において、特にこうした上限やその他の制約の適用を受けない欧州連合加盟国以外に所在する競合他社と比べて不利になる可能性がある。

金融危機を受け、ドイツや英国を含む複数の国では銀行税が導入されている。当行は銀行税として、2017年は5億9,600万ユーロ、2016年は5億4,700万ユーロ、2015年は6億5,300万ユーロを計上した。当行はまた、単一破綻処理メカニズム (SRM) に基づく単一破綻処理基金 (SRF) (2023年末までに、SRMに参加する加盟国のすべての銀行の付保預金残高の1%の水準を達成することを目標としている。) 、ならびに改正欧州連合預金保証制度指令 (以下「DGS指令」という。) に基づく法定の預金保証制度および投資家補償制度指令に基づく投資家補償制度に多額の拠出を行うことを要求されることになる。DGS指令は、2024年までの積立目標水準として、破綻処理基金と同様に付保預金残高の0.8%を設定しており、この積立のため法定の預金保護制度費用が大幅に増加した。さらにこれに関連して、2015年11月24日、欧州委員会は、銀行同盟に参加する加盟各国の現行の法定預金保証制度に参加する金融機関すべての銀行預金を対象とした欧州預金保険制度 (「EDIS」) 設立のための規則案

を提示した。現時点で将来の賦課金の全体的な影響を数量化することはできないが、かかる賦課金は、将来の当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

上記とは別に、2013年1月22日、欧州連合理事会は、11カ国のEU加盟国（オーストリア、ベルギー、エストニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、ポルトガル、スロヴァキア、スロヴェニアおよびスペイン）が欧州連合の「強化された協力」手続に基づく金融取引税の導入を進めることを承認する決定を採択した。欧州委員会は、2013年2月14日に、金融取引税の実施に関する指令草案を採択した。政治的協議を数ラウンド重ねたが、現在、合意締結の日程は定まっていない。金融取引税が採択された場合、その最終的内容によっては、コンプライアンス費用の発生や市場に与える影響が見込まれ、当行の収益および事業に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

低迷する市場環境、資産価格の下落、ボラティリティおよび慎重な投資家のセンチメントは、当行の収益、特に当行のインベストメント・バンキング、仲介業務およびその他の手数料・報酬を収入ベースとする業務に影響を及ぼしており、また将来重大な悪影響を及ぼす可能性がある。その結果、当行は、過去に当行のトレーディングおよび投資業務において著しい損失を被っており、また将来においても被る可能性がある。

当行は、グローバルな投資銀行として、金融市場に対する相当なエクスポージャーを有しており、主に伝統的な銀行業務に従事する機関に比べて、金融市場の軟化によるリスクに晒される機会が多い。長びく市況の低迷により当行の収益は過去に減少を経験しており、また将来においても減少する可能性があり、当行が費用についても同様の割合で削減することができない場合には、当行は、その収益性が損なわれ、重大な損失を計上する可能性がある。市場のボラティリティは、当行が保有する金融資産の価値を減少させ、当行のリスクをヘッジする費用を増加させることにより、当行に悪影響を与えるおそれがある。顧客活動の低下も、当行の「フロー」ビジネスの収益を減少させる可能性がある。

特に、ファイナンシャル・アドバイザー手数料および引受手数料の形態による当行のインベストメント・バンキングの収益は、当行が手がける取引の数および規模に直接関連しており、長期にわたる市場の低迷により悪影響を受けやすい。これらの手数料その他の収入は、通常、原取引の価格に連動するため、資産価値とともに減少する可能性がある。また、市場の低迷と不確実性の期間には、特にマージンの高い取引において取引高やインベストメント・バンキングの収益の重要な原動力となる、市場リスクおよび信用リスクに対する顧客のリスク志向が弱まる傾向がある。近時を含め過去における顧客のリスク志向の減少は、当行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの取引量や収益性レベルの低下を招いた。当行の収益および収益性は、債券・株式の募集ならびに合併および買収の数や規模の著しい減少または縮小により、重大な悪影響を受ける可能性がある。

市場の低迷はまた、当行が顧客のために行う取引量の減少を招き、これにより当行の利息以外の収益が減少しており、また将来においても減少する可能性がある。また、当行が顧客のポートフォリオの管理につき請求する報酬は、多くの場合、当該ポートフォリオの価格またはパフォーマンスに基づいているため、市場の低迷により顧客のポートフォリオの価格の下落や資金流出が増加すると、当行がアセット・マネジメントおよびプライベート・バンキング業務から得られる収益が減少する。市場が低迷していない場合でも、投資ファンドが市場を下回るまたはマイナスのパフォーマンスを示す場合には、資金流出が増加し、資金流入が減少し、当行がアセット・マネジメント業務から得られる収益が減少する可能性がある。当行の顧客は、当行が顧客の勘定でポジションを取得したことにより被る損失につき責任を負うが、当行は、十分な担保を保有せずまたはこれを実行できない場合に、当該

顧客の損失を填補する必要性のために更なる信用リスクに晒される可能性がある。当行はまた、顧客が損失を被り、当行がその商品および業務に対する顧客の信用を失った場合にも、その業務が阻害される可能性がある。

また、当行のトレーディング・ポジションおよび投資ポジションならびに当該ポジションに関連する当行の取引から得られる収益の多くは、過去にボラティリティが高まることのあった市場価格により直接不利な影響を受ける可能性がある。当行がこれらのトレーディング・ポジションおよび投資ポジションを有する各商品および各事業分野においては、当行の業務の一部として、各種の金融市場およびそれらのトレンドに関する評価を必然的に伴う。当行が資産を保有している場合、市場価格の下落により、当行は損失を被る可能性がある。ユーロレート・アンド・インベストメント・バンクのより高度な取引の多くは、価格変動および価格差から利益を得ることを目的としている。当行の予想しない形で価格が変動した場合、当行は損失を被る可能性がある。また、市場のボラティリティが高くなっている場合、当行が行った評価により、結果的に関連する取引およびポジションにおける収益の減少または損失を招く可能性がある。さらに、当行は、一定の資本市場取引を促進する目的で資本を投入し、市場リスクを負っており、これにより、当行は収益の変動の他、損失を被る可能性がある。かかる損失は、とりわけ当行の保有資産に当初流動性ある市場が存在しない場合に発生する。銀行間のデリバティブ契約などの証券取引所またはその他の公開取引市場で取引されない資産は、当行が公開市場価格以外のモデルを利用して計算した価格が付けられる場合がある。この種の資産の価格の下落を監視することは困難であり、当行が予想しなかった損失を被る可能性がある。また、リスクに対する一般的認識が投資を躊躇している投資家に引き続き市場参加をためらわせてその活動を縮小し、ひいては取引フローに依拠する当行の事業の活動水準も低下させる場合には、当行は悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2015年4月に次の段階の経営戦略を発表し、同年10月にそのさらなる詳細を明らかにした後、2017年3月にその見直しを発表した。当行がその戦略計画を成功裡に実行できなかった場合、当行は財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

2015年4月、当行は、次の段階の経営戦略を発表し、同年10月にそのさらなる詳細を明らかにした後、2017年3月にその見直しを発表した。当行の計画には、現在成功している市場、商品、顧客を対象を絞り、よりシンプルで効率的になること、技術の刷新とリスクの高い顧客関係や地域からの撤退により、リスクを低減すること、自己資本を強化すること、より確固とした規律をもってドイツ銀行を運営していくことが含まれていた。2015年10月、当行は各事業部門の個別の実施策を発表し、当行の戦略の財務上の目的を明確にするため、いくつかの財務目標を更新した。2017年3月、当行をさらに向上させ成長機会をより良く追求できるようにするため、80億ユーロの増資、当行事業の主要3部門への再編成、ポストバンクとプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）のドイツ国内事業の結合、下記のコスト削減計画の策定や当行グループの目標数値の修正など、複数の新たな施策を含む戦略の見直しを発表した。

当行の戦略的目標の達成は、様々な内部的および外部的要因（市場や規制の不確実性、経済に対する不透明感および政情不安を含む。）ならびに当行の経営モデルに係る制約による影響を受ける。これらの要因により、当行の戦略目標の達成や期待される利益の実現が悪影響を受け、または阻止される可能性がある。特に欧州における、市場の極端な混乱の再燃などの経済に対する不透明感、世界、地域および国家の経済状況の低迷する可能性、低金利かつボラティリティの低い市場環境の継続、事業における競争の増加ならびに政治的不安定性が、戦略目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。また、戦略目標を達成する当行の能力は、規制の変更によっても悪影響を受ける可能性がある。特に、当行の収益性の減少を招く可能性のあるビジネスモデルまたは組織の変更を政府当局

から要請され、あるいは法令遵守のため当行の収益性を減少させるような変更を行わざるを得なくなる可能性がある。当行はまた、ドイツ国内およびドイツ国外の多数の法域（特に米国）において、多くの訴訟、仲裁ならびに規制上の手続きに關与し調査の対象となっている。これらの件には、多くの不確実性が伴う。当行は、訴訟環境は引き続き厳しい状況が続くと予想している。訴訟および規制案件が今後も近年と同様のペースおよび規模で発生する場合、またはこれらの件において当行が和解する可能性について市場の憶測が消えない場合、当行は、戦略目標を達成することができない可能性がある。

とりわけ、マクロ経済的リスクならびに規制の変更および法的手続に係るリスクは、当行の財務目標および自己資本目標を達成する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。財務上の目標として、当行は、下記の費用関連の目標および純収益予測に加えて、再編を除いた通常の事業環境を前提として税引後有形株主資本利益率を約10%とすることを目指している。当行の自己資本目標には、完全適用ベースによる普通株式等Tier 1資本比率が13%を十分上回ることもおよびレバレッジ比率を4.5%とすることが含まれる。さらに、2018年度以降については競争力のある配当性向を目指している。当行の戦略は、ダウンサイド・シナリオおよび偶発事象へのある程度のバッファを当行が勘案して策定した意欲的な財務計画に基づいている。但し、当行の財務計画および資本計画のベースケース・シナリオには、マクロ経済環境の好転に依拠する増収見込みが含まれている。マクロ経済環境が停滞または低迷した場合、これらの戦略的財務目標および資本目標を達成するために必要となる増収を生み出す当行の能力に大きな影響を及ぼす可能性がある。さらに、当行が戦略計画に沿って収益を伸ばすことができた場合でも、規制の変更や上記の訴訟・規制関連事項（それらの和解の可能性に関する市場の憶測を含む。）に関して（その結果当行の事業に要求される変更において）当行が要するコスト、またはその他予測不能なリスクが現実のものとなった場合には、当行の純利益に悪影響を及ぼす可能性があり、それにより、当行が戦略的財務目標および資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

2017年3月、当行は、2018年の調整済コストの目標額を、事業処分を通じて予定されている約9億ユーロのコスト削減を含め、約220億ユーロとする旨を発表した。当行は予定された事業処分を進めてきたが、中には遅延や中断したケースもある。その結果、当行は現在、予定された9億ユーロのコスト削減を2018年中に達成するのは難しいと考えている。さらに、ブレグジットや2018年のMiFID IIの実施に関連するコストが、当行が調整済コストの目標を設定した時点で想定していた金額を大きく上回ることが予想される。また、ポストバンクと当行のドイツにおける銀行法人の統合は、その完了が2018年第2四半期となることが現在想定されていることから、この統合により2018年に実現すると見込まれていたコストシナジー効果の一部はその実現が遅れ、コスト削減の達成は2019年になることが予想される。そのため、当行は現在、2018年の調整済コストは、当初の目標であった220億ユーロに事業処分の遅延および中断によるコストへの影響を加えた、約230億ユーロとなるものと予想している。当行は、調整済コストの削減をさらに進め、2021年には210億ユーロとすることを目標としている。但しこの目標の達成は、当行が2021年までに完了を予定している事業処分を成功裡にかつ予定された期限内に実施することができるか否かに一部依拠している。当行が遅延しながらも完了を目指しているこれらの事業処分は、市場の状況や十分満足のいく条件での処分ができないために、完了できない可能性がある。当行の調整済コストの目標の達成はまた、内部統制環境の改善や規制遵守の機能の強化に関する費用が当行の予想以上に高額となった場合、難しくなる可能性がある。

当行の自己資本目標は、戦略に沿って貸借対照表の規模を縮小する当行の能力にも依拠している。当行は、複数の小規模事業を処分することを計画しており、またCIBにおいて認識されている不良資産ポートフォリオを分離して管理することを予定している。厳しい市場環境や規制の不確実性により、

当行は、資産の処分自体が不可能となるか、あるいは当行が合理的と考える価格での資産の処分が不可能となる可能性があり、その結果、資産売却により損失（または予想以上の損失）を被るか、あるいは希望または予定の期間より長い期間にわたり資産を保有することになる可能性がある。計画に沿ったリスク・ウェイトド・アセットやレバレッジ・エクスポージャーの削減ができない場合、当行は、その戦略に基づき定めた自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行の戦略的目標はまた、以下の前提およびリスクに服する。

—当行は、当行のビジネスモデルから生じる大きな課題を克服することができるものと想定している。当行は引き続きトレーディングビジネスおよびマーケットビジネスから多くの収益を得ている。しかしながら、かかるビジネス（特に債券部門）は、金利およびボラティリティが低く、顧客活動が低水準で、当行事業に対する見方が否定的な市場環境がいつまで続くかの不確実性や、中央銀行の市場介入およびその段階的停止により、引き続き極めて困難な状況に直面している。当行は、これらのビジネスの業績に大きく依存しており、その依存度が多く競合他社よりも高い。顧客フローに依拠する当行の多くの事業は、現在の市場環境において一層厳しいものとなっている。また、当行の一部の事業は、変更が困難である可能性があり、これは当行のビジネスモデルの変更を行うにあたりリスクとなる可能性がある。当行がこの新しいビジネスモデルを成功裡に実施できなかった場合、または新しいビジネスモデルが収益をもたらさなかった場合、当行は、戦略目標の一部または全部を達成できなくなる可能性がある。

—資産および顧客水準は、2016年第4四半期において市場の否定的な見方により受けた影響から大きく回復したが、市場が再び否定的な見方で当行に注目した場合、再度新規顧客や資産の流出を招く可能性がある。

—取締役会は、2016年の事業環境を考慮し、当行の上級職員に対する同年の報酬の裁量的賞与部分を取りやめる旨を決定した。当行はその事業全体において、有能な従業員を確保し維持する必要がある。2016年に決定された裁量的賞与部分の取りやめは、有能な従業員を成功裏に確保または維持するための当行の能力に悪影響を及ぼす可能性がある。事業環境は引き続き厳しいものではあったが、当行は2017年に裁量的賞与部分を復活させた。従業員を確保、維持しようとする当行の取り組みが失敗した場合、当行の経営戦略を実行する当行の能力に重大な悪影響を及ぼし、将来において報酬の柔軟性を損なう可能性がある。

—当行は現在、非常に複雑なインフラを運営しており、これは管理体制全体の質を損なう可能性がある。強固な管理体制を備えたより効率的な銀行となれるかは、ITランドスケープの合理化および簡素化ならびに企業文化の変革の成功にかかっている。さらに、資本計画および実施計画には、正確な、適時の、かつ関連を有するデータに依拠する堅牢なモニタリングおよびトラッキングが必要となる。当行は、当行のIT技術およびデータ技術ならびにデータ収集力における既存の課題に対処すべく策定されたイニシアティブに取り組んでいる。これらのイニシアティブを実施するにあたり遅れや課題が生じた場合、効率性の向上および管理体制の強化を行う当行の能力に影響を及ぼす可能性があり、その結果、当行の戦略を成功裡に実行する当行の能力にも影響を及ぼす可能性がある。

—当行に適用される法令に従って事業を遂行できるようにするためには、堅固かつ効果的な内部管理体制が必要である。当行は特に、多くの訴訟が生じる原因となった状況や、当行がここ数年に受けた規制上および執行上の調査や手続きに対する対応として、取引処理体制の有効性の向上、管理の

強化および非財務リスクの管理を行う複数の重要なイニシアティブに取り組んでいる。但し、当行は、これらのイニシアティブを予定どおりまたは規制当局の要求どおり迅速に完了できない可能性があり、また当行の取り組みは、当行の管理体制における将来のすべての不備を阻止し、または管理体制の改善によって将来的に訴訟ならびに規制上および執行上の調査や手続きを減少させるには不十分である可能性がある。さらに、管理強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺される可能性がある。これらの要因はいずれも、戦略を適時に実行するもしくは実行自体の可否に関する当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

—当行の財務目標において設定したバッファは、ダウンサイド・シナリオにおいて結果的に不十分となる可能性がある。予定された事業処分の遅延や中断により、当行は既に2018年の調整済コストの目標を達成するのは困難な状況となっている。他の財務目標に含めたバッファを当行が使い切った場合、上記のマクロ経済、規制、訴訟に係る要因もしくはその他の要因、あるいは当行が予期していなかった事由により、当行は戦略目標を達成できなくなる可能性がある。

—当行がかかる戦略的イニシアティブの全部もしくは一部を実施できなかった場合、実施されたイニシアティブが期待された効果をあげなかった場合、かかるイニシアティブを実施するために当行が負担する費用が当行想定を超えた場合、あるいは当行がこれらのイニシアティブを実施するために定めた公表済みの目標を達成できなかった場合、当行はその財務上の目標を達成できなくなるか、または損失を被り、低い収益性にとどまりもしくは資本基盤が弱まる可能性があり、当行の財務状態、業績および株価は重大な悪影響を受ける可能性がある。

当行は、2017年3月に発表した戦略的イニシアティブの一環として、グローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの各部門を、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとして一つの部門に再編し、収益性の高い当行の法人顧客を対象としたクロス・セルの機会を増加させることにより成長を図ることとした。顧客は当行との取引やポートフォリオの拡大を選択しない可能性があり、それにより、当行がクロス・セルの機会を活かすことができない可能性がある。

当行は、2017年3月に発表した戦略的イニシアティブの一環として、当行のグローバル・マーケット、コーポレート・ファイナンスおよびトランザクション・バンキングの各部門を、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクとして一つの部門に再編した。この結合は、2017年第2四半期に実施され、顧客に対するより一貫性と適合性のある商品の提供を促進し、クロス・セルの機会を大幅に増加させ、収益性の高い取引関係に資源を集中させて顧客の合理化を着実に進め、収益性向上のためより高い費用効率および資産効率を達成することを意図したものである。この再編による成果を当行が獲得できるか否かは、最終的には、顧客の商品需要や事業計画、および法人顧客が一般に当行との銀行取引関係の強化について意欲的であるかどうかによって決定される。クロス・セルの取り組みが、顧客の需要、提供可能な商品、品質、サービスの提供のいずれかの欠如により結実しない場合、これらの取引機会を生かすことができない可能性がある。また上記のマクロ経済的、地政学的および規制上のリスクも、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの顧客のオペレーティング・モデルや、増大する取引機会を捉える当行の能力に困難をもたらす。

当行は、先にドイツ・ポストバンクAG（その子会社と併せて「ポストバンク」という。）を売却する意向を発表していたが、2017年3月に発表した当行戦略の見直しの一環として、ポストバンクを保持し、当行の既存のリテール業務および商業銀行業務と統合する旨を発表した。一旦の当行グループ

からの分離を完了したポストバンクを当行グループに統合することは困難である可能性があり、その結果、当行が期待するコスト削減やその他の恩恵の実現に予想以上の費用を必要とするか、または実現自体ができない可能性がある。

当行は、先にドイツ・ポストバンクを売却する意向を発表していたが、2017年3月に公表した当行の戦略見直しの一環として、ポストバンクを保持し、ポストバンクと当行の既存のリテール業務および商業銀行業務（いずれも当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンク部門の一部である。）を統合する旨を発表した。当初の戦略からのこのような変更は、絶えず変化する様々な要因を反映したものであり、それらの要因には、ドイツの中堅企業顧客やプライベート・バンキングの顧客が引き続き増加すると考えられること、予想される規制要件や欧州の金融機関のレバレッジ比率に対する市場の期待の変化、十分な預金ベースを有する大規模かつ安定した事業を保持することによる事業モデルへのプラスの影響、ポストバンクをどの程度統合可能かについてと統合の結果もたらされるスケールメリットや相乗効果に関する当行の見解の変化、ならびにマクロ経済の見通しの改善可能性や個人向け商業銀行のダイナミクスの変化、ドイツにおいてリテール・バンキング業界の統合の可能性が実際に高まっていること、およびデジタル化が今後引き続きもたらすであろう機会拡大を考慮に入れて当行が想定する将来の成長機会などが含まれる。

この目的のため、ポストバンクとドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン AGは、2018年第2四半期末までに一つの法人に統合される。ポストバンクの統合により、ドイツ最大の個人向け商業銀行が誕生する予定である。この統合は、中央管理部門の合理化をより容易にすること、技術基盤やインフラ全体の効率性の向上、およびデジタル化や販売チャネル、規制上の変更などの分野により効果的に投資することによって、費用効率の向上を目指すものである。

今般のポストバンクを当行グループへ統合するための再編計画およびその他の投資について、当行はその総費用を19億ユーロと見込んでおり、内訳は再編および退職費用が2022年までに約10億ユーロ、残りはIT（情報技術）その他に関する費用である。当行は、大きなシナジー効果が生まれ、年間の費用削減額が段階的に増加して2022年までに年間約9億ユーロとなることを目標としている。統合への取り組みに関連して、ITシステムが異なることから生じる潜在的な困難、人員の統合による困難、統合プロセスに関連する経営資源のコミットメントならびに主要な人材の流出の可能性など、予測不能な困難が生じる可能性がある。統合の利益、費用および期間は、上記のいずれかの要因ならびに当行またはポストバンクがコントロールできないさまざまな要因（市場の低迷を含む。）により、悪影響を受ける可能性がある。これらのリスクのいずれかが顕在化した場合、統合により当行が実現を期待する費用削減その他の利益が、想定以上に高いコストを要することとなったり、想定される期間内もしくは計画された範囲まで実現されないか、または実現自体ができないこととなる可能性がある。

当行は、2017年3月、戦略の見直しの一環として、独立したオペレーションを有するアセット・マネジメント部門を、一部株式の新規公開（以下「IPO」という。）により設立する旨を発表した。経済状況もしくは市況またはドイチェAMの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、当行は、ドイチェAMの持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体ができなくなる可能性がある。さらに当行は、独立したオペレーションを行うドイチェAMから得られると期待される恩恵を享受することができない可能性がある。

2017年3月、当行はアセット・マネジメント部門を独立したオペレーションを持つ事業体として設立し、その少数株主持分を新規公開（IPO）により売却することを発表した。2016年後半、ドイ

チェ・アセット・マネジメント（ドイチェAM）は、当行の資本基盤に関するレピュテーションや市場の懸念の拡大の影響を受け、当行に完全所有されていることによりその潜在的な成長の機会が制限されたと考えられた。加えて、当行が再編を進める中で、ドイチェAMに向けられる経営資源も制限され、そのビジネスはさらに制約を受けた。そのため、現行の組織の下ではドイチェAMの企業価値は過小評価されたままであると考えられる。そこで当行は、同部門がより柔軟にグローバルな成長機会を追求し市場シェアを獲得する能力を高めることができるよう、ドイチェAMの少数株主持分を売却する予定である。

しかしながら、ドイチェAMの当行の持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体が困難となる可能性がある。ドイチェAMの持ち分の売却を行う当行の能力は、とりわけ、経済状況、規制環境および市況（特にドイツ国内のアセット・マネジメント・ビジネスに関連するもの）に依拠し、またドイチェAMの財務状態、業績および事業見通しにも依拠する。経済状況、規制環境もしくは市況またはドイチェAMの財務状態、業績もしくは事業見通しが不利なものとなった場合、当行は、ドイチェAMの持ち分の有利な価格または時期での売却、あるいは売却自体ができなくなる可能性がある。また当行は、より独立したオペレーションを行うドイチェAMから得られると期待される恩恵を享受することができない可能性がある。さらに、2016年に当行に関する市場の懸念がドイチェAMの事業に与えた影響を、ドイチェAMのIPOによっても完全には払拭できないか、または新たな状況においても同じ懸念が生じ、同様の影響を与える可能性がある。

当行は、事業体、ビジネスまたは資産の有利な価格での売却あるいは売却自体が困難となり、市場の動向にかかわらずかかる資産およびその他の投資により重大な損失を受ける可能性がある。

当行は、その戦略の一環として、上記のとおり引き続き当行の資産、とりわけCIB部門の資産の削減を進めている。当行はまた、当行の中核事業に該当しないその他の資産も保有しており、かかる資産の売却またはかかる資産へのエクスポージャーの金額およびリスクの削減を行う可能性がある。これらの削減は、当行のビジネスの簡素化および集中を行い、リスク・ウェイトド・アセットおよびレバレッジ・エクスポージャーを減らして自己資本比率およびレバレッジ比率を改善することにより、新たな自己資本規制およびレバレッジ要件が要請する水準またはこれを超える水準を達成し、また有形株主資本利益率の目標の達成を促進する当行の戦略の一環として行われる。この戦略は、当行の競合他社の多くもその自己資本比率およびレバレッジ比率ならびに株主資本利益率を改善するため同様に資産を売却しようとしているため、現在および将来の市場環境においては困難となる可能性がある。当行は既に非中核資産の大部分を売却しており、当行が残りの非中核資産を期待どおり迅速にかつ許容可能な価格で売却するのは、とりわけ困難である可能性がある。また、当行は、上記の投資においてパッシブ投資家となっている場合があり、その場合、当行は第三者の行為に依拠することとなる。当行が事業体またはビジネスを売却する場合、当行は、売買契約の条件に基づく一定の損失またはリスクに引き続き晒される可能性があり、またかかる事業体またはビジネスの分離および売却のプロセスにより、オペレーティング・リスクまたはその他の損失が生じる可能性がある。厳しい事業環境や市場環境により、当行は、事業体、ビジネスまたは資産を有利な価格で売却すること、あるいは売却自体が不可能となる可能性がある。当行が計画どおりにその資産を削減できない場合、当行は、その戦略に基づき設定された自己資本目標を達成することができなくなる可能性がある。

当行が、適用法令や関連する監督当局の期待に沿って業務を遂行することを確保するには、堅固かつ効果的な内部管理体制および適切なインフラ（人材、方針および手続き、コントロールテストならびにITシステムから構成される。）が必要である。当行は、その内部管理体制およびインフラを強化

する必要性を認識し、これを達成するための施策を進めてきた。これらの施策が奏功せずまたは遅延した場合、当行のレピュテーション、規制遵守状況および財務状態は重大な悪影響を受ける可能性があり、また戦略目標を達成する当行の能力が損なわれる可能性がある。

当行のビジネスは、堅固かつ効果的な内部管理体制を維持する当行の能力に大きく依拠している。この能力は、当行が、非常に複雑で多数かつ多様な市場および通貨において高速、大量かつ高頻度に発生する、広範囲にわたる取引を日々処理し監視するのに必要なものである。さらに、そのような堅固かつ効果的な管理体制は、これを支える当行のインフラの十分に依拠している。かかるインフラは、一般に、内部方針および手続き、テストプロトコルおよびITシステム、ならびにこれらを実施しまた機能させるために必要な人材から構成される。効果的な管理体制は、取引の処理および決済、資産の評価、各種測定基準に対するリスクおよびポジションの特定、監視、集計、測定および報告、法律上、規制上およびコンプライアンス上の目的における取引相手方および顧客の評価、見直しの検討、ならびに必要に応じた軽減および是正措置の実行を含むインフラ・システムおよび手続きに依拠している。これらは、規制報告やその他のデータ処理およびコンプライアンス業務にも必要不可欠である。

当行の内部管理体制およびその基礎となるインフラは、いずれも当行の完全性や包括性の基準に至っていない分野が多く、また当行全体で十分に統合されていない。特に、当行のITインフラは、大幅なアップデートが必要な多数の異なるプラットフォームを使用しており、当行全体での運用の統一性が欠けている。当行の業務プロセスおよび関連する管理システムでは、しばしば手動による処理が要求され、完全に統合された自動システムおよびプロセスの場合と比べて、人為的な過誤やその他の運用上の問題のリスクが増大し、これにより経営陣への情報の報告が遅延し、また多くの調整および修正が必要になる可能性がある。その結果、当行が規制報告およびその他のコンプライアンス要件を遵守し、または一貫性をもって規制当局の期待に応え、また場合によっては当行のリスクを包括的に管理するために、一貫して質の高い情報を適時に取得または提供することはしばしば困難となっており、また多大な労力を要する。また、従業員の不適切な行動や当行サービスを経由した禁止行為（金融犯罪対策法令に関するものを含む。）に悪用する第三者の試みを可能な限り特定するには、集中的な取り組みが要求される。

また当行は、そのプロセスやインフラの不十分な点を補い、またはリスクを特定、管理もしくは制御するのに適切な水準の経験、年功および技能を持つ人材を常に確保できるとは限らず、必要な人材の勧誘および雇用はしばしば困難な状況であった。このことは、既存の脆弱性を是正し、当行の事業活動に特有のリスクを管理する能力に影響を与えてきた。

これらを背景に、当行の規制当局、取締役会およびグループ内部監査部門は、当行の業務に関する多くの正規の見直しや監査を通じて、当行の内部管理およびインフラにより一層かつ集中的に注目している。これらの見直しおよび監査により、当行の管理体制およびインフラの多くの要素に関して様々な改善の余地があることが特定されている。これには、取引の把握および認識、資産の分類、資産評価の枠組み、データやプロセスの一貫性、リスクの特定、測定および管理、ならびに法律、規制および監督当局の期待により要求されるその他のプロセスに関わるインフラが含まれる。また規制報告、マネーロンダリング対策ならびに金融犯罪の実行および隠ぺいを目的として当行の商品およびサービスを利用することを防止するための「顧客確認」その他の内部プロセスも含まれる。一例として、当行のロシアにおける取引活動に関する英国の金融行動監督機構（FCA）との2017年1月の和解は、当行の投資銀行におけるマネーロンダリング対策管理部門に対するFCAの調査に一部起因するものであったことが挙げられる。

ECBおよび連邦準備制度理事会を含む当行の主要規制当局もまた、当行の内部管理および関連するインフラの様々な側面（マネーロンダリング対策や評価に関する管理を含む。）に焦点を置いた多くの見直しを行った。これらの規制当局は、当行に対して、マネーロンダリング対策やその他の脆弱性（当行のインフラの統一性の欠如や手動の性質を含む。）の是正に取り組むよう正式に要請した。当行が業務を行うその他の国の現地の規制当局も、その法域に関する当行の管理体制やインフラの充分性の検討を行っている。当行が業務を行う多くの場所で当行を管轄し裁量権を有する各種規制当局の総体的な目標は概ね一致しており、また、当行の内部管理やこれを支えるインフラにおける不備の一般的な課題も類似している一方で、内部管理の分野で当行に適用ある規制上の枠組みは、一般的にドイツ国内またはEU内レベルで適用されるものであり、当行が業務を行っている世界各地の法域全体で一貫しているとは限らない。このことは、統一性の欠如を改善し、相互に円滑かつ迅速に通信するための自動システムを導入する当行の努力をより複雑にしましたその費用を増大させている。

上記の諸分野を改善するため、当行は、取引処理体制の実効性の向上、管理やインフラの強化、非財務リスクの管理および従業員の技能の向上のためのいくつかの主要な施策を講じている。当行は、これらの施策により、近年当行が服している訴訟や規制および執行当局による調査・手続きを招いた状況の多くを回避し、また法律や規制を遵守し、監督当局の期待に応える当行の能力を向上させることができるようになると考えている。特に当行は、事業の複雑性を軽減し、プロセスやビジネスおよびセカンドラインの管理を統合し自動化する取り組みを行っている。当行はまた、例えばロシア事業などの一定の事業から撤退し、多数の顧客の選択的なオフボーディングを行い、コンプライアンスを重視する文化と管理部門の強化を進め、またグループ内部監査部門の規模を増大させ強化した。しかしながら、当行は、当行の予定や規制当局の要求どおり迅速にこれらの施策を完了することができない可能性があり、また当行の取り組みは、既存の不備を是正しかつ将来の不備を予防し、今後の訴訟や規制および執行当局の調査、手続きおよび批判を減少させるには不十分である可能性がある。当行はまた、これらの施策に莫大な費用が発生した場合、特に当行の業績や収益性が困難に陥っている時期には、十分な資源を早急に提供することができず、または全く提供することができない可能性もある。当行がそのインフラおよび管理体制を適時にかつ大幅に改善することができない場合、規制当局は当行に対して、一定の種類の商品もしくは事業、取引相手方または地域へのエクスポージャーの削減またはその終了を要求する可能性があり、その場合、かかる要求の程度によっては、現在のビジネスモデルに基づき利益を計上する当行の能力が著しく損なわれる可能性がある。

規制当局はまた、当行の管理体制における不備により生じる追加リスクを反映するために、自己資本の上積み課税を課して、当行に適用ある自己資本規制に基づき直接要求されるものに追加して、自己資本バッファーを求めることができる。究極的には、規制当局はその管轄下にある事業および地域における営業許可を停止しまたは徹底的かつ高いコストのかかる是正措置を要求することができる。さらに、インフラおよび管理体制の強化の実施によって、規制遵守に係る費用が想定よりも高くなり、効率性の向上による費用節減が相殺されもしくはこれを上回りまたは当行の収益性に著しく影響する可能性がある。上記のいずれの要素も、戦略を適時に実施する当行の能力あるいは実施すること自体に係る当行の能力に影響を及ぼす可能性がある。

当行は、規制が厳しく強化され、訴訟が頻繁に行われる環境下で業務を行っており、これにより当行は、多額で見積ることが困難な負債およびその他の費用ならびに法律上および規制上の制裁およびレピュテーション上の悪影響に潜在的に晒されている。

金融業界は、最も厳しく規制されている業界の一つである。全世界における当行の業務は、当行が業務を行う法域の中央銀行および規制当局による規制および監督を受けている。近年、多くの分野において規制および監督は強化され、規制当局、法執行当局および政府機関等は、金融機関に対してより厳しい監督および検査を受けるよう求めてきており、その結果、規制上の調査や執行措置が追加されてきた。この傾向は、世界金融危機により著しく加速した。金融機関に対する法律上および規制上の手続きの和解のために規制当局および法執行当局が要求する条件は急激にその厳しさを増しており、近時の和解では、前例のない高額な制裁金や刑事上の制裁が含まれている。その結果、当行は、義務負担や規制当局による制裁の水準の増大に引き続き対処しなければならず、またこれらの義務負担や制裁に応じるために費用の増大および追加資金の投入を余儀なくされる可能性がある。規制当局による制裁は、現地ライセンスの地位の変更または特定のビジネスの廃止命令を含むことがある。

当行およびその子会社は、世界中の法域において様々な訴訟手続（民事集団訴訟を含む。）、仲裁手続およびその他の第三者との紛争ならびに行政手続および民事および刑事双方の当局による調査に服している。当行に対する係争中の訴訟、執行および類似案件の解決により発生する費用は、引き続き短期ないし中期的に多額なものとなり、また当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼすものと予想される。訴訟および規制案件には多くの不確実性が伴い、各案件の結果を確実に予想することはできない。当行は、最終的な判決が下され責任が確定する前に、訴訟または行政手続を和解で解決する可能性がある。当行は、請求に対して有効な防御策を有すると確信する場合であっても、かかる責任につき争い続けることによる費用、経営努力または業務上、規制上もしくはレピュテーション上の悪影響を回避するためといったさまざまな理由により、早期解決をはかる場合がある。当行はまた、勝訴できなかったことによる潜在的な影響が和解費用に比べて過大であると考えられる場合に、かかる早期の解決を行う可能性がある。さらに当行は、同様の理由により、当行に法律上補償義務がないと確信する場合でも相手方の損失を補償する場合がある。法的リスクの財務上の影響は大きい可能性があるが、その予測および定量化は困難または不可能であり、最終的に支払われる金額は、かかるリスクを補償するための引当金やかかるリスクを評価した偶発債務を上回る可能性がある。

当行は、当行が業務を行う法域の税務当局により継続的に調査を受けている。税法は一層複雑化している。現在の政治および規制環境において、税務当局および裁判所の税法および規制の解釈ならびにその適用は常に進展しており、税務当局による検査は一層厳しくなっている。2017年12月22日、「減税および雇用法（Tax Cuts and Jobs Act）」または「TCJA」として知られる米国の新たな税法が署名された。減税および雇用法には、税源浸食・租税回避防止税（Base Erosion Anti-Abuse Tax）など多くの規定が含まれるが、これらの規定は解釈に委ねられており、技術的な修正や財務省規制によるさらなる解釈指針が今後数カ月から数年の間に発行される可能性がある。また、OECDの税源浸食と利益移転施策により生じた国際課税原則の広範囲の変更は、当行および当行の子会社に対して多大な不確実性を生み出しており、また各加盟国が当該要件の国内法化にあたり異なるアプローチを採用しうるため、今後、二国間の税務争訟の事例が増加する可能性がある。税務当局は、一定のクロスボーダー貸出またはデリバティブ取引に関連する利子配当に係る源泉徴収税の減額の適用を受ける納税者の適格性に注目しており、ドイツ連邦財務省がこの分野における行政指針を発行している。その結果、慣例的な税務調査、税務訴訟およびその他の形式の税務手続および税務争訟の終結および解決や、急速に変化し一層複雑化かつ不確実化する税法および税原則によって、当行に発生する費用が増加する可能性があり、当行の事業、財務状態および業績に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行に關係する調査および当行または当行の現在もしくは過去の従業員に対する現在係争中の訴訟は、当行に対して、判決、和解、罰金または制裁金だけでなく、レピュテーション上の重大な悪影響

をもたらす可能性がある。かかる調査および訴訟により生じる当行のレピュテーションの毀損のリスクもまた、数量化が困難または不可能である。

規制当局は、その和解提案において、以前にも増して不正行為の承認を求めている。これは、その後の民事訴訟またはいわゆる「常習犯」法に基づく措置におけるエクスポージャーの増加につながる可能性があり、ある法律に基づき罪を犯したと決定された個人または主体は、その他の法律に基づく事業活動の制限やレピュテーション上の悪影響を受ける可能性がある。また、DOJは、ある会社が不正行為にかかる民事上および刑事上の調査協力による減免措置を受けるためには、不正行為の疑いについて責任のある個人に関するすべての関連事実を当該会社が調査当局に提供することを条件としている。この方針により、当行が調査に関連して該当する個人について十分な情報を提供していないとDOJが判断した場合には、罰金および制裁金の増額を生じる可能性がある。他の政府当局も同様の方針を採用する可能性がある。

また、当行が服するいくつかの案件の類似案件から発生する法的リスクの財務上の影響は、金融業界の多くの関係者にとって非常に大きなものとなっており、罰金や和解金の額は市場参加者の予想を大幅に上回り、近年では上記の通り予測不能な水準にまで急激に増大した。類似案件における他社の経験（和解条件を含む。）は、当行がこれらの法的リスクについて計上する引当金の水準を決定する際に考慮する要素に含まれる。他の金融機関が関与する案件の近年の展開により、結果の予測可能性をより不確実なものとしており、当行は引当金を追加しなければならない可能性がある。さらに、これらの案件に関する当行の調査および防御のコストは、それ自体が多大なものである。異なる法域の規制当局間または同一法域内の異なる権限を有する規制当局間の調整不足により、さらなる不確実性が生じる場合があり、その結果、当行が各規制当局との間で同時に和解に至ることが困難になる可能性がある。当行が、当行の服する訴訟および規制案件から、当行の予測および適用ある会計規則に従って計算した金額を上回り、かつ、訴訟および規制案件の財務上の影響は2015年度および2016年度がピークであるという当行が公表した予想に反する財務上の影響を受ける場合、当該リスクに関する当行の引当金は、これらの影響を補償するには大幅に不足する結果となりうる。これは、当行の業績、財務状態またはレピュテーションならびに自己資本比率、レバレッジ比率および流動性比率を市場参加者および規制当局が期待する水準に維持する当行の能力に重大な悪影響を与える可能性がある。その場合、当行は、これらの比率を改善するために、不足額への引当てによる悪影響に相当する金額につき、リスク・ウェイト・アセットの削減（当行に不利な条件によるものを含む。）または大幅なコスト削減を行うことが必要と認識する可能性がある。

当行は、現在、銀行間取引金利に関する規制当局および法執行当局の業界全体に及ぶ調査ならびに民事訴訟の対象となっている。本件の注目の高さや他の金融機関の和解交渉の状況など多数の不確実性により、本件の最終的な結果は予測不能であるが、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、様々な規制当局および法執行当局より、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）、欧州銀行間取引金利（EURIBOR）、東京銀行間取引金利（TIBOR）その他の銀行間取引金利の設定に関する業界全体に及ぶ調査に関連して、情報提供の要請を受領した。当行は、かかる調査に協力している。進行中の調査の結果によっては、当行に重大な金銭的制裁やその他の措置が課せられる可能性がある。

既に公表した通り、当行は2013年に、ユーロおよび円金利デリバティブのトレーディングにおける反競争的行為に関する欧州委員会の調査手続を決着させる集団和解の一環として、欧州委員会との間

で和解に達した。かかる和解に基づき、当行は、総額7億2,500万ユーロを支払うことに合意した。また、既に公表したとおり、当行は2015年4月23日、LIBOR、EURIBORおよびTIBORの設定に関する不正行為の調査を決着させるため、DOJ、CFTC、FCAおよびニューヨーク州金融監督局（「DFS」）との間でそれぞれ和解に達した。和解条件に基づき、当行は、DOJ、CFTCおよびDFSに対して21億7,500万米ドル、またFCAに対し2億2,680万英ポンドの制裁金を支払うことに合意した。DOJとの合意解決の一環として、DBグループ・サービスズ（UK）リミテッド（当行の間接所有全額出資子会社）が米国コネティカット地区連邦地方裁判所において通信詐欺の1つの訴因について有罪答弁を行い、当行は、3年を期限とする訴追延期合意を行った。2017年10月25日、当行は、米国の州検事長のワーキング・グループとの間で、その銀行間取引金利に関する調査を決着させる和解を締結した。和解条件の一つとして、当行は、2億2,000万米ドルの和解金を支払った。上記の和解に関連して当行が行った事実に関する承認は、当行が係争中および将来の請求に対して防御することを困難にする可能性がある。各種の銀行間取引金利の設定に関する当行への調査はそのほかにも続いており、当行は引き続きさらなる措置に晒される可能性がある。

また、当行は、各種の銀行間取引金利の設定に関する操作の疑いについて、43件の米国民事訴訟および英国で係争中の1件の訴訟の当事者となっている。推定集団訴訟を含むそれらの民事訴訟の多くは、米国ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（SDNY）において、当行およびその他多数の被告に対して係属している。これらの米国民事訴訟のうち4件を除くすべてが、米ドルLIBOR設定に関する操作により損失を被ったと主張する当事者を代理して提起されたものである。米ドルLIBORに関連しない当行に対する4件の民事訴訟もまた、SDNYに係属しており、これらはEURIBORに関する1件の訴訟、英ポンドLIBORに関する1件の集団訴訟、スイスフランLIBORに関する1件の訴訟ならびに2つのシンガポールドル金利指標、シンガポール銀行間取引金利（SIBOR）およびスワップ・オファー・レート（SOR）に関する1件の訴訟からなる。

当行は、銀行間取引金利の件が当行に与える影響を予想することができないが、政府機関による罰金、当行に責任があるとされた場合の民事訴訟における損害賠償、法律上および規制上の制裁（刑事上の制裁の可能性を含む。）ならびにその他の措置が含まれる可能性がある。

規制当局および法執行当局は、特に、顧客、潜在的な顧客および政府関係者から紹介された候補者に関連する当行の雇用慣行や当行の仲介者およびコンサルタントの雇用に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法およびその他の法律の遵守状況を調査している。

米国証券取引委員会やDOJを含む様々な法域における特定の規制当局および法執行当局は、特に、顧客、潜在的な顧客および政府関係者から紹介された候補者に関連する当行の雇用慣行や当行の仲介者およびコンサルタントの雇用に関して、当行の米国海外腐敗行為防止法およびその他の法律の遵守状況を調査している。当行は、これらの調査に応じておりまた協力を続けている。その他の法域における特定の規制当局も、これらの調査の概要を把握している。法律または規制の違反が生じたことが判明しまたは生じたと主張され、執行措置の申立てが行われた場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、当行の米国住宅ローン信託事業に関する訴訟請求に晒されており、これらが当行の業績、財務状態またはレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。当行はまた、当行の米国住宅ローン事業に関するその他の契約上の請求、訴訟および当局による調査にも晒されている。

当行ないし当行の関連会社は、600件を超える住宅ローン担保証券（「RMBS」）信託の受託会社としての役割に関して、投資家から民事訴訟を提起されている。これらの訴訟において原告の投資家は、米国信託証書法違反、ニューヨーク州ストレイト法（Streit Act）違反、契約違反、信託義務違反、信託違反、過失および／または信託の受託会社としての義務の原告により主張される不履行に基づく過失による不実表示に対する請求を主張している。より具体的には、原告の投資家は、当行または当行の関連会社が、(a)ローン売主がRMBSを担保するモーゲージ貸出金に関して行われた表明および保証に違反したこと、ならびに(b)ローン・サービサーがRMBS契約に従ってモーゲージ貸出金を返済する義務に違反したことについて、投資家の利益のために請求を執行すべき受託会社として期待された義務を履行しなかったと主張している。原告の投資家はまた、当行または当行の関連会社が、原告により主張される不履行により受託会社として当該請求を執行しなかったことにより、実現および将来のRMBS信託の損失が総額1,000億米ドルを超える可能性のある金額にまで増大したと主張している。原告の投資家は、RMBSの受託会社を務めた他の銀行に対しても、同様の訴訟を提起している。RMBSに関するかかる訴訟は係争の様々な段階にあり、当行は、引き続き積極的に防御活動を行っていく予定である。

当行は、2005年から2008年までの間、米国住宅ローン事業の一環として、プライベート・レーベルの証券化商品に対して、またホールローンとして、多額のローンを販売した。当行は、表明および保証の重大な違反の主張に基づく購入者、投資家および金融保険会社からのローンの買戻しまたは上記により引き起こされたと主張される損失についての当該者への補償を請求されており、また将来においても請求される可能性がある。当行は一般に、契約上の権利および適用ある出訴期限に従って行われた有効な買戻請求にのみ応じている。

また、当行は、RMBSおよびその他の資産担保証券の募集における当行の様々な役割（発行会社または引受会社を含む。）に関連して民間当事者から提起された多数の民事訴訟において被告のうちの一つとなっている。当行はまた、モーゲージ貸出金、RMBS、商業用不動産担保証券（CMBS）、債務担保証券（CDOs）、その他の資産担保証券およびクレジット・デリバティブのオリジネーション、購入、証券化、売却、評価ないしトレーディングに関する活動についていくつかの規制当局や政府機関から召喚状および情報提供の要請を受けている。当行は、2017年1月にDOJとの間で、当行のRMBS事業に関する潜在的な請求を決着させる和解（かかる和解合意に基づき、当行は、民事制裁金として31億米ドルを支払い、消費者救済の資金として41億米ドルを提供することに合意した。）に至るなど、いくつかの民事訴訟や規制および政府案件を解決したが、未だ係争中のものが残っている。

法律上の手続きには多くの不確実性が伴い、個々の手続きの結果を予想することは不可能である。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、現在、ポストバンクの全株式の取得に関する当行の株式公開買付けに関連した民事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2010年9月12日、当行は、ドイツ・ポストバンクAG（「ポストバンク」）の全株式を取得する株式公開買付けを実施する決定を発表した。2010年10月7日、当行は、正式な入札関連書類を発行した。株式公開買付けにおいて、当行は、ポストバンク株主に対し、ポストバンク株式1株につき25ユーロの対価を提示した。株式公開買付けは、合計で約4,820万株のポストバンク株式について応諾された。

2010年11月、株式公開買付けに応じたポストバンクの旧株主であるエフェクテン・シュピーゲルAG (Effecten-Spiegel AG) は、かかる提示価格が著しく低く、ドイツ連邦共和国の適用ある法律に基づき決定されたものではないと主張し、当行に対して訴訟を提起した。原告は、当行が、遅くとも2009年にはポストバンクの全株式について強制株式公開買付けを行う義務があったと主張する。原告はまた、遅くとも2009年には、ポストバンクにおけるドイツポストAGの議決権が、ドイツ公開買付法第30条に従って当行に帰属されるべきであったと主張する。上記に基づき、原告は、2010年の株式公開買付けにおいて当行が提示したポストバンク株式の対価は、1株当たり57.25ユーロまで増額される必要があると主張している。

ケルン地方裁判所は2011年に当該請求を棄却し、ケルン控訴裁判所は2012年に上訴を棄却した。連邦裁判所は、ケルン控訴裁判所の判決を破棄し、本件を控訴裁判所に差し戻した。その判決において、連邦裁判所は、控訴裁判が、当行とドイツポストAGが2009年に「共同した」とする原告の主張を十分に考慮していないと述べた。

2014年以降、2010年の株式公開買付けに応じたその他のポストバンクの旧株主が、当行に対して、エフェクテン・シュピーゲルAGと同様の訴訟を提起している。これらはケルン地方裁判所およびケルン高等裁判所においてそれぞれ係争中である。2017年10月20日、ケルン地方裁判所は、1件の手続きに統合された合計14件の訴えについて、請求を認める決定を下した。ケルン地方裁判所は、当行が2008年時点において強制株式公開買付けを行う義務を負っており、したがって株式公開買付けにおいて提示される適切な対価は1株当たり57.25ユーロであったはずであるとの見解を示した。その結果、支払済みの対価を考慮すると、株式公開買付けを承諾した投資家に対して支払われるべき1株当たりの追加対価は、32.25ユーロとなる。当行は、当該決定に対し、これを不服として上訴し、かかる上訴は、エフェクテン・シュピーゲルAGの上訴審も行っているケルン高等裁判所第13部に係属している。

2017年11月8日、ケルン高等裁判所においてエフェクテン・シュピーゲルの件の審問が行われた。かかる審問において、高等裁判所はケルン地方裁判所の決定を否定し、当行には2008年ないし2009年において強制株式公開買付けを行う義務はなかったとする予備見解を示した。当初、高等裁判所は2017年12月13日に決定を行うとしていた。しかしながら、原告が、ケルン高等裁判所第13部の3名のメンバーに対して偏見の疑いがあると異議を申し立てたため、決定は2018年2月に延期された。異議申立ては、2018年1月末にケルン高等裁判所により退けられた。2018年2月、裁判所は、エフェクテン・シュピーゲルAGによる再審問の申立てを認め、追加審問を2018年6月29日に行う予定とした。

当行に対しては、2017年の年末近くに多くの追加訴訟が提起されており、これらの請求は、現在ケルン地方裁判所において係争中である。新たな原告には、2010年の株式公開買付けにおける当行提示のポストバンク株式の対価は、1株当たり64.25ユーロまで増額されるべきであると主張する者もいる。

これらの件に関する当行に対する支払いの請求は、合計で7億ユーロ近く（利息を除く。）に上る。2018年2月、上記の民事訴訟において一部の原告の代理人を務める法律事務所は、フランクフルト・アム・マインの検察官に対し、当行の特定の従業員への刑事告訴も提起しており、当該従業員が株式公開買付けに関連して詐欺行為を行ったと主張している。

2015年9月、ポストバンクの旧株主は、2015年8月にポストバンクの株主総会で採択された少数株主からの株式買い取り（スクイーズアウト）の決議無効を求め、ポストバンクに対する株主訴訟をケルン地方裁判所に提起した。原告は、なかでも当行が2009年により高い価格で強制株式公開買付けを行うべきであったのにこれを行わなかったとの主張に基づき、当行のポストバンク株式に関する議決権を停止すべきであると主張している。スクイーズアウトは確定しており、この訴訟手続により覆る余地はないが、損害賠償金の支払いが発生する可能性がある。本訴訟における原告は、上記のエフエクテン・シュピーゲル訴訟におけるのと同様の法的主張を述べている。2017年10月20日の決定において、ケルン地方裁判所は、スクイーズアウトの決議は無効との判断を下した。但し裁判所は、主張される当行の強制株式公開買付けの不履行による議決権の停止に依拠したのではなく、ポストバンクが、2015年8月のポストバンク株主総会においてポストバンク株主の情報請求権を侵害したことを根拠とした。ポストバンクは、この決定に対し、これを不服として上訴している。

当行が、2010年の株式公開買付けの前に全てのポストバンク株式について強制株式公開買付けを行う義務を負っていたか否かの法的論点は、係争中の2件の価格評価請求手続（Spruchverfahren）にも影響する可能性がある。これらの手続きは、2015年のポストバンク株主のスクイーズアウトに関連して提示された現金対価、ならびに2012年のDBフィナンツ-ホールディングAG（現DBベタイリグンクス-ホールディングGmbH）とポストバンクの間の経営支配および損益移転契約（Beherrschungs- und Gewinnabführungsvertrag）の締結に関連して提示された現金対価およびこれに関連して支払われた年間確定配当の増額を求めて、ポストバンクの旧株主により提起されたものである。ケルン地方裁判所は、価格評価請求手続において適切な現金対価を決定するにあたっては、当行が57.25ユーロの提示価格でポストバンクの強制株式公開買付けを実施すべき潜在的な義務を負っていたことを考慮すべきであろうとの判断が示された。経営支配および損益移転契約に関連して支払われた現金対価は25.18ユーロであり、約50万株について譲渡の承諾がなされた。2015年に支払われたスクイーズアウトの対価は35.05ユーロであり、約700万株がスクイーズアウトされた。

本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により実行された株式取引の状況を調査し、当該取引について複数の法域の規制当局および法執行当局に通知している。法律または規制の違反が発生したことが判明した場合、これにより生じる当行に対する制裁金は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、モスクワおよびロンドンにおいて一定の顧客により当行との間で実行された、互いに相殺する関係にある株式取引の状況を調査した。調査対象の取引の合計額は多大である。法律、規制および方針に対する違反の可能性および関連する内部統制環境についての当行による内部調査は終了し、特定された調査結果を検討している。現在までに、当行の方針に対する一定の違反および当行の統制環境における不備が特定されている。当行は、この調査について複数の法域（ドイツ、ロシア、英国および米国を含む。）の規制当局および法執行当局に通知しており、また本件に関与した一部の個人に対して懲戒処分を実行し、その他の者についても令状が発せられれば処分を実行していく。

2017年1月30日および31日、ニューヨーク州金融監督局（DFS）と英国金融行動監督機構（FCA）は、本件の調査に関しそれぞれ当行と和解したことを発表した。この和解をもって、DFSおよびFCAによる当行インベストメント・バンキング部門のマネーロンダリング対策管理部門に対する調査は、上記株

式取引に関する調査を含めて終了した。DFSとの和解契約の条件に基づき、当行は同意命令（consent order）に服し、民事制裁金として4億2,500万米ドルを支払うこと、ならびに当行の米国銀行子会社であるドイチュ・バンク・トラスト・カンパニー・アメリカズ（DBTCA）および当行のニューヨーク支店によるまたはこれらを通じた活動に関連しまたは影響した、既存のマネーロンダリング対策コンプライアンス・プログラムに対する包括的な検査を行うため、向こう2年間について独立した監視人を一名設置することに同意した。また当行は、FCAとの間の和解契約の条件に基づき、民事制裁金として約1億6,300万ポンド支払うことに同意した。2017年5月30日、連邦準備制度理事会は、当行との間で、本事案および同理事会により特定された追加のマネーロンダリング対策上の問題を決着させる和解に至ったことを発表した。当行は、4,100万米ドルの制裁金を支払った。当行は、当行の銀行秘密法／マネーロンダリング対策プログラムを評価し、DBTCAの特定の海外コルレス銀行業務を審査する独立の第三者を置くことにも合意した。当行はまた、書面による改善の計画およびプログラムの提出を求められている。

当行は引き続き、規制当局および法執行当局（これらの証券取引に係る独自の調査を行っているDOJを含む。）に協力している。法律または規制の違反が生じたことが判明した場合、これに関する法律上および規制上の制裁は、当行の業績、財務状態およびレピュテーションに重大な悪影響を与える可能性がある。

当行は、現在、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナとの取引に関連して、民事および刑事訴訟に服している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。

2013年2月、モンテ・デイ・パスキ・ディ・シエナ銀行（「MPS」）は、当行に対して、イタリアにおいて民事訴訟を提起した。当該訴訟においてMPSは、当行がMPSおよびその全額出資の特別目的ヴィークルである「サントリーニ（Santorini）」との間で、MPSが当行との過去の取引により生じた損失を繰り延べることを可能にするレゴ取引を実行したことにより、MPSの不正会計において旧MPS上級管理職を支援したと主張した。その後、2013年7月、MPSの筆頭株主であるモンテ・デイ・パスキ財団もまた、イタリアにおいて、実質的に同様の事実に基づく損害賠償を求める民事訴訟を提起した。2013年12月、当行はMPSとの間で民事訴訟を終結させる和解合意に至り、取引は解消された。モンテ・デイ・パスキ財団による民事訴訟（損害賠償の請求金額は2億2,000万ユーロから3億8,100万ユーロ）は未だ係争中である。2014年7月、同財団はその旧管財人およびDB S.p.Aを含む12行の銀行からなるシンジケート団に対して2億8,600万ユーロを求める別個の訴訟を提起し、フィレンツェ裁判所に係属している。

シエナ検察官により、上記取引およびMPSが他の当事者との間で行ったこれとは無関係の取引について、刑事上の調査が開始された。2014年夏、かかる調査は調査対象の嫌疑内容の変更により、シエナ検察官からミラノ検察官に移管された。2016年2月16日、ミラノ検察官は、当行ならびに当行の現在および過去の従業員6名に対して、正式審理への付託請求を行った。付託手続は、2016年10月1日の審問をもって終結し、ミラノ裁判所はかかる刑事訴訟のすべての被告を正式審理に付託した。当行は、イタリア政令第231/2001号に基づく管理責任および刑事訴追されている現在または過去の従業員の雇用主として民事代位責任に問われる可能性がある。正式審理は、2016年12月15日に開始し、現在も継続中である。当行は、引き続き規制当局に協力し、最新情報を提供している。本件に対する当行の財務的エクスポージャーの程度は重大なものとなる可能性があり、本件の結果により、当行のレピュテーションに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は現在、その年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いについて、ドイツ税務当局との訴訟に服している。訴訟手続は、連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof) において係争中である。裁判所が最終的にドイツ税務当局に有利な判決を下した場合、その結果は当行の包括利益および財政状態に重大な影響を及ぼす可能性がある。

当行は、従業員のために多数の退職年金給付制度を有している。ドイツでは、これらの年金制度の債務に資する年金資産は、ベネフィット・トラスト GmbH により保有される。ドイツ税務当局は、ベネフィット・トラスト GmbH が2010年から2013年の間にその年金資産に関して受領した一定の利益の課税上の取扱いに対し異議を申し立てている。ベネフィット・トラスト GmbH は、2010年についての税金および利息評価額として1億6,000万ユーロを税務当局に支払ったが、支払った金額の払戻しを求めて管轄下級財政裁判所に訴訟を提起している。2011年から2013年の期間については、2010年の税務訴訟の結果が出るまで保留されている。2011年から2013年について係争中の税金および利息もまた税務当局に支払われているが、その額は4億5,600万ユーロに上る。2017年3月、下級財政裁判所がベネフィット・トラスト GmbH に有利な判決を下し、2017年9月に税務当局が当該判決に対し、これを不服として連邦財政裁判所 (Bundesfinanzhof) に上訴した。連邦財政裁判所の判断が出るまでには、相当の年数がかかることが予想される。裁判所により当行に不利な最終決定がなされた場合は、当行の包括利益および財政状態に重大な悪影響をもたらす可能性がある。

刑事上の手続きにおける当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、当行の事業の一部に悪影響を及ぼす結果をもたらす可能性がある。

当行および当行の関連会社は、これまで刑事上の手続きまたは調査の対象となることがあり、現在もその対象となっている。特に、銀行間取引金利に関する不正行為についてのDOJによる調査の合意解決の一環として、当行の子会社であるDBグループ・サービシズ (UK) リミテッドは、DOJと司法取引を行い、同社はこれに基づき電子通信詐欺の一つの訴因について有罪を認めた。また、KOSPI指数の急落問題に関連して、当行の子会社であるドイチュ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーは、その従業員による直物/先物に関連した市場操作に係る使用者としての刑事責任につき有罪判決を受けた。当行および当行の子会社はまた、その他の刑事上の手続きまたは調査の対象となっている。

当行または当行の関連会社の有罪答弁または有罪判決は、ERISAに基づく重要な取引上の適用除外を利用する当行の資格の喪失につながる可能性がある。特に、かかる有罪答弁または有罪判決は、一定の資産運用戦略に関連する年金制度に対して資産運用サービスを提供するために必要な適用除外である「適格専門資産運用業者」(QPAM) 禁止取引適用除外の規定に基づく、当行関連会社のQPAMとしての資格を喪失させる可能性がある。QPAMとしての資格の喪失は、当該資格に依拠する顧客(顧客との取引に当該資格が法律上必要とされることによるか、あるいは当行が当該資格の維持を顧客との間で契約上合意していることによるかを問わない。)に、当行との取引を中止させるかまたは差し控えさせる可能性があり、より一般的には当行のレピュテーションに悪影響を及ぼす可能性がある。また、かかる資格の喪失を、当行が何らかの理由でERISAの管轄当局である米国労働省(DOL)の承認を失った証であると誤解し、これを理由に当行との取引を中止するかまたは差し控える顧客が出てくる可能性もある。このことは、当行の業績、特に米国におけるアセット・マネジメント事業の業績に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。2017年12月9日、DOLは、DBグループ・サービシズ (UK) リミテッドの有罪答弁およびドイチュ・セキュリティーズ・コリア・カンパニーの有罪判決にかかわらず、当行の複数の関連会社がQPAMとしての資格を維持することを認める個別の適用除外を公表した。かかる適

用除外は2021年4月17日まで有効とされるが、当行または当行の関連会社が他の事案で有罪判決を受けた場合などには即時に終了する。有罪答弁および有罪判決により発生する資格喪失期間は2027年4月17日までであるため、当行は、QPAMの資格を喪失することにより上記のような悪影響を受ける可能性を回避するためには、2021年4月18日までに再度適用除外を受ける必要がある。

伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務に加え、当行は、非伝統的な与信業務にも従事しており、第三者の証券の保有や複雑なデリバティブ取引への従事といった取引にまで与信が拡大されている。これらの非伝統的な与信業務は、当行の信用リスクを著しく増大させる。

銀行および金融サービス提供会社として、当行は、金銭、証券その他の資産につき当行に対して義務を負う第三者がその義務を履行しない恐れがあるというリスクを負っている。伝統的な銀行業務である預金業務および貸付業務以外に当行が従事する業務の多くも、信用リスクに晒されている。

特に、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク部門を通じて当行が遂行する業務の大半は、多くの場合、他の取引に付随して与信取引を伴う。伝統的な銀行業務以外の業務により、例えば以下の各事由から信用リスクが発生する可能性がある。

- － 第三者の証券の保有
- － 相手方が当行に対して支払義務を負うスワップ契約またはその他のデリバティブ契約の締結
- － 実行された証券、先物、通貨または商品の取引が、相手方の未交付または決済代理人、取引所、決済機関またはその他の仲介金融機関のシステム障害により期限に決済できないこと
- － その他の取決めを通じた与信の拡大

トレーディングの相手方等これらの取引の当事者は、倒産、政治経済上の事由、流動性の欠如、事業の失敗その他の理由により、当行に対する義務の不履行に陥る可能性がある。

当行のデリバティブ取引の多くは、個別に交渉され、標準化されておらず、これによりポジションの撤退、譲渡または決済が困難になり得る。一定の信用デリバティブは、当行が支払いを受領するためには、相手方に対して裏付け証券、ローンまたはその他の債務を交付することが求められる。多くの場合、当行は、裏付け証券、ローンまたはその他の債務を保有しておらず、また今後もこれを取得することができない可能性がある。その結果、当行は、本来なら当行に支払われるべき支払いを受けられず、または決済が遅延し、これにより当行のレピュテーションや将来の業務の可能性が失われ、また当行に課せられる費用も増大する可能性がある。近時施行された欧州連合の法律（EMIR）および米国の法律（ドッド・フランク法）は、一定のOTCデリバティブについて標準化、マーギニング（証拠金の評価）、集中決済および取引報告の要件を導入した。かかる要件は、当該デリバティブにより相手方および金融システムが被るリスクを削減することを目的とするが、当行が従事する取引の取引高および収益性を減少させる可能性があり、また当行はかかる規定を遵守することにより多額の費用を負担する可能性がある。

世界規模の金融危機において直面した極めて厳しい市場環境は、レバレッジド・ファイナンス市場およびストラクチャード・クレジット市場を含め、当行が伝統的なタイプではない信用リスクを伴う業務を行っている一部の分野に著しい悪影響を及ぼしており、今後も同様の状況が発生する可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。かかる変動により、当行は過去にも損失を被っており、また今後もさらに被る可能性がある。

当行の貸借対照表に記載された資産および負債の多くの部分は、公正価格で計上された金融商品から構成されており、公正価格の変動は損益計算書において計上されている。公正価格とは、強制的売却もしくは清算時売却以外の場合で、取引を希望する知識を有する当事者間の独立当事者間取引において資産もしくは負債が交換されうる現在の価格をいう。公正価格で計上された資産の価格が低下した場合（または公正価格で計上された負債の価格が上昇した場合）、これに対応する公正価格の不利な変動が損益計算書に計上される。かかる変動は相当な金額にのぼり、また将来においても相当な金額となる可能性がある。また、最近では複数の資産において公正価格と帳簿価額の間に大きな差が出ている。

一定のクラスの金融商品について、価格や数値は実際には観測できない。かかる場合、公正価格は特定の商品につき適切であると当行が考える評価手法を用いて算定される。公正価格を算定する評価手法の適用には、推定や経営陣の判断が伴い、その程度は市場における商品の複雑性および流動性の度合いにより異なる。経営陣の判断は、適切なパラメーター、仮定条件およびモデル手法の選択および適用に必要となる。市場環境の悪化その他の原因により仮定条件のいずれかが変動した場合、当行が保有する金融商品の公正価格が著しく変動し、当行は損失を計上することを余儀なくされる可能性がある。

当行のエクスポージャーおよびこれに関連する公正価格の変動は、対象資産に関わるヘッジ取引により計上しうる公正価格の上昇を差し引いてネットで計上される。しかしながら、当行はかかる公正価格の上昇を今後実現することができない可能性があり、またヘッジ取引の公正価格は、例えばヘッジ取引の相手方の信用状態の低下などさまざまな理由により、今後変動する可能性がある。かかる取引価値の低下は、ヘッジ対象資産または負債の公正価格とは切り離されているとも言え、将来損失をもたらす可能性がある。

当行のリスク管理の方針、手続きおよび方法によっても、当行は認識していなかったまたは予想していなかったリスクを負い、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、リスク管理の方針、手続きおよび評価方法の策定に多大な資源を投入しており、今後も引き続き投入していく考えである。それにもかかわらず、リスク管理の手法および戦略は、あらゆる経済市場環境において、またはあらゆる種類のリスク（当行が認識または予想することができないリスクを含む。）について、当行のリスク・エクスポージャーの軽減にとって十分に有効とはなっておらず、また今後も十分に有効とはならない可能性がある。リスクを管理する当行の数量化手段および測定基準の一部は、当行が利用する過去における市場の動きについての観測に基づいている。当行は、当行のリスク・エクスポージャーを数量化するため、かかる観測に統計ツールおよびその他のツールを利用している。金融危機において、金融市場は前例のない水準のボラティリティ（価格動向の急激な変化）および従来観測された資産クラス間の相関関係（価格が連動する範囲）の破綻と流動性の著しい悪化に直面した。このボラティリティの高い市場環境において、当行のリスク管理ツールおよび測定基準は、特に2008年には当行が被ったいくつかの損失の予測に失敗しており、将来においても重大なリスク・エクスポージャーの予測に失敗する可能性がある。また、当行の数量モデルは、すべてのリスクを考慮するものではなく、環境全般に関して、場合によっては発生しないものも含め数多く

の前提を置いている。その結果、リスク・エクスポージャーは、当行が予想しなかったまたは当行の統計モデルにおいて正確に評価されなかった要因から発生し、また今後も発生する可能性がある。このことは、特にその結果生じる事態の多くを現在予測することができない地政学的な情勢の展開に鑑みて、リスクを管理する当行の能力の制約となっており、また今後も制約となる可能性がある。これにより、当行の損失は、過去の測定が示すものより著しく大きくなっており、また今後も大きくなる可能性がある。

さらに、定量的手法において勘案されないリスクを管理するためのより定性的な当行の手法も、十分なものとはいえない可能性があり、そのために当行が予想外の重大な損失を被る可能性がある。また、既存のまたは潜在的な顧客または取引相手方が当行のリスク管理が不十分であると考えた場合、当該顧客または取引相手方は、当行以外の者と取引を行うかまたは当行との取引を制限する可能性がある。このことにより、当行のレピュテーションならびに収益および利益が損なわれる可能性がある。

当行のプロセスの履行上の誤り、従業員の行為、ITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調もしくは停止または事業継続の喪失あるいは当行と取引を行う者に関する同様の問題から発生しうるオペレーショナル・リスクにより、当行の業務が妨げられ、重大な損失を被る可能性がある。

当行は、取引の実施、確認もしくは決済の誤り（意図的であるか否かを問わない。）から発生するオペレーショナル・リスク、または適切に記録、評価もしくは計上されなかった取引から発生するオペレーショナル・リスクを負っている。その一例として、相手方との取引の確認が常に適時に得られるわけではないデリバティブ契約に関するリスクが挙げられる。取引が確認されない限り、当行は、高度の信用リスクおよびオペレーショナル・リスクを負い、不履行が生じた場合は、契約の執行がより難しくなる可能性がある。相手方の不履行リスクが増加することとなった欧州債務危機および世界規模の金融危機により、かかるオペレーショナル・リスクが顕在化する可能性が高まっている。

また、当行の業務は、多数かつ多様な市場において各種の通貨で大量の取引を日々手動でまたは当行のシステムを通じて処理する当行の能力に大きく依拠している。一部の取引は一層複雑化している。さらに、経営陣は、一部手動処理を伴う、その金融データ、会計データおよびその他のデータの処理システムに大きく依存している。かかる処理またはシステムのいずれかが適切に稼動しなかった場合、故障した場合、あるいはそこに意図的なもしくは不注意による人為的な過誤や失敗が発生した場合、当行は、財務上の損失を被り、業務が中断され、顧客に対し責任を負い、規制当局の介入を受け、またはレピュテーションを損なう可能性がある。

当行はまた、当行の従業員が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準に従って当行の業務を遂行することに依拠している。従業員がかかる方法で当行の業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被る可能性がある。また、従業員の不正行為が詐欺的意図を反映するものである場合、当行はまた、レピュテーションの毀損に晒される可能性がある。当行は、これらのリスクを、不適切な実務（特定の顧客に適さない商品の販売、詐欺、不正トレーディングならびに適用ある規制、法律および内部指針の不遵守を含む。）により構成されるコンダクト・リスクに分類している。

当行は、特に、当行のITシステムおよびIT基盤の不安定性、不調または停止による損失リスクに晒されている。かかる損失は、例えば、システムの停止やシステムおよびITアプリケーションにおけるサービスの劣化などに起因する処理実行の過誤や遅延から生じる可能性があり、業務プロセスを遂行する当行の能力に重大な影響を及ぼすおそれがある。取引処理に遅延が生じている間に市場環境が悪

化したような場合には、営業関連損失を生じさせる可能性がある。IT関連の不備はまた、機密情報の取り扱いミス、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、システム修繕に係る追加費用、レピュテーションの毀損、顧客不満足または潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーを引き起こすおそれがある。

事業継続リスクは、通常の事業活動の中断により損失を被るリスクである。当行は、世界中の多くの地域で業務を行っており、しばしば当行のコントロールの及ばない事態の発生に直面している。当行は不測の事態に対応する計画を策定しているが、各地で業務を行う当行の能力は、例えば当行と取引を行う第三者や当行が業務を行う地域社会または公共インフラに影響を与える事由によるものである場合を含め、当行の業務を支えるインフラの混乱により悪影響を受ける可能性がある。生産妨害行為、テロ活動、爆弾による脅威、ストライキ、暴動および当行従業員への暴行などの意図的行為、ハリケーン、大雪、洪水、疾病の世界的流行および地震などの自然災害、または事故、火災、爆発、停電および政治的不安などその他の予測不能な出来事を含むいかなる事象も、かかる混乱の原因となり得る。このような混乱は、当行の事業および財務状態に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、当行の事業や業務を支えるために様々な者と取引を行っている。当行と取引を行う者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行が引き続き、当行と取引を行う者により提供されるサービスの責任を負うことになる。また、当行と取引を行う者が、適用ある基準や当行の期待に沿って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失や規制措置もしくは訴訟に晒され、または当行がその取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行は、当行の事業や業務を支えるために様々な者と取引を行っている。その目的は、当行がその中核的業務に焦点を置きつつ、当行の業務上の費用、効率性および効果の点での改善を追求することにあり、これには例えば当行のIT近代化の取り組みに関連するものなどが挙げられる。当行と取引を行う者により提供されるサービスには、当行自らがサービスを履行した場合に負うものと同様のリスクが伴い、最終的には当行が引き続き当該者により提供されるサービスの責任を負うことになる。当行は、当行と取引を行う者が、適用ある法律、規制および一般に認められている業務基準ならびに当該者が当行との間で合意した契約上の条件およびサービス水準に従ってサービスの提供を行うことに依拠している。当行と取引を行う者がこれらの基準に従って業務を遂行しない場合、当行は、重大な損失を被り、規制措置もしくは訴訟に服し、またレピュテーションの毀損に晒される可能性がある。より一般的には、当行と取引を行う者との関係が当行の期待を満たさない場合、当行は、財務リスク（別の者へのサービスの移行に関連する経費および費用など）や、かかる移行に関連するビジネス・リスクおよびオペレーショナル・リスクに晒される可能性があり、当行が取引関係に求めた利益を達成することができない可能性がある。

当行のオペレーショナル・システムは、増加するサイバー攻撃やその他のインターネット犯罪のリスクに晒されており、その結果、顧客または取引先情報に重大な損失が発生し、当行のレピュテーションが損なわれ、また規制当局による制裁および財務上の損失が生じる可能性がある。

当行が直面するオペレーショナル・リスクには、ネットワークや情報への不正アクセス、コンピュータ・ウイルスやマルウェアの導入、あるいはその他の形態のサイバー・セキュリティ攻撃または事故による、当行や当行と取引を行う者のコンピュータ・システムのセキュリティ侵害リスクがある。かかる侵害は、当行または当行の顧客データの機密性やシステムの信頼性を脅かす可能性がある。

当行は、かかる侵害から当行のコンピュータ・システムを保護し、また当行と取引を行う者が適切なサイバー・セキュリティ予防対策を講じることを確保するために多大な資源を投入している。また進化するサイバー攻撃のリスクに対処するため、当行は、保護対策の修正や強化および情報セキュリティの脆弱性の調査や是正に向けて、多大な資源を投入してきた。しかしながら、これらの措置が、当行が直面する多くのセキュリティ上の脅威に対して有効であるとは限らない。

近年のサイバー攻撃の頻度の増加や複雑化により、世界中の多くの組織に関するリスク・プロファイルが増大しており、当行の経営陣は、これらの攻撃に対する準備態勢の全体的なレベルに大きな注意を払っている。サイバー・セキュリティは、当行の業務がその技術環境に依拠しており、今後益々依拠していくといった要因により、その重要性が高まっている。当行およびその他の金融機関は、会社もしくは顧客の機密情報への不正アクセスの取得や会社データ、資源もしくは事業活動の損害もしくは妨害またはその他インフラの脆弱性の利用を目的とした攻撃を含む、コンピュータ・システムへの攻撃を経験している。当行は、今後も引き続きそのような攻撃の標的になることが予想される。当行は、現在のところ、このような攻撃による重大な事業上の影響を被ったことはないが、今後、より重大な攻撃の発生を有効に予測し防ぐことができない可能性もある。攻撃が成功した場合、顧客または自己情報の漏洩もしくは悪用、コンピュータ・システムの損害、財務上の損失、改善コスト（調査およびサービス再開に関する費用など）の負担、サイバー・セキュリティ費用（追加の人材、技術または当行と取引を行う第三者に関する費用など）の増額、レピュテーションの毀損、顧客不満足および潜在的な規制もしくは訴訟へのエクスポージャーなどの結果、当行に重大な悪影響が及ぶ可能性がある。

当行の決済業務の規模が大きいため、かかる業務が適切に行われなかった場合には、当行は重大な損失を被る高度のリスクを負っている。

当行は、大きな規模で決済業務を行っており、また保有する情報技術（IT）ランドスケープも一層複雑化しかつ相互に密接に連携している。そのため、当行のシステムが短期間でも適切に稼動しなかった場合、当行、当行の顧客またはその他の第三者が多大な損失を被るリスクが発生する。これは、かかる障害の理由が当行の外部に存在する場合にも起こりうるものである。この場合、金銭的な損害は大きくない場合であっても、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。これにより、顧客が当行以外の者と取引を行うようになり、当行の収益および利益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

当行が買収対象を見つけ出して買収を行うことは困難となる可能性があり、買収の実施および回避により、当行の業績および株価が著しく損なわれる可能性がある。

当行は、随時、事業結合を検討している。当行は、買収を計画する会社、事業、資産、負債または契約を調査するが、通常、かかる調査をあらゆる点で完全なものにすることは不可能である。このため、当行は、予想していなかった損失を被り、または買収が予期したとおりに機能しない可能性がある。重要な事業結合を発表しまたは完了した場合で、当該取引が高額すぎるまたは当行の競争力を増す可能性が低いと投資家が判断した場合、当行の株価は著しく下落する可能性がある。また、当行の事業との結合をはかった企業との統合に困難を生じる可能性がある。発表した事業結合を完了できなかった場合、または買収した事業の当行への統合に成功しなかった場合、当行の収益性は重大な悪影響を受ける可能性がある。このことは、当行の事業見通しおよび運営に対する投資家の見解に悪影響を及ぼす可能性もあり、その結果当行の株価が下落する可能性がある。またこれにより、重要な従業

員の退職を招く可能性もあり、また従業員の残留を促すために報奨金を支払う必要があると当行が判断した場合は費用の増大および収益性の減少を招く可能性もある。

当行がさらなる事業結合を行うことを回避し、または魅力的な買収対象会社を見つけることができない場合、市場参加者は、当行に対して否定的な認識を持つ可能性がある。当行はまた、特に新たな事業分野への事業の拡大について、これを自律的成長のみによって行う場合、競合他社と同様に迅速に、あるいは成功裡に実行することができないおそれもある。これらの認識や制約は、当行の事業に損失をもたらし、また当行のレピュテーションを毀損する可能性がある。

当行の本国ドイツの市場および国際市場における激しい競争は、当行の収益および収益性に著しい悪影響を及ぼす可能性がある。

ドイツおよびグローバルな市場における主な事業分野のすべてにおいて、競争が激しくなっている。当行が、当行に収益をもたらす魅力的な商品およびサービスの提供をもってかかる市場における競争環境に対処できなかった場合、当行は、その事業の重要な分野における市場シェアを失い、または業務の一部もしくは全部において損失を被る可能性がある。また、かかる市場における景気の低迷は、当行における価格圧力の増大や取引量の減少等を通じて、競争を激化させる可能性がある。

近年、金融機関では、大規模な合併および集中が行われ、世界規模の金融危機時には前例のない規模の統合が行われた。かかる傾向は、当行の競合他社の一部の資本基盤および業務地域を著しく増大させ、証券およびその他の金融市場のグローバル化を加速した。その結果、当行は、より大規模で資金力があり、現地の市場においてより強固な地位を占める可能性のある金融機関と競争しなくてはならなくなった。また、世界規模の金融危機に対する政府の措置により、当行が競争上不利な立場におかれる場合もある。

他のユニバーサル・バンクや金融サービス会社といった従来の競合他社に加えて、新興企業やテクノロジー企業といった新たなグループが、将来の競合勢力としてバンキング・サービスおよび商品への興味を強めている。これらの新たな競合他社は、中核的な商品（支払い、基本貯蓄口座ならびに融資および投資アドバイザリー等）および新商品（ピアツーピア・レンディングや株式型クラウドファンディング等）の双方における競争を激化させる可能性がある。

米国国務省によりテロ支援国家として指定された諸国内の取引相手方または米国経済制裁の対象者と取引を行った結果、潜在的顧客および投資者が、当行との取引または当行の証券への投資を回避し、当行のレピュテーションが損なわれ、当行の事業に重大な悪影響を与えうる規制または執行措置が講じられることとなる可能性がある。

当行は、イランおよびキューバを含め、米国の包括的制裁の対象となっている一部の諸国または地域（以下「制裁対象国」という。）内の取引相手方（政府により所有され、もしくは支配されている取引相手方を含む。）または米国経済制裁の対象者（以下「制裁対象者」という。）との間で、限定的ではあるが一定量の取引を過去に行っており、現在も行っている。米国の法律は、米国人または米国法域内で行為するその他の者が制裁対象国または制裁対象者と取引を行うことを一般的に禁止している。また、米国の間接的または「二次的」制裁は、完全な米国法域外における非米国人による特定の活動（特定の事業体や国々との一定の取引を含む。）に対する報復の脅威となっている。このように、米国の規制は、状況によっては、米国外の地域における活動や非米国人による活動にも広く

及ぶ可能性がある。当行の米国における子会社、支店および従業員は、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けており、また当行の米国外における子会社、支店および従業員も、かかる禁止規定やその他の規制の適用を受けることになる可能性がある。

当行はドイツ籍の銀行であり、制裁対象国および制裁対象者に関わる当行の業務は、米国法域内で活動する者がその管理もしくは実務に関与することを回避し、また国際連合、欧州連合およびドイツによる制裁や通商禁止措置の遵守を確実にするべく策定された方針および手続きに服している。近年の法的規制の展開を受けて、当行は、法域に関わりなく他の地域にも適用範囲を拡大している規制上の要件の遵守を確保するために、上記の方針および手続きを拡充した。しかしながら、もし当行の方針には効果がないと証明された場合には、当行は、当行のレピュテーション、財務状態または事業に重大な悪影響を与える規制または執行措置を課せられる可能性がある。当行は、遵守違反のリスクを軽減する措置を講じている。2007年に、当行取締役会は、イラン、シリア、スーダンおよび北朝鮮等の諸国内の取引相手方と当行が新規取引を行わないこと、ならびに法的に可能な限りにおいて、当行がかかる取引相手方との間で既に行っている取引を終了することを決定した。当行取締役会はまた、キューバの取引相手方との取引を制限することを決定した。イラン、北朝鮮、スーダンおよびシリアは現在、米国国務省によりテロ支援国家に指定されている。

当行は、2007年12月31日に閉鎖するまで、イランのテヘランに駐在員事務所を有していた。イランの取引相手方との間で当行が行っている残りの取引の大部分は、欧州およびアジアの輸出業者の輸出契約に対して資金を提供するために2007年より前に設定された数件の大規模な貿易金融ファシリティーへの貸し手および／またはエージェントとしての参加である。大部分の上記ファシリティーの期間は10年以上であり、当行は契約上の義務を履行する責務を法的に負っている。イランの借り手に対する融資残高は2017年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回り、またイランの取引相手方との全取引業務による収益は2017年12月31日に終了した年度の当行の総収益の0.01%を下回り、当行は、イランの取引相手方との取引業務が当行の事業全体に対して重要な部分を占めるものではないと考えている。

近年、米国は、イランで制裁対象の活動に従事する企業に対する様々な二次的制裁を規定する方法により、外国企業がイランと取引することを阻止するための措置を講じている。「P5+1」諸国とイランの間の包括的共同行動計画（「JCPOA」）（これに基づきイランはその核開発プログラムを制限することに同意し、P5+1諸国は一定の制裁措置を軽減することに同意した。）の「実施日」が2016年1月16日に到来したことを受けて、これらの二次的制裁の大半は停止された。しかしながら、非米国人は、イラン国内の制裁対象リスト掲載者（「SDN」）またはイランの大量破壊兵器、テロもしくはイラン革命防衛隊に関連して指定されるイラン国外のSDNとの重要な取引にSDNと知りつつ従事することにつき、引き続き二次的制裁に服することになる。実施日以降、当行は、イランに関する新たな活動に従事してはいるが、その範囲は限定的である。当行は、デュー・ディリジェンスを強化しつつ、イランの外に所在する当行顧客を代理してイランからのまたはイランへのユーロ建ての現金払い込みを実行している。当行は、原則としてイランの取引相手方との新たな貿易金融取引を引き続き制限し、貸付契約の締結は行わない予定である。当行は、イラン関連の二次的制裁の対象となる活動には従事していないものと確信しているが、米国当局はかかる法律の適用について相当な裁量を有しており、当行に対して制裁が課されたような場合には重大なものとなる可能性がある。また米国およびその他の法域によりイランに対して賦課される直接および二次的制裁は、特にイランとの間のJCPOAが放棄された場合には、今後拡大される可能性もある。JCPOAおよびイランに対する米国の制裁は、引き続き米国における議論的であり、制裁の拡大に関する提案は、米政権や米国議会等で継続的に議論

されている。2017年10月13日、トランプ大統領は、イランによるJCPOAの条件の遵守を認めることを拒否したが、停止されたイランに対する米国の制裁を再び課す措置は講じなかった。2018年1月、トランプ大統領は、JCPOAに基づく米国の制裁措置の軽減を延長したが、2018年5月の延長期間終了時点で合意内容の見直しが行われなければ、合意から離脱すると警告した。JCPOAを取り巻く大きな不透明感を考慮すると、米国がイランのJCPOA違反を宣言しまたはその他合意を放棄した場合、JCPOAに基づき停止された米国の二次的制裁が再び課せられるリスクがある。停止されたイランへの制裁が再び課せられた場合、当行が現在行っているイラン関連の活動は、短い通知期間で終了しなければならない可能性がある。但し、当行はかかる活動は当行の事業にとって重要性を持つものではないと考えている。

2012年イラン脅威削減およびシリア人権法第219条（1934年証券取引法（改正済）第13条(r)）の要請に基づき、当行は、イランおよび当該規定に服するその他の米国による制裁の対象者との取引等に関する一定の情報を開示した。

当行はまた、限定的ではあるが、国際連合、欧州連合またはドイツのいずれの通商禁止措置も適用されないキューバに所在する相手方との取引を行っている。かかる取引は、ごく少数の信用状および信用状により発生する請求で構成されており、その残高は2017年12月31日現在の当行の総資産の0.01%を大幅に下回っている。かかる取引では、機械などの商品や医療用品の取引に資金を融通している。

当行は、2017年に発生した米国の経済的制裁におけるその他の重大な変化も認識しており、これらに迅速に適応している。2017年8月2日、米国は「敵対者に対する制裁措置法」（「CAATSA」）に署名したが、そこではロシアに対する既存の米国の制裁措置（米国の制裁対象となるロシアの事業体の指定を含む。）を法制化し、ロシアに対する米国の二次的制裁を拡大し、（ロシア経済の特定の部門を対象とする）既存の部門別制裁を強化し、また部門別制裁を賦課するロシア経済の部門の追加を許可している。特に、CAATSAに基づく米国の二次的制裁の拡大により、ロシアのSDNまたはロシアの防衛および諜報部門における特定の事業体との「重要な」取引に従事する非米国企業に対する米国の制裁の賦課が認められるようになった。当行は、CAATSAに基づき拡大された米国の制裁措置について、当該制裁が当行の活動に適用される範囲でこれを遵守するために、適切なプロセスおよび手続きを設定している。当行は、米国の制裁措置に違反するまたは制裁対象となるようなロシアの事業体との取引にこれまで従事したことはなく、現在も従事していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動に関して、米国当局が当行に対して執行措置を講じない、あるいは二次的制裁を課さないとの保証はない。かかる措置は、当行の事業に重大な影響を及ぼし、また当行のレピュテーションを損なう可能性がある。また、米国は今後ロシアまたはロシアの事業体に対してより広範囲の制裁を課し、かかる措置が当行の事業活動に重大な影響を及ぼす可能性がある。

また、2017年8月24日、米政権は、ベネズエラ政府に対して制裁を課した。これらの制裁は、米国人によるまたは米国内における、ベネズエラ政府が発行する新たな国債および特定の債券の取引およびその他のディーリングや、ベネズエラ政府からの直接または間接の証券の購入を禁止するものである。米政権は、これらの制裁の影響を軽減するためにいくつかの一般的なライセンスを提供してきたが、ベネズエラ政府が関与する米国法域内の経済活動の大部分は、現在、米国の制裁措置により禁じられている。当行は、ベネズエラ政府に対する米国の新たな制裁措置を遵守するために、適切な手段を講じ、また適切なプロセスおよび手続きを設定している。これらの米国の新たな制裁措置に対し

て、当行は複数の顧客関係を段階的に縮小している。ベネズエラ政府機関については、当行は現在、レガシー取引のみ行っている。当行は、ベネズエラ政府に関連して残存する活動のいずれも、米国の制裁措置に違反していないものと確信している。しかしながら、米国の制裁措置の解釈および執行において米国当局が持つ広範な裁量権限を考慮すると、当行が現在行っている活動が米国の制裁措置に違反していると米国当局が主張しないとの保証はない。

米国およびその他の地域の政府機関および非政府組織が、制裁対象国、特にイランと取引を行っている主体との取引もしくはかかる主体への投資を禁止し、またはかかる主体への出資の撤退を求める法律、規制もしくは方針の採用に向けた施策を主導していることを、当行は報道等を通じて認識している。かかる施策により、取引禁止の対象とされる主体を、顧客としてもしくは当行の証券への投資者として獲得、維持することが当行にとって不可能となるおそれがある。さらに、かかる対象国との関係により、当行のレピュテーションが損なわれる可能性がある。その結果、当行の事業もしくは当行の株価に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。また、地政学的な情勢の展開の結果、米国またはその他の法域により、事前の警告なしに新たな直接的または間接的な二次的制裁が賦課される可能性がある。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

(1) 当該会社の名称および住所

野村アセットマネジメント株式会社

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

(2) 理由

野村アセットマネジメント株式会社は、償還対象受益証券の発行会社であり、本社債は、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」記載の条件に従い、計算代理人が算定するところにより、ノックアウト事由が発生した場合、額面金額で早期償還され、また、前記「第一部 証券情報、第2 売出要項、2 売出しの条件、＜売出社債に関するその他の条件等＞、社債の要項の概要、(2) 償還および買入れ」記載の条件に従い、計算代理人が算定するところにより、観察期間中のいずれかの取引所営業日において、償還対象受益証券水準がノックイン水準以下となった場合で参照水準が転換水準未満の場合には、償還対象受益証券口数の交付および現金調整額の支払により満期償還される。したがって、NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、本社債の発行会社、売出人その他の本社債の発行に係る関係者は、独自

に当該投資信託の情報に関していかなる調査も行っておらず、その正確性および完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 償還対象受益証券についての詳細

種 類：証券投資信託の受益権
受益権残存口数：10,740,000口（平成29年11月20日現在）
上場金融商品取引所：株式会社東京証券取引所

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

(1) 償還対象受益証券に関して当該会社が提出した書類

- ① 有価証券報告書およびその添付書類
第5期
（自 平成28年5月21日 平成29年8月16日 関東財務局長に提出
至 平成29年5月20日）
- ② 四半期報告書または半期報告書
半期報告書
第6期中
（自 平成29年5月21日 平成30年2月15日 関東財務局長に提出
至 平成29年11月20日）
- ③ 臨時報告書
該当事項なし。
- ④ 訂正報告書
該当事項なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第3 【指数等の情報】

該当事項なし。

[別紙]

償還対象受益証券の終値の過去の推移

下記の表は、2015年から2017年までの各年及び2017年7月から2018年6月までの各月の償還対象受益証券の東京証券取引所市場第一部における終値の最高値と最安値を表したものである。これは、投資者に対する参考のために償還対象受益証券についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この償還対象受益証券の終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、下記に記載した過去の期間において償還対象受益証券の終値が下記のように変動したことによって、償還対象受益証券の終値が本社債の存続期間中に同様に推移することを示唆するものではない。

＜NEXT FUNDS 日経平均レバレッジ・インデックス連動型上場投信の終値の過去の推移＞

終値（単位：円、2015年から2017年の年次毎）

年	最高値（円）	最安値（円）
2015年	18,680.0	12,110.0
2016年	15,080.0	8,860.0
2017年	21,190.0	13,410.0

終値（単位：円、2017年7月から2018年6月の月次毎）

年月	最高値（円）	最安値（円）
2017年7月	16,240.0	15,820.0
2017年8月	16,050.0	14,880.0
2017年9月	16,710.0	14,770.0
2017年10月	19,510.0	16,760.0
2017年11月	21,190.0	19,510.0
2017年12月	21,080.0	19,710.0
2018年1月	23,300.0	21,360.0
2018年2月	22,060.0	17,770.0
2018年3月	19,110.0	16,750.0
2018年4月	20,230.0	18,150.0
2018年5月	21,160.0	19,370.0
2018年6月	21,060.0	19,620.0

（注）ただし、2018年6月は2018年6月18日まで。2018年6月18日の償還対象受益証券の東京証券取引所市場第一部における終値は20,530.0円であった。

出典：ブルームバーグ・エルピー

下記のグラフは、償還対象受益証券の2017年7月1日から2018年6月18日までの東京証券取引所市場第一部における日々の終値の推移を示したものである。これは、投資者に対する参考のために償還対象受益証券についての公に入手可能な情報を提供するという目的のために記載するものであり、この償還対象受益証券の終値の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、本社債の時価を示すものでもない。また、過去の当該期間において、償還対象受益証券の終値がグラフのように変動したことによって、償還対象受益証券の終値が本社債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。



「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名 ドイツ銀行

代表者の役職氏名

マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長

ジョナサン・ブレイク

ディレクター 発行市場部長

マルコ・ツイーマン

1. 当社は、1年間継続して有価証券報告書を提出している。
2. 当社は、本邦において発行登録書の提出日(平成29年12月22日)以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成27年11月19日(発行日)の募集)

ドイツ銀行第10回円貨社債(2015)

券面総額又は振替社債の総額 400億円

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

2017年7月27日

取締役会メンバー、未払の賞与3,840万ユーロを自主的に放棄

監査役会は当行との連帯を示す行為を歓迎

ドイツ銀行AG（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）において、金融危機時およびそれ以降に職務を行った11名の取締役会メンバー（以下「取締役会メンバー」と言います）は、未払報酬の多くの部分を自主的に放棄しました。当行の監査役会との合意形成の過程において、取締役会メンバーは、未払金額6,980万ユーロのうち、3,140万ユーロの支払いのみを受け取ることに合意しました。

過去数年間、監査役会は、取締役会メンバーに対する変動報酬の多くの部分の支払いを停止していました。これは当行が、2007年の金融危機前に起因するものも含め、監督当局による調査や規制当局による制裁を複数回にわたり受けていたことによります。ドイツ会社法の規定に基づき、監査役会は、当行がこの期間に就任していた取締役会メンバー個人に対しても、責任を負わせることが可能であるか審査する責務を負っています。

監査役会は、複数の大手法律事務所および法廷アドバイザーによる広範な調査に基づき、かつ、取締役会メンバーの事項に関する規制当局および監督当局による調査結果を考慮して、取締役会メンバー個人に対しては責任を負わせない旨を決定しました。かかる調査結果によれば、当時職務を行っていた取締役会メンバーに対して損害賠償請求を行うに足る事実的根拠も法的根拠も不十分です。

取締役会メンバーは、常に相当な注意をもって職務を遂行してきたものであり、義務の不履行を問われるようなことは一切行っていないと考えていますが、それでもなお、当行との連帯を示す行為として、総額3,840万ユーロに対する権利を自主的に放棄しました。

当行は、取締役会メンバーが、過去の賞与の放棄に加えて、今回の自主的な放棄を行ったことは、過去に生じた問題の克服へ向けたさらなる貢献となるものと認識しています。

監査役会会長のパウル・アッハライトナーは、「今回のさらなる賞与の放棄により、当時の取締役会メンバーが一連の出来事の収束へ向けたさらなる個人的貢献を行ったことを、監査役会は高く評価します。このことは、当行が再び将来に向けて前進することを可能にするでしょう」と述べています。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2017年10月26日

ドイツ銀行、2017年第3四半期に6億4,900万ユーロの純利益を計上

ドイツ銀行CEOのジョン・クライアンは次のように述べています。「厳しい収益環境が続く中、ドイツ国内における当行とポストバンクの統合計画や、アセット・マネジメント事業の新規株式公開（IPO）など、当行は主要なイニシャティブにおいて大きく前進しました。当行の取り組みの成果は、今後の四半期そして年度において着実に現れてくるものと確信しています。」

2017年第3四半期および年初からの9カ月間の両期間において、**当行の利益は大幅に増加しました。**第3四半期においては、税引前利益が前年同四半期から51%増加し、9億3,300万ユーロとなり、同時に純利益は2倍以上増加して、6億4,900万ユーロとなりました。2017年年初からの9カ月間においては、税引前利益が64%増加して26億ユーロとなり、純利益は3倍以上増加し、17億ユーロとなりました。

厳しい市場環境および金利環境が続き、収益にマイナスの影響を与えました。2017年第3四半期の純収益は、前年同四半期から10%（為替レートの変動を調整したベースでは7%）減少し、68億ユーロとなりました。低いボラティリティおよび低金利が続く中、前年同四半期において活発であった顧客取引は低迷しました。

コスト削減が利益の増加を後押ししました。2017年第3四半期の利息以外の費用は、前年同四半期から14%（為替レートの変動を調整したベースでは11%）減少し、57億ユーロとなりました。再編および退職費用は大幅に減少し、訴訟費用も多く訴訟事案を終結させたにもかかわらず大幅に減少、引当金の範囲内に抑えました。調整済コストは、主に2016年に廃止された非中核事業部門における計上がないことや専門家サービス報酬の減少を受けて、前年同四半期から6%（為替レートの変動を調整したベースでは3%）減少しました。本第3四半期までの本年度における変動報酬の計上額は、前年同期を上回りました。総従業員数は、2016年第3四半期末から約4,000人*削減されました。

高い信用の質を維持しました。2017年第3四半期の信用リスク引当金繰入額は、前年同四半期から44%減少し、1億8,400万ユーロでした。これはコーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおける広範な改善と、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクが高い信用の質を維持していることによるものです。

当行の資本比率は引き続き高水準を維持しています。2017年第3四半期末現在の普通株式等 Tier 1 (CET 1) 資本比率**（完全適用ベース）は、2017年第2四半期末時点の14.1%に対し、13.8%でした。CET 1 資本に対する純利益によるプラスの影響は、配当金支払いの要請や為替レートの変動その他の影響により相殺されました。レバレッジ比率**は、2017年第2四半期末と同水準の3.8%でした。

2017年年初からの9カ月

2017年年初からの9カ月の収益は、前年同期から10%（債務評価調整および当行債務に関するスプレッドを調整したベースでは5.5%）減少し、207億ユーロでした。利息以外の費用は、前年同期から27億ユーロ、率にして13%（為替レートの変動を調整したベースでは12%）減少し、177億ユ

一ロでした。調整済コストは、前年同期から6%（為替レート変動を調整したベースでは4%）減少し、175億ユーロでした。信用リスク引当金繰入額は、前年同期から4億9,500万ユーロ、率にして56%減少し、3億9,600万ユーロでした。CET 1比率**は、2016年第3四半期末の11.1%に対して13.8%となり、レバレッジ比率**は、2016年第3四半期末の3.5%から3.8%に改善されました。

2017年第3四半期の部門別の業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)：2017年第3四半期の収益は、前年同四半期から23%（為替レートの変動を調整したベースでは21%）減少し、35億ユーロとなりました。この減収は、前年同四半期にはブレグジットに係る国民投票後に高水準の顧客取引がみられたのに対し、顧客取引が低迷しボラティリティが低下したことによるものです。債券および為替（FIC）は、36%の減収となりました。現在はファイナンスに計上されている関連収益を含めた従前の部門別報告ベースでは、FICの収益は前年同四半期から24%減少したことになります。株式セールス／トレーディングおよびオリジネーションとアドバイザーの収益も前年同四半期から減少しました。一方、グローバル・トランザクション・バンキング（GTB）の収益は、前年同四半期からは減少したものの、2017年第2四半期と比べるとほぼ同水準でした。GTBにおける前年同四半期からの減収は、事業基盤の戦略的な縮小などを反映したものです。CIBは、2017年前半に発表した再編において大きな前進を遂げました。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)：2017年第3四半期の収益は、コンカルデイス GmbH の持分売却による一時的な利益が発生したことなどにより、前年同四半期から3%増加し、26億ユーロとなりましたが、2016年に売却された個人顧客サービスユニットからの収益がなくなったことにより一部相殺されました。これらの項目を調整したベースでは、PCBの収益は、手数料収入の増加により低金利の影響が軽減されたため、前年同四半期とほぼ同水準を維持しました。ホームマーケットであるドイツにおけるドイツ・ポストバンク AG とドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン AG の合併は、予定通りに進んでおり、この合併により約2,000万の顧客と2つの有力ブランドを有する市場リーダーが誕生することになります。3月に発表した通り、当行は2022年以降、約9億ユーロの年間のシナジー効果を見込んでいます。サル・オープンハイムの事業は、当行に完全に統合される予定です。（ドイツ・ポストバンク AG とドイチェ・バンク・プライベート・ウント・ゲシェフツクンデン AG の合併に関する詳細は、別に公表するリリースをご参照ください。）

ドイチェ・アセット・マネジメント：2017年第3四半期の収益は、不動産ファンドに関連した一時的な計上項目などが、アビー・ライフの収益がなくなったことや、運用報酬および取引手数料が減少したことにより相殺され、前年同四半期と同水準の6億2,800万ユーロ***となりました。2017年第3四半期における新規純資金の流入は40億ユーロを計上し、2017年年初からの9ヶ月間の合計は140億ユーロに上りました。運用資産は、為替レートの変動が市場の有利な動向や純資金流入によるプラスの影響の多くの部分を相殺し、2016年末から50億ユーロ増加の7,110億ユーロとなりました。ドイチェ・アセット・マネジメントの一部株式の新規公開（IPO）に向けた準備は順調に進んでおり、公表している24カ月の期間内に実施されることが見込まれています。IPOに先立つ調整措置も滞りなく進んでいます。

* 常勤相当

** CRR/CRD 4 完全適用ベース

*** アビー・ライフについて調整したベース

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	6,776	7,493	(717)	161
信用リスク引当金繰入額	(184)	(327)	143	(105)
利息以外の費用	(5,660)	(6,547)	888	55
税引前利益	933	619	314	110
純利益	649	278	371	183
RWA(単位:十億ユーロ)	355	385	(30)	0
1株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	27.18	33.50	(6.32)	(0.06)

利息以外の費用

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
利息以外の費用	(5,660)	(6,547)	888	55
内:				
のれん/無形資産の減損	0	49	(49)	6
訴訟費用	(140)	(501)	362	(166)
保険業務に係る費用	(0)	(167)	167	(0)
再編および退職費用	(7)	(76)	69	88
調整済コスト	(5,513)	(5,852)	339	127
費用/収益比率	84%	87%	(4)ppt	(3)ppt
報酬比率	41%	39%	3ppt	(3)ppt

自己資本およびレバレッジに関する事項

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2017年9月30日	2017年6月30日 ¹	2016年9月30日
普通株式等 Tier 1 資本比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	13.8%	14.1%	11.1%
リスク・ウェイトド・アセット(CRR/CRD4 完全適用ベース)	355	355	385
資産合計(IFRS)	1,521	1,569	1,689
CRD4 レバレッジ・エクスポージャー(CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,420	1,443	1,354
Tier 1 資本	53.7	54.7	47.4
レバレッジ比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	3.8%	3.8%	3.5%

注 2017年第3四半期のCRR/CRD4段階的導入ベースによる普通株式等Tier 1資本比率は14.6%でした。

1 2017年第2四半期の数値は試算値:4月上旬に完了した資本増強の手取金額を含む。

部門別業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	3,468	4,532	(1,064)	(150)
信用リスク引当金繰入額	(94)	(208)	114	(38)
利息以外の費用	(3,011)	(3,333)	322	(10)
非支配持分	(2)	(22)	20	17
税引前利益	361	969	(608)	(182)
RWA(単位:十億ユーロ)	242	246	(4)	(0)

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	2,602	2,520	82	43
信用リスク引当金繰入額	(90)	(102)	12	(67)
利息以外の費用	(2,179)	(2,231)	52	49
非支配持分	(1)	(0)	(1)	(2)
税引前利益	332	187	145	22
RWA(単位:十億ユーロ)	89	93	(5)	0

ドイツェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第3四半期	2016年 第3四半期	増減 (2016年第3四半期比)	増減 (2017年第2四半期比)
純収益	628	821	(193)	(48)
アビエー・ライフを除いた純収益 ¹	628	627	1	(48)
信用リスク引当金繰入額	0	(0)	0	(0)
利息以外の費用	(433)	(606)	173	8
アビエー・ライフを除いた利息以外の費用 ¹	(433)	(439)	6	8
非支配持分	(0)	(0)	(0)	1
税引前利益	195	215	(20)	(39)
RWA(単位:十億ユーロ)	10	13	(4)	1

1 保険契約のポジションに係る時価の変動を除いた純収益。保険業務に係る費用を除いた利息以外の費用。

2017年第3四半期の補足財務データ(英文)は<https://www.db.com/ir/en/quarterly-results.htm>より入手可能です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・廃兵用地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。本リリースに記載のないIFRSに基づく数字との比較には、補足財務データをご参照ください。

2017年10月26日

一つの銀行、二つのブランド：ドイツ銀行とポストバンクが新たな個人向け商業銀行を設立

- ・ ドイツ・ポストバンクAGとドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGが業務を統合し、ホームマーケットで2,000万を超す顧客を擁する市場リーダーに
- ・ 統合により一つの法人となるが、二つの有力ブランドはそれぞれ維持
- ・ 2022年以降の年間シナジー効果は約9億ユーロ、投資総額は19億ユーロ
- ・ 主に若年層顧客を対象にした新たなデジタルバンクを2018年末に立ち上げ
- ・ サル・オッペンハイムをドイツ銀行に統合

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE / NYSE: DB）とポストバンクは、それぞれの個人および商業顧客事業を再編し、2,000万を超す顧客を擁し、顧客取引高が325億ユーロとなる、市場リーダーを創設します。

そのため、ドイツ・ポストバンクAGとドイチェ・バンク・プリヴァート・ウント・ゲシェフツクンデンAGは、2018年第2四半期末までに一つの法人に統合されます。統合された法人—ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンク—は、合同本社を設置して2つのブランドによる事業運営を継続し、新たにデジタルバンクも立ち上げます。また、サル・オッペンハイムは、当行に統合されます。

この再編は大きなシナジー効果をもたらし、その金額は段階的に増加して2022年には年間約9億ユーロになると見込まれます。再編費用およびその他の投資費用（主に情報技術（IT）関連）として、19億ユーロが計上されます。また、この事業の費用／収益比率は、2022年までには65%未満に低減される予定です。

ドイツ銀行とポストバンクは個人顧客及び商業顧客に向け、ブランド力の一層の強化を図っていきます。当行は、顧客のパートナーおよびリスク管理者としての役割に注力し、高度なアドバイザー・サービスを提供していきます。一方ポストバンクは、日常的な銀行サービスを提供します。

当行のプレジデント兼プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの共同責任者であるクリスティアン・ゼーヴィングは次のように述べています。「当行は、確立された二つのブランドを擁する一つの銀行を設立し、引き続き顧客の多様なニーズに応じていきます。革新、投資およびサービスの点で、ポストバンクとドイツ銀行の事業統合は、収益性の高い持続的成長を達成するための最大の強みとなるでしょう。」

さらにドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクは、デジタルに強い若年層顧客を主な対象とした新たなデジタルバンクを、2018年末に立ち上げます。この新たなデジタルバンクは、ノリスバンク（norisbank）のプラットフォームも併せて利用することにより、ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクの強みを最大限に発揮していきます。その商品群の中でも、デジタル・マーケットプレイスへの迅速かつ容易なアクセスが可能な無料の口座提供が中心となります。

ドイツ・ポストバンクCEO兼当行プライベート・アンド・コマーシャル・バンク共同責任者であるフランク・シュトラウスは次のように述べています。「我々は、所得や年齢にかかわらずあらゆる顧客層にサービスを提供したいと考え、ドイツ銀行とポストバンクの強みを統合していきます。現在のド

イツには、ドイツ銀行とポストバンク双方のオンライン顧客の総数を超える数の顧客を持つ個人顧客向け銀行グループは存在しません。統合により、デジタル化におけるリードをより迅速に広げることが可能となります。」

ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクの2,000万を超える個人顧客のうち、1,000万人がすでに両行いずれかのオンラインやモバイルチャネルを利用しています。新たに発足する銀行は、引き続きドイツ全域に約10,000か所のATM（現金自動支払機）を維持します。30,000人の従業員および1,500店を超える支店と共に、新銀行は業務を開始します。

2022年末から当行が享受する年間のシナジー効果は、約9億ユーロとなります。その最大部分を占めるのがコスト上のシナジー効果で、これは二つの銀行が統合されて一法人となり、両行の支店ネットワークや商品が整理統合され、情報技術およびプロセスが一元化および標準化されることによりもたらされる効果です。

また、当行は、グループ全体の資金調達コストの低下という恩恵も享受することになります。さらに、統合により、例えば投資アドバイザリーや貸出業務など、個人向け商業銀行事業の一定分野の成長が期待されます。

円滑な戦略実施を確保するため、経営陣は事前に、労働組合の代表者と大筋で合意に達しています。その中核となるのは、社会的責任を果たす形での雇用削減を行う旨の公約と、統合手続きへの建設的な参加の約束です。シュトラウスは次のように述べています。「社会的パートナーである労働組合と合意に達したことより、当行従業員が今後の見通しを立てられる環境が整います。また、この合意によって、統合を迅速に開始し、必要な調整を行い、結果として何か新しいものを生み出すための柔軟な対応が可能になりました。」クリスティアン・ゼーヴィングは次のように付け加えています。「当行は過去において、相互の合意があれば大きな変化が可能であることを既に実証しています。」

この戦略の重要な要素は、改定合意により期間が5年間延長されている、ドイツポストとの長期にわたるパートナーシップです。シュトラウスは、「当行が顧客のニーズに応じて、また当行事業にとって妥当な形で、従来どおり支店ネットワークを展開し続けることができるは、このパートナーシップのおかげです。」と述べています。

本社を一つに統合することにより、今後、効率性の向上も見込まれます。ボンとフランクフルト双方に置かれる「専門センター（Centres of Expertise）」において、統合した経営体制の下の合同チームが両ブランドの事業の舵を取ります。例えば、従業員の再配置や再雇用により生じ得る重複やコストは回避されます。ドイチェ・プリヴァート・ウント・フィルメンクンデンバンクの商品開発およびサービス機能（情報技術(IT)を含む）も、同様に共有されます。さらに、ポストバンクとドイツ銀行の住宅金融ユニットであるBHWバウスパーカッセ（BHW Bausparkasse）およびDBバウスパー（DB Bauspar）も統合されます。

当行のドイツ国内のウェルス・マネジメント・ユニットも再編されます。その結果として、サル・オープンハイムのウェルス・マネジメント事業が2018年中にドイツ銀行のウェルス・マネジメントに吸収されます。この再編により、顧客はグローバルなユニバーサルバンクが有する国際投資と資本市場に関する専門性に裏打ちされたアドバイザリー・サービスを、各地域において受けやすくなります。サル・オープンハイムのアセット・マネジメント業務は、クオンツ投資に関する広範な専門知識とともに、2018年第1四半期に当行のドイチェ・アセット・マネジメント部門に移管されます。サル・オープンハイムのブランドは維持されません。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

ポストバンクについて

バランスシート総額 1,440 億ユーロ、従業員 18,000 人を有するポストバンク・グループは、ドイツにおける最大規模の金融サービス・プロバイダーの一つです。ポストバンクは、個人顧客および中小企業との取引を中心に行っています。

ポストバンクは、顧客の日常のニーズに合わせたシンプルかつ低コストの商品を個人顧客に提供しています。提供商品は、支払業務、預金・貸付業務から債券、投資信託、保険証書および住宅貯蓄契約まで広範にわたります。ポストバンクは、オンラインやテレホン・バンキングにおいてドイツで主導的地位を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在ののものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018年1月4日

ドイツ銀行、SREPに基づく2018年の資本要件を公表

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA:DBKGn.DE / NYSE:DB）は、2017年の監督上の検証・評価プロセス（Supervisory Review and Evaluation Process（SREP））の結果を受け、2018年1月以降、維持すべき健全な資本要件に関する欧州中央銀行（ECB）の決定について通知を受けました。この決定により、当行は2018年において、10.65%以上の普通株式等Tier 1（CET1）資本比率（段階的導入ベース）を連結ベースで維持する必要があります。このCET1資本要件には、第一の柱の最低要件（4.50%）、第二の柱の要件（2.75%）、資本保全バッファ（1.875%）、カウンターシクリカル・バッファ（現在0.02%）およびグローバルなシステム上重要な金融機関（Global Systemically Important Bank（G-SIB））に指定されたため当行に課される要件（1.50%）が含まれています。

2018年の新たなCET1資本比率要件10.65%は、資本保全バッファやG-SIBバッファの段階的導入が進んだことを反映して、SREPに基づく当行の2017年の要件であった9.52%を上回っています。これにより、当行が最大分配可能額（Maximum Distributable Amount（MDA））を算出する際に超えてはならない水準が設定されます。MDAは、配当の形態によるCET1資本に関する分配、新たな変動報酬およびその他Tier 1資本商品保有者へのクーポン支払いに対する制限を設定するために使用されます。

SREPに基づく要件に対応するよう、2018年の当行のTier 1資本比率要件（12.15%）および総自己資本比率要件（14.15%）が設定されています。すべての要件は、段階的導入ベースで適用されます。当行の直近の報告（すべて2017年9月30日現在）では、段階的導入による連結ベースの自己資本比率は、CET1資本が14.58%、Tier 1資本が17.00%、総自己資本が18.70%でした。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018年2月2日

ドイツ銀行、2017年通年において13億ユーロの税引前利益および5億ユーロの純損失を計上

ドイツ銀行CEOのジョン・クライアンは次のように述べています。「2017年において、当行は、厳しい市場環境、低金利および技術や内部統制への投資を進めたにもかかわらず、3年ぶりに税引前利益を計上しました。税引後では純損失となりましたが、これは2017年末に計上した米国税制改革に関連する費用のみによるものです。当行は、コストおよびリスクの厳格な管理を継続することにより、成長と高い収益の実現へ向けて着実に前進しているものと考えています。ポストバンクの合併およびDWSの株式一部公開の準備は順調に進んでいます。当行はこれまでの進捗に満足することなく、さらに前進していく所存です。」

税引前利益の計上は、従来からの費用項目の負担が軽減されたことを反映したものです。 当行は、2016年通年では8億1,000万ユーロの税引前損失であったのに対し、2017年通年においては13億ユーロの税引前利益を計上しました。前年からのこの改善は、主に減損費用および訴訟費用の大幅な減少によるものです。

当行は、2016年第4四半期に24億ユーロの税引前損失を計上したのに対し、2017年第4四半期の税引前損失は13億ユーロとなりました。この改善もまた、訴訟費用および減損費用が大きく減少したことを受けたものです。2017年第4四半期の業績は、厳しい収益環境に加え、ポーランドのリテールビジネスの一部売却の合意や、主にプライベート・アンド・コマーシャル・クライアンツ（ドイツ）とポストバンクの予定された合併に関連する再編費用によるマイナスの影響を反映したものであります。

米国税制改革により純利益が大きな影響を受けました。 1月5日に発表した通り、当行は、米国繰延税金資産の評価調整により発生した約14億ユーロの非現金費用を認識しました。その結果、2017年通年では5億ユーロの純損失を計上しました。米国繰延税金資産に関連する費用の影響を調整したベースでは、当行は、2016年通年の14億ユーロの純損失に対し、2017年通年では約9億ユーロの純利益を計上したことになります。

2017年第4四半期においても、当行は、主に米国税制改革に関連する費用を反映して、前年同四半期の19億ユーロの純損失に対し、22億ユーロの純損失を計上しました。今後は、米国連邦法人税率の引下げが、純利益にプラスの影響を与えることが予想されます。

戦略的な事業処分や厳しい市況の影響を受けて収益が減少しました。 2017年通年の収益は、2016年通年と比較して36億ユーロ、率にして12%減少し、264億ユーロでした。この減少のうち約半分が、2016年に行われた華夏銀行、アビー・ライフおよび個人顧客サービス事業を含む、戦略的な事業処分によるものでした。さらにポーランドにおけるリテールビジネスの一部売却の合意や一部の国からの撤退による損失により、2017年通年の収益はマイナスの影響を受けました。減少の主な要因の三つ目は、債務評価調整であり、公正価値で測定される当行債務のスプレッドの縮小が2017年の収益を5億1,300万ユーロ押し下げました。これらの要因の影響を調整したベースでは、2017年通年の収益は、2016年通年から約5%減少したことになります。これは、金融市場における低いボラティリティや顧客取引の低迷（特に第4四半期）および長引く低金利を受けたものです。

2017年第4四半期の純収益は、特に戦略的な事業処分の影響を受け、前年同四半期から19%減少して57億ユーロとなりました。戦略的な事業処分および上記のその他の要因の影響を調整したベースでは、2017年第4四半期の収益は前年同四半期から10%減少したことになりますが、これは通年と同様、金融市場における低いボラティリティ、顧客取引の低迷および低金利によるものです。

信用の質は非常に良好。 2017年通年の信用リスク引当金繰入額は、2016年通年から62%減少して5億2,500万ユーロとなり、2017年第4四半期においては、前年同四半期から74%減少して1億2,900万ユーロとなりました。第4四半期においては、船舶ポートフォリオの特定の顧客に対する引当金の戻入を反映し、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおける引当金繰入額が減少しました。さらに、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおける信用の質の高さや選択的なローン販売も、引当金繰入額の減少に貢献しました。

利息以外の費用は、従来からの費用項目による財務上の負担が軽減されたため、大幅に減少しました。 2017年通年の利息以外の費用は、2016年通年から50億ユーロ弱、率にして16%減少し、246億ユーロとなりました。これは2016年に計上されたアビー・ライフの減損費用が発生しなかったことや、訴訟費用の大幅な減少によるものです。和解に至った案件に対する追加の繰入額を含む訴訟費用引当金繰入額は、和解金額が予想金額を下回ったことや、訴訟を経ずに解決に至った案件があったために可能となった多額の戻入により大部分が相殺されました。調整済コストは、非報酬関連費用の減少が変動報酬費用の増加を上回ったことにより、4%減少し、238億ユーロとなりました。

2017年第4四半期の利息以外の費用は、69億ユーロとなり、前年同四半期から21億ユーロ、率にして23%減少しました。 これは、主にアビー・ライフの減損がなくなったことおよび訴訟費用の大幅な減少によるものです。この減少は、主にプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（ドイツ）とポストバンクの予定された合併に関連する再編および退職費用により一部相殺されています。2017年第4四半期の調整済コストは、当行の変動報酬の枠組みの正常化による費用の増加が、非報酬関連費用の減少を上回ったことを反映して、前年同四半期から3%増加し、63億ユーロとなりました。

当行は現在、2018年の調整済コストの目標額を230億ユーロとし、従来の目標額であった220億ユーロから引き上げました。 従来の目標額は、事業処分を通じて達成する予定であった約9億ユーロのコスト削減を含めた金額でしたが、その後それらの事業処分は遅延または一時停止しています。これらのコスト削減の一部は2019年の業績に反映されることが見込まれています。処分が遅延または一時停止の状態にある事業からの収益は、調整済コストの増加を上回るものと予想されます。

当行の資本比率は引き続き高水準を維持しています。 当行の2017年第4四半期末現在の普通株式等Tier 1 (CET1) 資本比率 (CRR/CRD 4 完全適用ベース) は、2017年第3四半期末現在の13.8%から上昇し、14.0%となりました。これは、2017年第4四半期にリスク・ウェイトド・アセット (RWA) が110億ユーロ減少したことを反映したのですが、それは主にオペレーショナル・リスク RWA が減少したことによるものです。レバレッジ比率は、2017年第3四半期末から変わらず3.8% (完全適用ベース) でしたが、レバレッジ・エクスポージャーは250億ユーロ減少して1兆3,950億ユーロでした。

部門別の業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB) は、低いボラティリティ、法人顧客取引の低迷および一部の分野における厳しい取引環境の影響を受けました。 2017年第4四半期の収益は、すべての資産クラスにおける低いボラティリティや主要な事業における顧客取引の低迷を受けて、前年同四半期から16%減少し、27億ユーロとなりました。債券および為替 (FIC) の収益は、前年同四半期から29%減少し、FICとFIC関連のファイナンスの収益の合計は、20%減少しました。外国為替およびエマージング・マーケットの減収は、金利ビジネスの増収やクレジットビジ

ネスの前年同四半期からの安定した収益を上回りました。株式セールス／トレーディングの収益は、前年同四半期から 25%減少しました。また、米ドル安が収益にマイナスの影響を与えました。

グローバル・トランザクション・バンキングの収益も、為替レートの変動、拠点を置く国の減少および顧客基盤の縮小の決定、継続的なマージン低下傾向を受けて、12%減少しました。オリジネーションとアドバイザリーの収益は、債券オリジネーションとアドバイザリーの増収が、株式オリジネーションの減収によって相殺されたことにより、3%減少しました。

そうした中でも、当行は、重要な事業で市場シェアを獲得しました。当行は、2017 年に総額 4,010 億ユーロ（前年比 33%増）の取引においてアドバイスを提供し、グローバルな M&A において取引高（公表ベース）で第 10 位から第 6 位に上がり、第 4 四半期には第 3 位まで上昇しました（出所：ディールロジック）。当行は、2017 年の M&A の取引高（公表ベース）上位 5 案件のうち、3 件でアドバイザーを務めました。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）は、利息収益の圧縮を相殺しました。ポーランドのビジネスの一部売却の合意に関連する損失や 2016 年には計上していた華夏銀行および個人顧客サービスからの収益がなくなったことを受けて、2017 年第 4 四半期の収益（報告ベース）は前年同四半期から減少しました。これらの影響を調整したベースでは、融資および投資商品の増収が、低金利による預金収益の圧縮を相殺したため、前年第 4 四半期比および前年比のいずれにおいてもほぼ同水準でした。

プライベート・アンド・コマーシャル・クライアント（ドイツ）とポストバンクの合併の準備は、予定通りに進んでいます。二つのユニットがその強みを結集し、ホームマーケットであるドイツにおいて 2,000 万を超える顧客を擁する市場リーダーとなる予定です。合併後は、合同本社を有する一つの法人において、二つの有力ブランドによる事業運営を継続します。

ドイチェ・アセット・マネジメントは、2017 年を通じて多額の資金流入を計上しました。2016 年の流出傾向から転じて、2017 年は通年で 160 億ユーロの純資金流入となりました。現在はグローバルで DWS のブランド名に変更されているドイチェ・アセット・マネジメントは、ドイツの投資信託において 26%を超える市場シェアを保有、さらに 2017 年の新規ファンド売上高の 27%を獲得し、ドイツにおける顕著なリーダーシップを示しました（出所：BVI）。ドイチェ・アセット・マネジメントはまた、欧州上場投資信託（ETF）においても第 2 位の地位を維持しました。

収益（報告ベース）は、2016 年に売却されたアビー・ライフの収益がなくなったことにより、前年第 4 四半期比および前年比のいずれにおいても減少しました。この影響を調整したベースでは、2017 年通年の収益はマネジメント・フィーの増加により前年から 2%増加しましたが、第 4 四半期の収益は運用報酬の減少により前年同四半期から 2%減少しました。

ドイチェ・アセット・マネジメントは、予定されている DWS 株式の一部公開の準備を進めています。当行は、ドイチェ・アセット・マネジメントのブランド名を DWS とすることを発表し、運営上必要な準備の大半を既に完了し、また今後のガバナンス上の取決めも発表しました。その結果、当行は現在、最も早期に可能なウィンドーにおいて一部公開が実施できることを期待していますが、これには適切な市場環境や規制当局の最終承認が条件となります。

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	5,710	7,068	(1,358)	26,447	30,014	(3,567)
信用リスク引当金繰入額	(129)	(492)	363	(525)	(1,383)	857
利息以外の費用	(6,925)	(8,992)	2,067	(24,633)	(29,442)	4,809
内:						
のれん/無形資産の減損	(15)	(1,021)	1,006	(21)	(1,256)	1,235
訴訟費用	(131)	(1,588)	1,457	(213)	(2,397)	2,184
再編および退職費用	(440)	(114)	(326)	(570)	(681)	111
調整済コスト	(6,340)	(6,181)	(158)	(23,829)	(24,734)	904
税引前利益(損失)	(1,345)	(2,416)	1,071	1,289	(810)	2,099
純利益(損失)	(2,186)	(1,891)	(295)	(497)	(1,356)	860
費用/収益比率	121%	127%	(6)ppt	93%	98%	(5)ppt
報酬比率	58%	40%	18ppt	46%	40%	7ppt
RWA(単位:十億ユーロ)	344	358	(13)	344	358	(13)
1株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	26.05	32.42	(6.37)	26.05	32.42	(6.37)

自己資本およびレバレッジに関する事項

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2017年 12月31日	2017年 9月30日	2016年 12月31日	増減 (2017年9月30日比)	増減 (2016年12月31日比)
普通株式等 Tier 1 資本比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	14.0%	13.8%	11.8%	0.2ppt	2.2ppt
資産合計(IFRS)	1,475	1,521	1,591	(47)	(116)
レバレッジ・エクスポージャー(CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,395	1,420	1,348	(25)	47
Tier 1 資本(CRR/CRD4 完全適用ベース)	53	54	47	(1)	6
レバレッジ比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	3.8%	3.8%	3.5%	0.0ppt	0.3ppt

注 2017年12月31日現在の段階的導入ベースによる普通株式等 Tier 1 資本比率は14.8%、レバレッジ比率は4.1%でした。

部門別業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	2,732	3,270	(538)	14,226	16,763	(2,537)
グローバル・バルトランザクション・バンキング	953	1,085	(133)	3,942	4,421	(478)
オリジネーション/アドバイザー	537	556	(19)	2,231	2,292	(61)
ファイナンス	522	621	(99)	2,231	2,375	(144)
セールス/トレーディング(債券および為替)	554	775	(221)	4,380	5,087	(707)
セールス/トレーディング(株式)	332	444	(111)	2,085	2,571	(486)
信用リスク引当金繰入額	(7)	(303)	296	(213)	(816)	603
利息以外の費用	(3,457)	(3,398)	(58)	(13,110)	(14,193)	1,084
非支配持分	(1)	(2)	1	(26)	(49)	23
税引前利益(損失)	(733)	(433)	(300)	877	1,705	(828)
RWA(単位:十億ユーロ)	232	238	(6)	232	238	(6)

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	2,313	3,205	(892)	10,178	11,090	(912)
信用リスク引当金繰入額	(123)	(158)	35	(313)	(439)	126
利息以外の費用	(2,861)	(2,347)	(515)	(9,495)	(9,212)	(283)
非支配持分	12	(0)	12	12	(0)	12
税引前利益(損失)	(659)	700	(1,359)	382	1,439	(1,057)
RWA(単位:十億ユーロ)	87	86	1	87	86	1

ドイチェ・アセット・マネジメント (Deutsche AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2017年 第4四半期	2016年 第4四半期	増減	2017年通年	2016年通年	増減
純収益	621	799	(178)	2,532	3,015	(483)
アビー・ライフを除いた純収益	621	632	(11)	2,532	2,478	54
信用リスク引当金繰入額	0	0	0	1	(1)	1
利息以外の費用	(506)	(1,551)	1,046	(1,806)	(3,220)	1,414
アビー・ライフを除いた利息以外の費用	(506)	(423)	(83)	(1,805)	(1,746)	(59)
非支配持分	(0)	0	0	(1)	(0)	(1)
税引前利益(損失)	115	(753)	868	725	(206)	931
アビー・ライフを除いた税引前利益	116	209	(93)	726	731	(5)
RWA(単位:十億ユーロ)	8	9	(1)	8	9	(1)

本リリース記載の数字はすべて暫定的かつ未監査です。2017年の年次報告書およびForm 20-Fは2018年3月16日に公表される予定です。

2017年第4四半期の補足財務データ(英文)は<https://www.db.com/ir/en/quarterly-results.htm>より入手可能です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2017年3月20日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。本リリースに記載のないIFRSに基づく数字との比較には、補足財務データをご参照ください。

2018年4月8日

ドイツ銀行の新 CEO にクリスティアン・ゼーヴィングを指名

ガス・リッチーおよびカール・フォン・ローアがプレジデントに就任、ジョン・クライアンおよびマルクス・シェンクは退職

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA:DBKGn.DE / NYSE:DB）の監査役会は、クリスティアン・ゼーヴィングを本日付で当行のCEOに指名しました。同氏は、今月末をもって退職するジョン・クライアンの後任となります。

また、監査役会は、取締役会メンバーであるガス・リッチーおよびカール・フォン・ローアを新たなプレジデントに指名しました。

ゼーヴィングは、1970年生まれで、2015年1月1日より当行の取締役会メンバーであり、2017年3月にプレジデントに任命されました。直近においては、フランク・シュトラウスと共に当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンク（ポストバンクを含む）の責任者を務めていました。同氏は、2013年6月から2015年2月までグループ内部監査の責任者であり、それ以前はリスク管理の役職を歴任してきました。1989年に当行に入社して以来、ゼーヴィングはフランクフルト、ハンブルク、ロンドン、シンガポール、東京およびトロントにおいて勤務し、2005年から2007年までは、ドイツ協同組合抵当銀行の取締役会メンバーでした。同氏は、当行において銀行業務実習を終えた後、ビーレフェルトとハンブルクのバンクアカデミーを修了しています。

監査役会会長のパウル・アッハライトナーは、次のように述べています。「クリスティアン・ゼーヴィング氏は、ドイツ銀行に25年以上在籍する中で、強力かつ規律あるリーダーとして力を発揮してきました。監査役会は、ゼーヴィング氏とそのチームが、ドイツ銀行を新たな時代へと成功裡に導くことができるものと確信しています。我々は、多くの有能な人材に支えられた当行の優れた能力を信頼しています。」

アッハライトナーは、退任するCEOに向けて感謝の意を述べました。「CEOとしての在任期間は比較的短いものであったにもかかわらず、ジョン・クライアン氏は、ドイツ銀行の約150年にわたる歴史において重要な役割を果たし、当行の将来の成功に向けた土台を築きました。監査役会としても、個人としても、その業績に感謝しています。しかしながら、包括的な検討の結果、当行のリーダーシップには新たな執行の原動力が必要であるとの結論に達しました。」

マルクス・シェンクは、監査役会に対して、今年度の年次株主総会後にドイツ銀行を退職する意向をイースター（復活祭）前に伝えたため、同氏を新たな経営陣に加えることができませんでした。アッハライトナーは、次のように述べています。「マルクス・シェンク氏の決断は大変残念ですが、我々は、当行にとって重要な時期における彼の貢献に感謝しています。シェンク氏の今後の活躍を祈っています。」

ドイツ銀行のコーポレート・アンド・インベストメント・バンクの責任者には、これまでシェンクと共に同部門の共同責任者を務めたガス・リッチーが就任します。プライベート・アンド・コマーシャル・バンクの責任者には、これまでゼーヴィングと共に同部門の共同責任者を務めたフランク・シュトラウスが就任します。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

ディスクレーマー

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2018年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018年4月26日

ドイツ銀行、2018年第1四半期において1億2,000万ユーロの純利益を計上

ドイツ銀行CEOのクリスティアン・ゼーヴィングは次のように述べています。「2018年第1四半期、DWSのアセット・マネジメント事業および当行のプライベート・アンド・コマーシャル・バンクの両ビジネスは、収益性をより改善する必要があるものの、順調に前進しました。コーポレート・アンド・インベストメント・バンクもまた、いくつかの分野において堅調に推移し、市場シェアを維持拡大した分野もありました。しかしながら、同ビジネスのそれ以外の分野においては力強さに欠け、今後は断固たる措置と戦略の調整が必要となります。現状では株主の皆様には納得のいく利益還元が行われておらず、当行は早急に対処していく所存です。」

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE/NYSE: DB）の税引前利益は、2017年第1四半期の8億7,800万ユーロに対し、2018年第1四半期は4億3,200万ユーロとなりました。2018年第1四半期の純利益は、前年同四半期の5億7,500万ユーロに対し、1億2,000万ユーロでした。

為替レートの変動の影響もあり、収益は若干減少しました。 2018年第1四半期の純収益は、前年同四半期から5%減少して、70億ユーロとなりました。前年同四半期からの減収は、主に為替レートの変動（特に米ドルに対するユーロの上昇）や、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの収益の減少によるものでした。2017年第1四半期の純収益は、債務評価調整によるマイナスの影響を受けていました。

調整済コストはほぼ同水準で、為替レートの影響を調整したベースではやや増加しました。 2018年第1四半期の利息以外の費用は65億ユーロとなり、前年同四半期から2%（為替レートの変動の影響を調整したベースでは6%）増加しました。2018年第1四半期の調整済コストは63億ユーロで、報告ベースでは前年同四半期とほぼ同水準でしたが、為替レートの変動の影響を考慮したベースでは4%の増加でした。2018年第1四半期の調整済コストには、7億ユーロの銀行税が含まれています。

銀行税は、主に金融業界全体で増加した単一破綻処理基金に対する年間拠出額（第1四半期にその見積額が計上されます）を受けて、前年同四半期と比較して1億2,400万ユーロ、率にして23%増加しました。情報技術（IT）コストは、8,600万ユーロ（為替レートの変動の影響を調整したベースでは1億1,800万ユーロ）増加しました。この増加は、自社開発ソフトウェアの減価償却費用、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクにおけるIT投資、およびIT基盤刷新のための投資によるものです。報酬費用は、従業員数や人材確保費用の減少が賃金の増加を上回ったため、わずかに減少しました。

高い信用の質を維持しました。 2018年第1四半期の信用リスク引当金繰入額は8,800万ユーロとなり、主に船舶セクターが良好に推移したことにより、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクで引当金の戻入れが計上されたことなどを反映し、前年同四半期から34%減少しました。

当行の資本比率は引き続き安定しています。 当行の2018年第1四半期末現在の普通株式等 Tier 1 (CET1) 資本比率は、2017年末現在の14.0%に対し、13.4%となりました。CET1 資本は、2017

年末から 10 億ユーロ（為替レートの変動の影響を調整したベースでは 7 億ユーロ）減少しました。これは主に、単一破綻処理基金に対する取消不能の支払コミットメントの処理、IFRS（国際財務報告基準）第 9 号の適用、その他いくつかの細かな変動を含めた調整によるものです。これらによる減少は、DWS の一部株式の新規公開による資本増加により一部相殺されました。2018 年第 1 四半期のリスク・ウェイトド・アセット（RWA）は、100 億ユーロ増加して 3,540 億ユーロとなりましたが、これは主として、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおける事業関連 RWA の増加に加え、市場ボラティリティの上昇を受けたマーケット・リスク RWA の増加によるものです。レバレッジ比率（CRR/CRD 4 完全適用ベース）は、2017 年第 4 四半期末の 3.8%に対し、3.7%となりました。

2018 年第 1 四半期の戦略実施状況

2018 年第 1 四半期、当行の戦略は多くの分野で前進しました。当行のアセット・マネジメント事業である DWS の新規株式公開は、発表からわずか 1 年後の 2018 年 3 月に完了しました。当行は引き続き地理的基盤の見直しを進め、2017 年第 4 四半期に発表したポーランドにおける当行のリテールビジネスの一部処分に続き、ポルトガルにおけるリテールビジネスの売却についても合意に達しました。

ポストバンクと、当行のドイツにおけるプライベート・アンド・コマーシャル・クライアント事業との統合は、予定通り進んでいます。当行は、合併後の法人に資本要件の免除が適用可能である点につき、欧州中央銀行の確認を得たところであり、これにより当行は、より効率的に流動性を管理できることとなります。ドイツの各当局から合併に関するその他の承認を得るための手続きも進んでおり、2018 年第 2 四半期には取得できる見込みです。

2018 年第 1 四半期の部門別の収益

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）：2018 年第 1 四半期の収益は、前年同四半期から 13%減少して、38 億ユーロとなり、すべてのビジネス・ユニットの収益が前年同四半期から減少しました。この減収の一部は、為替レートの変動、2017 年第 2 四半期に導入された資金配分手法の変更、および 2018 年第 1 四半期と前年同四半期の双方で発生した一時的な要因といった、特定の要因による影響を受けたものです。これらの影響は、前年同四半期と比較して債務評価調整にプラスの影響があったことにより一部相殺されました。これらの項目を除くと、収益は前年同四半期から 11%減少したこととなります。

セールス／トレーディングにおいては、債券および為替（FIC）の収益が、比較的好調であった前年同四半期から 16%（前述の特定の要因を調整したベースでは 12%）減少しました。株式セールス／トレーディングの収益（報告ベース）は 21%減少しましたが、前述の特定の要因（前年同四半期に発生した証券取引所の運営会社 BATS の当行持ち分の売却による約 8,000 万ユーロの一時的利益を含みます）を調整したベースでは、前年同四半期からほぼ横ばいでした。

グローバル・トランザクション・バンキングの収益は、為替レートの影響や前述の資金配分手法の変更を一部反映し、またキャッシュ・マネジメントの収益がこれまでに行われた基盤縮小の影響を受けたこともあり、12%減少しました。オリジネーションとアドバイザーの収益は、業界の手数料プールが前年同四半期からユーロベースで約 25%減少したことを反映して、前年同四半期から 27%減少しました（出所：ディールロジック）。

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク（PCB）：2018 年第 1 四半期の収益（報告ベース）は、前年同四半期から 2%減少し、26 億ユーロとなりました。この減収は、前年同四半期に発生した特定の一次的利益が、2018 年第 1 四半期に発生した特定の項目によるプラスの影響を約 8,000 万ユーロ上回ったことが大きく影響しています。前年同四半期には、サル・オッペンハイムにおける従来のポジションの整理および個人顧客サービスの売却に関連したプラスの影響が生じました。2018 年第 1 四半期においては、ポストバンク内の財産の売却による利益が生じましたが、ポルトガルの事業の売却やポーランドの事業の一部売却に関する合意によるマイナスの影響によって相殺

されました。収益は、これらの項目を調整したベースでは、融資による増収が、継続的な低金利や MiFID II の実施の影響を相殺したため、前年第 4 四半期とほぼ同水準でした。

アセット・マネジメント (AM) : アセット・マネジメント部門は、現在ではその殆どすべてが、当行がその持ち分の過半数を保有する子会社 DWS のビジネスで構成されています。しかしながら、アセット・マネジメント部門の業績には、公開会社である DWS には帰属しない一定の項目も含まれており、DWS の業績は、本日、別途公表されます。アセット・マネジメントの収益は、前年同四半期から 10%減少し、5 億 4,500 万ユーロとなりました。この減収は、為替レートの変動、2018 年第 1 四半期におけるドイツのプライベート・エクイティ・ビジネスの売却に関連する損失、および前年同四半期に計上されていた非中核事業の処分による収益がなかったことを一部反映したものです。これらの項目を調整したベースでは、前年同四半期から 3%の減収となりました。

アセット・マネジメント部門は、殆どが利益率の低い資産の流出、特に当行の顧客 2 社（米国税制改革の実施を受けて米国にバランスシート投資を引き揚げた米国の顧客および欧州の保険会社）への払い戻しを主な要因として、80 億ユーロの純資産の流出を計上しました。運用資産は、純資金流出および外国為替や市場の影響を反映して、2018 年第 1 四半期に 3%減少しました。欧州においては、DWS が 36 億ユーロの資金流入を計上し、2018 年第 1 四半期の上場取引型金融商品の資金流入において第 2 位となりました（出所：ETFIGI）。

注 為替レートを調整したベースでの前年同四半期比較においては、前年同四半期の数値は、対応する 2018 年の月間為替レートを用いて再計算されています。

グループ業績

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第1四半期	2017年 第1四半期	2017年 第4四半期	増減 (2017年第1四半期比)	増減 (2017年第4四半期比)
純収益	6,976	7,346	5,710	(369)	1,267
信用リスク引当金繰入額	(88)	(133)	(129)	46	42
利息以外の費用	(6,457)	(6,334)	(6,986)	(123)	529
内:					
のれん/無形資産の減損	0	0	(15)	0	15
訴訟費用	(66)	31	(131)	(97)	64
再編および退職費用	(41)	(29)	(440)	(12)	399
調整済コスト	(6,350)	(6,336)	(6,401)	(14)	51
税引前利益(損失)	432	878	(1,406)	(446)	1,838
純利益(損失)	120	575	(2,425)	(455)	2,545
費用/収益比率	93%	86%	122%	6ppt	(30)ppt
報酬比率	43%	43%	59%	0ppt	(16)ppt
RWA(単位:十億ユーロ)	354	358	344	(3)	10
1株当たり有形純資産(単位:ユーロ)	25.70	32.00	25.94	(6.30)	(0.24)

自己資本およびレバレッジに関する事項

特に表示がない限り 単位:十億ユーロ	2018年 3月31日	2017年 3月31日	2017年 12月31日	増減 (2017年3月31日比)	増減 (2017年12月31日比)
普通株式等 Tier 1 資本比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	13.4%	11.8%	14.0%	1.6ppt	(0.7)ppt
資産合計(IFRS)	1,478	1,565	1,475	(87)	3
レバレッジ・エクスポージャー(CRR/CRD4 完全適用ベース)	1,409	1,369	1,395	40	14
Tier 1 資本	52	47	53	5	(1)
レバレッジ比率(CRR/CRD4 完全適用ベース)	3.7%	3.4%	3.8%	0.3ppt	(0.1)ppt

注 2018年3月31日現在の段階的導入ベースによる Tier 1 資本比率は560億ユーロ、レバレッジ比率は4.0%でした。

部門別業績

コーポレート・アンド・インベストメント・バンク (CIB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第1四半期	2017年 第1四半期	2017年 第4四半期	増減 (2017年第1四半期比)	増減 (2017年第4四半期比)
純収益	3,846	4,408	2,732	(563)	1,114
グローバル・トランザクション・バンキング	918	1,042	944	(124)	(26)
オリジネーション/アドバイザー	480	657	537	(177)	(57)
セールス/トレーディング(債券および為替)	1,910	2,270	1,079	(359)	831
セールス/トレーディング(株式)	543	687	329	(143)	214
信用リスク引当金繰入額	3	(57)	(7)	60	10
利息以外の費用	(3,641)	(3,570)	(3,423)	(71)	(218)
非支配持分	(3)	(4)	(1)	1	(1)
税引前利益(損失)	205	777	(700)	(572)	905
RWA(単位:十億ユーロ)	241	244	232	(3)	10

プライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第1四半期	2017年 第1四半期	2017年 第4四半期	増減 (2017年第1四半期比)	増減 (2017年第4四半期比)
純収益	2,639	2,704	2,313	(65)	327
信用リスク引当金繰入額	(88)	(78)	(123)	(11)	34
利息以外の費用	(2,229)	(2,197)	(2,853)	(32)	624
非支配持分	(0)	0	12	(0)	(12)
税引前利益(損失)	322	430	(651)	(108)	973
RWA(単位:十億ユーロ)	88	88	87	0	0

アセット・マネジメント (AM)

特に表示がない限り 単位:百万ユーロ	2018年 第1四半期	2017年 第1四半期	2017年 第4四半期	増減 (2017年第1四半期比)	増減 (2017年第4四半期比)
純収益	545	607	621	(61)	(76)
信用リスク引当金繰入額	(0)	0	0	(0)	(1)
利息以外の費用	(472)	(421)	(507)	(51)	35
非支配持分	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
税引前利益	72	185	114	(113)	(41)
RWA(単位:十億ユーロ)	9	10	8	(1)	0

2018年第1四半期の中間報告書(英文)および補足財務データ(英文)は
<https://www.db.com/ir/en/quarterly-results.htm>より入手可能です。

2018年3月の当行の第三の柱の報告書(2018年第1四半期より四半期ベースで作成)(英文)および「2017年グローバルなシステム上重要な機関(G-SIIs)に係る開示」(英文)は、ともに本日公表され、
<https://www.db.com/ir/en/regulatory-reporting.htm>より入手可能です。

本リリースには、IFRSに準拠しない財務情報が含まれています。本リリースに記載のないIFRSに基づく数字との比較には、補足財務データをご参照ください。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は、事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会(SEC)への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2018年3月16日付年次報告書(Form 20-F)の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018年4月26日

ドイツ銀行、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの再編に向けた措置および追加のコスト削減策を発表

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE/NYSE: DB）は、より安定した収益源へのシフトおよび中核となる事業分野の強化を目的とする、戦略上の調整を発表しました。当行は、2021年までに、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクおよびDWSのアセット・マネジメント事業からの収益が、当行の収益に持続的に占める割合を約50%とすることを想定しています。グローバル・トランザクション・バンキングの収益を加えると、相対的に安定した収益の割合は約65%となります。

具体的には、コーポレート・アンド・インベストメント・バンク（CIB）の業務や経営資源を、欧州における顧客や多国籍にわたる顧客、およびそれらの顧客にとって最も適合性の高い商品に集中させる一方、CIBのそれ以外の業務へのエクスポージャーを減少させます。また、取締役会は追加のコスト削減措置についても合意しました。

欧州顧客への注力を強化

経営資源の再配分では、グローバル決済や外国為替など、当行が市場で主導的地位にある事業により集中することを目指します。変化する市場環境の中で、当行がもはや競争上の優位性を有していないと取締役会が考える、その他の事業分野は縮小します。

- ・ 当行のコーポレート・ファイナンス事業は、中核となる欧州の顧客基盤に対応した業界やセグメント、または当行が主導的地位にある引受業務やファイナンス商品に関連する業界やセグメントのいずれかに集中することとし、クロスボーダー業務が制限される米国およびアジアの各セクターへのコミットメントは縮小します。当行は、その業務がドイツおよび欧州の経済力と密接に関わっている法人、金融機関およびファイナンス・スポンサーに対して、グローバルな業界専門知識を引き続き提供していきます。
- ・ 当行は、米国の金利セールス／トレーディングについて、バランスシート、レバレッジ・エクスポージャー、およびレポ取引によるファイナンスを圧縮して業務を縮小しますが、事業の規模や当行の顧客基盤との関連性からより魅力的なリターンを生む、欧州における金利セールス／トレーディング事業は継続していきます。
- ・ グローバルな株式事業について、その基盤の縮小を視野に入れて見直しを行います。この見直しには、グローバルなプライム・ファイナンスのレバレッジ・エクスポージャーを削減することが含まれており、経営資源の配分における優先順位を見直すことで、今後は最も緊密な顧客との関係維持に重点が置かれることとなります。

当行 CEO のクリスティアン・ゼーヴィングは、次のように述べています。「当行は欧州に深く根差しており、グローバル規模のファイナンスや財務上のソリューションを、この地を中心に顧客に提供していきたいと考えています。これは、当行が今後より明確に注力していくべき事項です。」コーポレート・アンド・インベストメント・バンクの再編は、対象となる地域や事業分野における人員削減を意味しています。ゼーヴィングは更に次のように述べています。「これらの人員削減は

痛みを伴うものですが、当行が長期的な競争力を確保していくためには、残念ながら避けては通れません。」

新規株式公開が完了したアセット・マネジメント・ユニットの DWS およびプライベート・アンド・コマーシャル・バンク (PCB) は、先に公表したそれぞれの戦略を進めており、ポストバンクと当行のドイツ国内におけるリテールビジネスの合併は、予定通り進んでいます。

国際面では、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクは、イタリアやスペインなどの成長市場に注力し、ウェルス・マネジメントでは、ドイツとともにグローバル市場での成長を目指します。ゼーヴィングは次のように述べています。「当行は、プライベート・アンド・コマーシャル・バンクと DWS の事業を成長させていく所存です。」

短中期的な施策により更なるコスト削減を推進

取締役会は、当行のコスト削減を推進する複数の短中期的施策についても合意しました。かつては 12 名のメンバーで構成されていた取締役会は、先日公表した 3 名のメンバーの退職により減員され、事業部門の共同責任者制は廃止されます。また当行は、コスト削減と意思決定の迅速化のため、組織全体で経営機構の簡素化を図り、当行と取引を行う者に関するコストおよび不動産コストをグローバルで合理化し、内部統制の効率性向上に取り組みます。中期的な戦略的コスト・プログラムには、コスト発生要因の透明性の向上や重複業務の特定および廃止などの内容が含まれます。当行のチーフ・ファイナンシャル・オフィサーであるイェームス・フォン・モルトケがコスト・プログラムの責任者となります。

取締役会は、2018 年の調整済コストにおいて 230 億ユーロ未満を維持するというこれまでのコミットメントを再確認します。

ゼーヴィングは、次のように述べています。「当行は目標達成に必要なすべての経営資源、すなわち世界中で働く素晴らしい従業員、顧客との長年にわたる緊密な関係、良好な資本基盤に基づく財務力、高水準の流動性および非常に保守的なリスク管理を備えています。これにより、当行の中核事業を改めて指定し、長期的成功への道を開くための柔軟な対応が可能になります。」

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当グループはこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新して公表する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当グループが収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当グループの経営戦略の実施、当グループのリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会 (SEC) への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当グループの2018年3月16日付年次報告書 (Form 20-F) の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

2018年5月24日

ドイツ銀行、株式事業の見直しを最終決定

ドイツ銀行（銘柄コードXETRA: DBKGn.DE/NYSE: DB）は、株式セールス／トレーディングの大幅な再編を実施します。同事業分野における人員を、全体として約25%削減することを目指しています。現物株式トレーディングにおいては、グローバルに電子ソリューションや最重要顧客との取引に注力していきます。プライム・ファイナンスにおいては、レバレッジ・エクスポージャーの4分の1を削減する予定であり、これは約500億ユーロの減少に相当します。

これらの事業縮小により、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクのレバレッジ・エクスポージャーの1,000億ユーロを超える削減が実現します。これは、2018年第1四半期末に計上された1兆500億ユーロのレバレッジ・エクスポージャーの約10%に相当します。この削減の大部分は、2018年末までに行われる見込みです。

ドイツ銀行取締役会会長のクリスティアン・ゼーヴィングは、「我々は、引き続きコーポレート・アンド・インベストメント・バンク、そして当行の国際的なプレゼンスを維持することを約束し、これが揺らぐことはありません。」と述べ、さらに「当行は、国際的なファイナンスや資本市場ビジネスの分野で、欧州で有数の選択肢としての地位を確立しています。しかしながら、我々は、真に得意とする分野に集中して取り組んでいかなければなりません。」と続けました。

当行は、コーポレート・アンド・インベストメント・バンクにおける費用基盤の適正化を決定するとともに、組織全体のコスト削減のペースを加速していきます。既に発表したとおり、当行は、2018年の調整済コストは230億ユーロを超えないものと想定しています。2019年については、取締役会は、現在予定されているもの以外に重要な事業処分はないことを前提に、調整済コストを220億ユーロに削減することを予定しています。

これらの計画の実施に関連して、常勤相当の従業員数を現在の9万7,000強から9万を下回る水準に減少させることを想定しており、現在、そのための人員削減を進めています。

取締役会は、再編を除いた通常の事業環境のもとで、税引後有形株主資本利益率（RoTE）を約10%とする目標を再確認しました。当行は、2021年にはこれを達成することを目指します。2018年の業績は、上記の施策（これには最大8億ユーロの予定された再編費用が含まれます）の影響を受けませんが、当行は今後数年にわたり株主資本利益率を着実に向上させていく所存です。

ドイツ銀行について

ドイツ銀行は事業法人、各国政府、機関投資家、中小企業、および個人といった顧客に対し、商業銀行、投資銀行、リテール・バンキング、トランザクション・バンキング、および資産運用の商品ならびにサービスを提供しています。ドイツ銀行はドイツ有数の銀行であり、欧州地域に強固な地位を築いているほか、米州およびアジア・太平洋地域においても大規模な事業基盤を有しています。

ディスクレーム

本リリースには、将来の事象に関する記述が含まれています。将来の事象に関する記述とは、歴史的事実ではない記述であり、ドイツ銀行の考えや予想、およびその基礎となる前提が含まれます。これらの記述は、ドイツ銀行グループの経営陣が現在入手可能な予定、推定および計画に基づいています。従って、将来の事象に関

する記述は、あくまで当該記述がなされた日現在のものであって、当行はこれらの記述に関して、新しい情報や将来生じた事象があっても、これを更新する責任は負いません。

将来の事象に関する記述は、その性質上リスクおよび不確実性を含みます。従って、いくつかの重要な要因が作用して、実際には将来の事象に関する記述に含まれるものとは大きく異なる結果となる可能性があります。これらの要因には、ドイツ、ヨーロッパ、米国および当行が収益の相当部分を上げ、資産の相当部分を有するその他の地域における金融市場の動向、資産価値の推移および市場のボラティリティ、借り手または取引相手による将来の債務不履行、当行の経営戦略の実施、当行のリスク・マネジメントの方針、手続および方法への信頼性、ならびに米国証券取引委員会（SEC）への情報開示に関連するリスク等が含まれます。このような要因については、SECに提出した当行の2018年3月16日付年次報告書（Form 20-F）の「リスク・ファクター」の表題のもとで詳しく記載されています。当該報告書の写しは、請求により入手可能であり、また www.db.com/ir からダウンロードすることができます。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ドイツ、フランクフルト・アム・マインに本店を置くドイツ銀行はドイツ最大の銀行であり、その資産合計（2016年12月31日現在1兆5,910億ユーロ）からみてヨーロッパおよび世界における最大級の金融機関である。2016年12月31日現在、当行は、常勤相当で99,744名の従業員を雇用し、世界62か国で2,656支店（そのうち67%はドイツ国内）を運営している。当行は、多岐にわたる投資、金融商品およびこれらに関連する商品やサービスを、世界中の個人顧客、事業法人および機関投資家に提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

（便宜上記載されている日本円金額は、2017年5月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝123.95円）により計算されている。）

(a) ドイツ銀行グループ（連結ベース）（注1）

（特に表示がない限り単位：百万ユーロ（億円））

年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
信用リスク引当金繰入額控除後の純利息収益	14,254 (17,668)	12,769 (15,827)	13,138 (16,285)	14,925 (18,500)	13,324 (16,515)
利息以外の収益合計	17,761 (22,015)	17,082 (21,173)	17,677 (21,911)	17,644 (21,870)	15,307 (18,973)
純収益合計（注2）	32,015 (39,683)	29,850 (36,999)	30,815 (38,195)	32,569 (40,369)	28,632 (35,489)
税引前利益（損失）	814 (1,009)	1,457 (1,806)	3,116 (3,862)	-6,097 (-7,557)	-810 (-1,004)
当期純利益（損失）（注3）	316 (392)	681 (844)	1,691 (2,096)	-6,772 (-8,394)	-1,356 (-1,681)
包括利益（損失）合計（税引後）	612 (759)	-1,144 (-1,418)	6,102 (7,563)	-4,278 (-5,303)	-2,721 (-3,373)
普通株式	2,380 (2,950)	2,610 (3,235)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)
株主持分合計	54,001 (66,934)	54,719 (67,824)	68,351 (84,721)	62,678 (77,689)	59,833 (74,163)
資産合計	2,022,275 (2,506,610)	1,611,400 (1,997,330)	1,708,703 (2,117,937)	1,629,130 (2,019,307)	1,590,546 (1,971,482)
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）	11.4	12.8	15.2	13.2	13.4
普通株式等Tier 1資本比率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）	—	—	11.7	11.1	11.8
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4適用ベース）（%）（注4）	15.1	16.9	16.1	14.7	15.6
Tier 1自己資本率（CRR/CRD 4完全適用ベース）（%）（注5）	—	—	12.9	12.3	13.1
基本的流通株式1株当たり純資産（ユーロ（円））	57.37 (7,111)	50.80 (6,297)	49.32 (6,113)	45.16 (5,598)	42.74 (5,298)
基本的1株当たり利益（損失）（注6）（ユーロ（円））	0.27 (33)	0.64 (79)	1.34 (166)	-5.06(注7) (-627)	-1.21(注7) (-150)

希薄化後1株当たり利益(損失) (注6) (ユーロ(円))	0.26 (32)	0.62 (77)	1.31 (162)	-5.06(注7) (-627)	-1.21(注7) (-150)
営業活動によるキャッシュ・フロー	-23,954 (-29,691)	7,184 (8,905)	2,052 (2,543)	67,252 (83,359)	70,610 (87,521)
投資活動によるキャッシュ・フロー	-2,647 (-3,281)	-3,015 (-3,737)	-12,824 (-15,895)	-8,242 (-10,216)	11,239 (13,931)
財務活動によるキャッシュ・フロー	-2,152 (-2,667)	-544 (-674)	5,795 (7,183)	-5,583 (-6,920)	-1,649 (-2,044)
現金および現金同等物の期末残高	53,321 (66,091)	56,041 (69,463)	51,960 (64,404)	105,478 (130,740)	185,649 (230,112)
従業員数(常勤相当) (人)	98,219	98,254	98,138	101,104	99,744

(注1) 当行の連結財務諸表は、IFRSに基づき開示されている。

(注2) 信用リスク引当金繰入額控除後

(注3) 当期純利益のうち、45百万ユーロ、21百万ユーロ、28百万ユーロ、15百万ユーロおよび53百万ユーロは、それぞれ2016年度、2015年度、2014年度、2013年度および2012年度の非支配持分に帰属する純利益である。

(注4) 2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの暫定適用ベースに基づいている。2013年および2012年の数値は「バーゼル2.5」に基づいている。自己資本比率は、対象となる資本とリスク・ウェイト・アセットとの関連を示している。2013年までは、ドイツ銀行法第64h条第(3)項に従い、暫定項目の影響は除かれている。

(注5) 2016年、2015年および2014年の数値はCRR/CRD 4フレームワークの完全適用ベースに基づいている。

(注6) 基本的小および希薄化後の平均流通株式数は、増資に関連して2014年6月に割り当てられた新株引受権の無償交付の要素の影響を反映するため、2014年6月より前の全ての期間で修正されている。

(注7) 利益は、2016年4月および2015年4月にその他Tier 1証券のクーポンとしてそれぞれ支払われた2億7,600万ユーロおよび2億2,800万ユーロ(税引後)によって調整されている。

(b) ドイツ銀行

(特に表示がない限り単位：百万ユーロ(億円))

年 度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
収益合計	32,711 (40,545)	30,317 (37,578)	29,384 (36,421)	33,212 (41,166)	29,562 (36,642)
営業利益	3,090 (3,830)	3,481 (4,315)	2,284 (2,831)	2,824 (3,500)	3,703 (4,590)
当期純利益	729 (904)	893 (1,107)	1,263 (1,565)	30 (37)	282 (350)
資本金	2,380 (2,950)	2,610 (3,235)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)	3,531 (4,377)
資産合計	1,723,459 (2,136,227)	1,385,430 (1,717,240)	1,520,459 (1,884,609)	1,436,029 (1,779,958)	1,372,646 (1,701,395)
純資産額	34,752 (43,075)	37,839 (46,901)	46,816 (58,028)	45,828 (56,804)	46,067 (57,100)
1株当たり純資産額(注1) (ユーロ(円))	36.54 (4,529)	36.21 (4,488)	33.10 (4,103)	33.11 (4,104)	33.08 (4,100)
1株当たり利益 (ユーロ(円))	0.78 (97)	0.88 (109)	0.92 (114)	0.02 (2)	0.20 (25)
1株当たり配当 (ユーロ(円))	0.75 (93)	0.75 (93)	0.75 (93)	0.00 (0)	0.19 (24)
配当性向(%)	95.6	85.6	81.9	0.0	93.0
従業員数(人)(注2)	27,727	27,440	27,286	28,151	30,110

(注1) 配当可能利益を除く。

(注2) 常勤相当の平均従業員数。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（[ムーディーズ日本語ホームページ](#)の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。

ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング

● グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号

S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「ライブラリ・規制関連」の「[無登録格付け情報](#)」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

● 格付会社グループの呼称等について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

● 信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

[フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ](#)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

● 信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該去域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成 30 年 5 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記格付会社のホームページをご覧ください。

以上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額(試算額)の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をさせていただいていること。